

令和元年度 認証評価

神奈川歯科大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和元年 9 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	25
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	31
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	40
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	40
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	70
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	92
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	92
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	108
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	112
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	119
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	126
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	126
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	128
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	131

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、神奈川歯科大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和元年 9 月 30 日

理事長

鹿島 勇

学長

長谷 徹

ALO

塗々木 和男

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

明治 43 年 5 月	東京女子歯科医学講習所を東京神田に創立。 欧米諸国の歯科事情を視察した大久保潜龍氏が女子の歯科教育機関の設立の必要性を考慮して創立。
明治 45 年 3 月	東京女子歯科医学校と命名される。
大正 11 年 7 月	東京女子歯科医学専門学校に昇格。
昭和 2 年 3 月	文部大臣の指定認可校となり、国家試験を免除される。
昭和 9 年 2 月	学園規模を拡大し、日本女子歯科医学専門学校と改称。
昭和 10 年 10 月	校舎・附属病院等施設を大田区北千束町（大岡山）に移転。
昭和 25 年 3 月	専門学校廃止令により閉校。4 月には日本女子歯科厚生学校を開学。
昭和 39 年 4 月	神奈川歯科大学開設。
昭和 50 年 4 月	歯科大学に大学院歯学研究科を開設。
昭和 55 年 4 月	歯科大学附属歯科技工専門学校を開設。
平成 23 年 3 月	歯科大学附属歯科技工専門学校廃止。
平成 31 年 4 月	東京歯科衛生専門学校の事業を継承。

<短期大学の沿革>

昭和 27 年 4 月	日本女子衛生短期大学開設。保健科（2 年制定員 80 名）として歯科衛生士、保健教諭を養成する。
昭和 28 年 3 月	養護教諭の養成を始める。
昭和 29 年 3 月	日本女子歯科厚生学校を別科（1 年制の歯科衛生士専修課程）として吸収し、保健科・別科の 2 学科となる。
昭和 38 年 9 月	学園所在地を東京より横須賀へ移転。
昭和 62 年 4 月	歯科衛生士法改正に伴い、保健科を歯科衛生学科に改称し、歯科衛生士のみの養成とする。
昭和 63 年 3 月	別科を廃止する。
平成元年 4 月	短期大学名を湘南短期大学に変更、あわせて国文学科と商経学科を開設。
平成 14 年 4 月	国文学科を改組し、ヒューマンコミュニケーション学科とする。
平成 15 年 3 月	国文学科廃止。
平成 18 年 4 月	歯科衛生学科を 3 年制とする。

平成 19 年 4 月	看護学科を開設。
平成 20 年 3 月	商経学科廃止。
平成 24 年 3 月	ヒューマンコミュニケーション学科廃止。
平成 25 年 4 月	短期大学名を神奈川歯科大学短期大学部に変更。

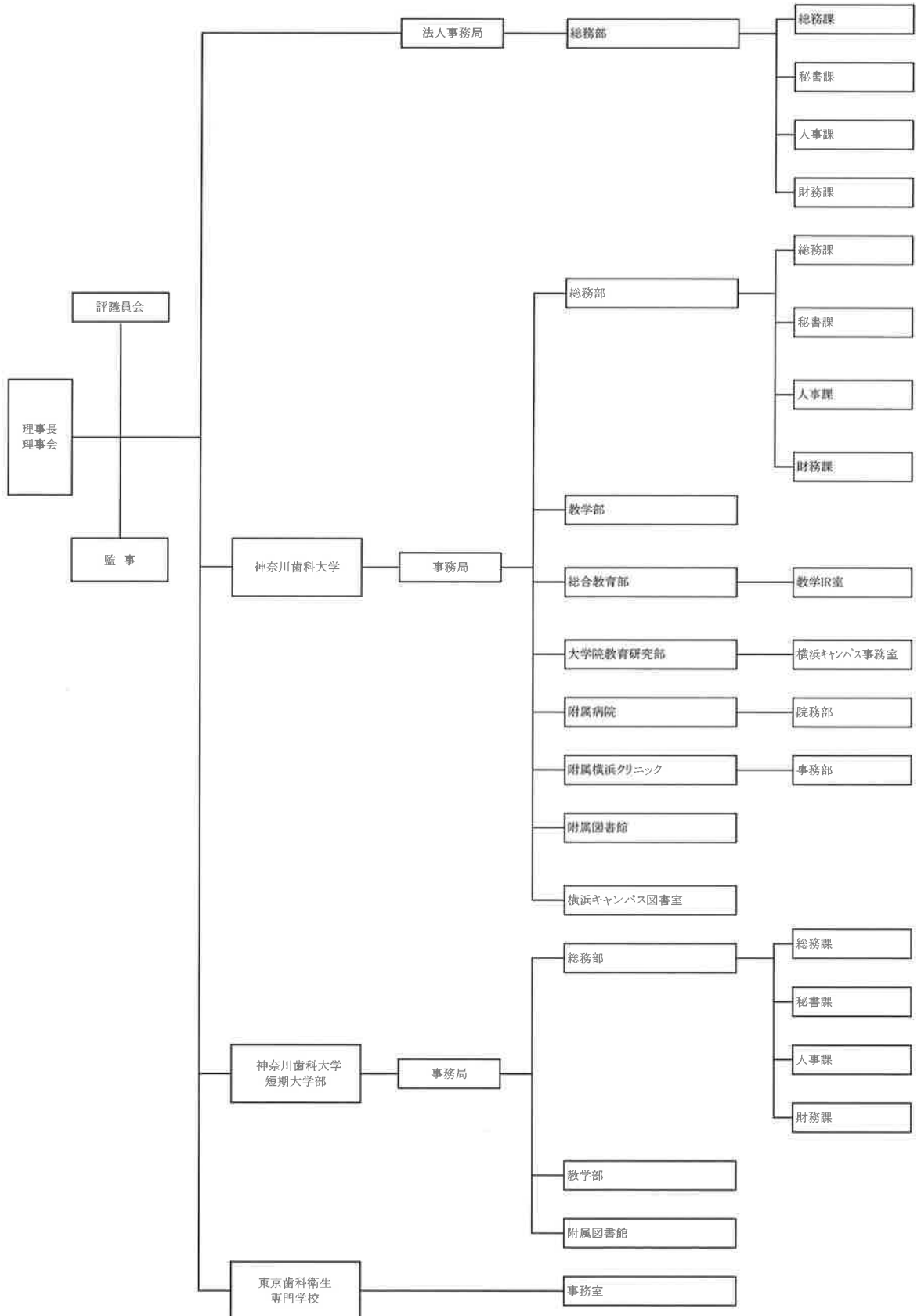
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
神奈川歯科大学短期大学部 歯科衛生学科	神奈川県横須賀市 稲岡町 82 番地	120	360	271
神奈川歯科大学短期大学部 看護学科	神奈川県横須賀市 稲岡町 82 番地	80	240	250
神奈川歯科大学 歯学部歯学科	神奈川県横須賀市 稲岡町 82 番地	120	720	721
神奈川歯科大学大学院 歯学研究科	神奈川県横須賀市 稲岡町 82 番地	18	72	82
東京歯科衛生専門学校	東京都北区滝野川 1-75-16	80	240	208

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和元年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

神奈川県全体では人口増が続くものの、本学の位置する横須賀市は平成4年をピークとして人口減が止まず、現在は40万人を割り込んだ。高齢化の進行を反映して、65歳以上の単身世帯の増加が著しくなっている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
神奈川県	145	82.3	144	78.3	173	86.1	138	83.1	161	77.8
東京都	7	3.9	9	4.9	4	2.0	5	3.0	10	4.8
静岡県	7	3.9	11	6	5	2.5	5	3.0	9	4.3
その他	17	9.7	20	10.9	19	9.5	18	10.8	27	13.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の平成30年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

日本初の女子歯科医学教育機関を祖とする本学は、数年前に文化系学科を廃し、新たに看護学科を増設して、医療系に特化した短期大学となった。創立以来の歯科医学教育を受け継ぎ、現在までに歯科衛生士として10,000人以上の卒業生を社会に送り出している。歯科衛生学科の近年の入学者は約8割が神奈川県内在住者であり、卒業生の進路先も約9割が神奈川県内の歯科医院に就職している。短期大学としては三浦半島初となった看護学科は、入学者の約8割が神奈川県内在住者であり、卒業生の進路先も約9割が神奈川県内で、その半数は三浦半島の医療機関に就職している。

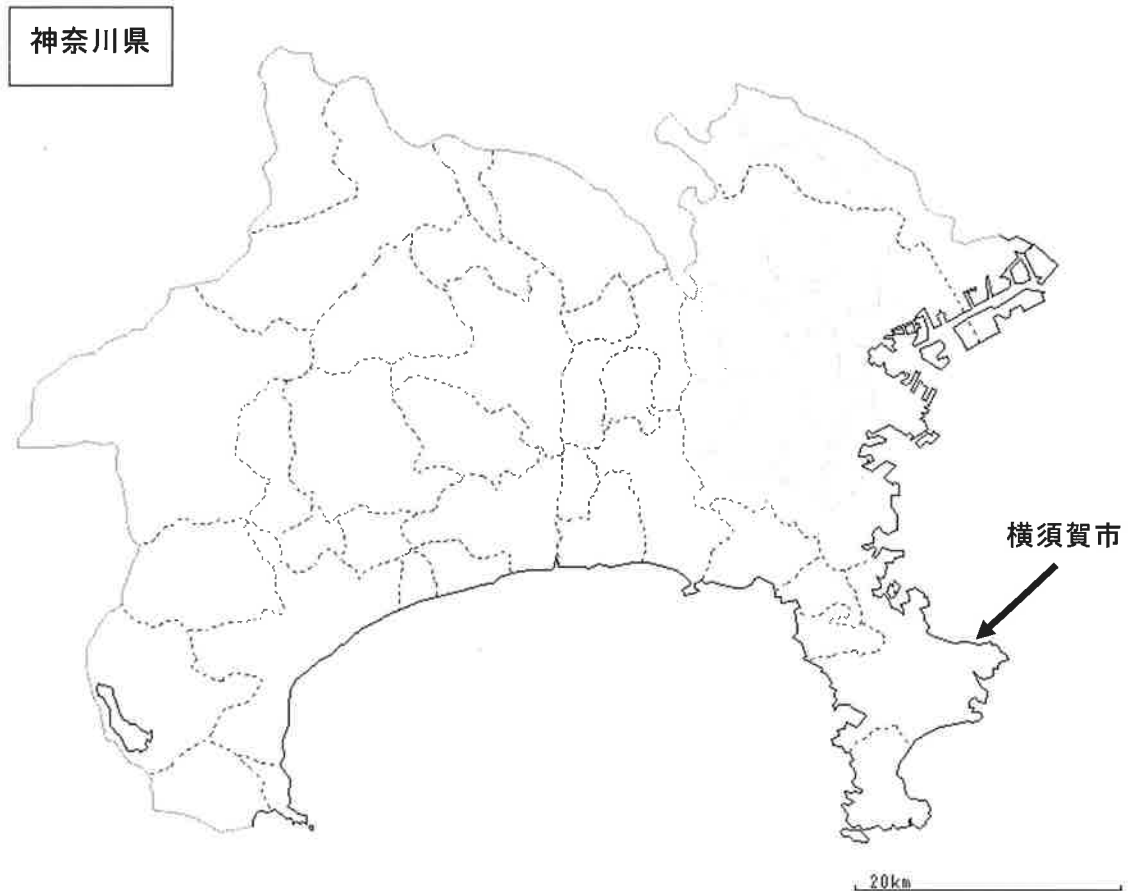
両学科とも、求人倍率は20倍を超えており、地域の高齢化とともに、今後益々医療に対する地元のニーズは高まり、本学卒業生の活躍の場も広がっていくものと思われる。

■ 地域社会の産業の状況

本地域は、半島という立地条件、また、海洋性の温暖な気象条件から、農漁業が盛んである。さらに、臨海地区の自動車の大工場の存在により、工業の「自動車基幹」傾向が続いている。農業は、露地栽培の生鮮野菜を首都圏へ供給している。漁業は、小規模な個人経営が中心である。しかし、高齢化により、農業・漁業ともに従事者は年々減少

している。工業は、輸送機関連が主力であるが、中小事業所の廃業、大企業の工場閉鎖等が目立っている。商業は、山が多く平地の少ない立地の制約により、商業圏も狭小になり、購買力が他の大商業地区に流出しがちである。また、横須賀市に限って言えば、大きな特徴として、全従業者数に占める公務従業者（他に分類されないもの）比率の高さがあげられるが、これは主に自衛隊施設が存在することによるものと思われる。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅰ [テーマ B] ○各教科に学習成果を設定し、改善を図るサイクルは確立されているものの、学科としての学習成果については、今一度点検し明確にすること、さらに、そのアセスメントの手法について検討することが望まれる。
(b) 対策
○平成 28 年度短期大学基準協会第三者評価のための訪問調査（平成 28 年 9 月 12～13 日）において指摘された当該事項については、長谷学長（兼自己点検・評価委員長）の指示のもと早急に全教職員に対して周知徹底がなされ、両学科の教学委員会委員、及び教育改革プロジェクト委員が中心となってその審議・点検を行っている。
(c) 成果
○今年度（平成 29・30 年度）以降における学科毎の「学習成果」の「明確」化（明文化）の基盤ができ、実践に移行している。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ [テーマ A] ○卒業生からのアンケート回収率の向上を図っている点は評価できるものの、その結果を全教職員で共有し、授業内容や教育方法の改善に繋げていない面があるので、積極的にアンケート結果を活用することが望まれる。
(b) 対策
○平成 30 年度においても 29 年度と同様、継続して当該「アンケート結果」を全教職員が共有・把握し、それを「積極的に活用」するよう要請している。
(c) 成果
○キャリアサポート委員会が中心となって、当該「アンケート結果」の分析で判明した「改善」点を明確にし、それを全教職員に周知させることによって、それぞれの授業や学生対応業務における、質向上の一助になっている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ [テーマ A] ○研究活動の実績が乏しい教員が見受けられるので、研究環境（研究費、研究時間等）の改善・充実が望まれる。
(b) 対策
○上掲訪問調査において指摘された当該事項については、長谷学長が本法人理事会に

改善を要請し、また、両学科長に所属専任教員の担当業務量の調査と、それに基づく改善を要請した。

(c) 成果

○当該「研究環境」の漸進的改善として、特任教授の研究費引き上げ、公私の科研費・助成金獲得のための学内研修会（説明会）の充実、学科所属教員における業務量の均等化等の努力がなされている。ただし、未だ改善には至っていない。引き続き、要請をしているところである。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項

○学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生の学習支援を組織的に行っている。

(b) 対策

○30年度においても引き続き、学生の主体的学習を奨励するため、セミナー室、教室の平日、土・日・祭日の午後10時までの使用を許可した。

(c) 成果

○図書館の活用と合わせて、放課後遅くまでセミナー室や教室が積極的に利用されるようになり、学習効果の向上に繋がった。

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）

○理事会、評議員会の委任状は各議案に対して意思表示できるものとなっていないため、早急に改善する必要がある。

(b) 改善後の状況等

○指摘を受けた次の回から、委任状を各議案に対して意思表示できるものに改善した。

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

改善意見等はなし。

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和元年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	http://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/01.html
2	卒業認定・学位授与の方針	http://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/07.html
3	教育課程編成・実施の方針	http://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/06.html
4	入学者受入れの方針	http://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/04.html
5	教育研究上の基本組織に関すること	http://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/02.html
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	http://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/03.html
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	http://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/04.html
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	http://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/06.html
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	http://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/07.html
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	http://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/08.html
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	(歯科衛生学科) http://www.kdu.ac.jp/college/hygiene/expenses/ (看護学科) http://www.kdu.ac.jp/college/nursing/expenses/
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	http://www.kdu.ac.jp/college/outline/info/10.html

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	http://www.kdu.ac.jp/corporation/info/financialstatement/

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正 文部科学大臣決定））に基づき、本学における公的資金（公的研究費）を適正に管理・運営し不正使用を防止するため、以下の取り組みを実施している。

1. 責任体制の明確化

公的資金の管理・監督の最高管理者を学長とし、統括管理責任者・コンプライアンス責任者を配置している。また、事務部門を設置し、物品の発注・検収に関する業務体系と責任体系を明確にしている。

2. 不正を発生させる要因に対する不正防止計画の策定

公的資金の不正使用を発生させる要因に対する不正防止計画を策定、推進する組織として「大学院教育研究部」を設置している。不正防止計画については毎年度見直しを行っている。

3. 研究費の適正な運営・管理

事務部門（大学院教育研究部）を設置し、研究費等の予算管理及び業者との発注・納品に関し適正化に努めている。業者への発注に当たっては、消耗品は研究者が発注を行っているが、発注前に大学院教育研究部に見積書を提出して、決裁後でなければ発注はできないようにしている。15万円以上の備品については研究者が直接発注することを禁止し、大学院教育研究部において相見積もりをとった後、業者を選定している。納品時には総務課において検収の徹底が図られている。

4. 研究倫理講習会・コンプライアンス教育の実施

研究に携わる者としての社会的責任を自覚し、関係法令、規定等を遵守し、研究費等の使用に当たって、適正に行動するための規定の整備を行うとともに、研究

倫理講習会及びコンプライアンス教育の義務付けをしている。

5. 内部監査の実施

公的研究費の適正な運営・管理等を徹底するため、監査室を設置し、内部監査を実施することとしている。

6. 情報の伝達を確保する体制

説明会及び職員用ホームページ（大学院）を通じて研究費執行に当たっての注意点を周知している。また、職員用ホームページ及び大学のホームページを通じて、研究費の使用に関する内外からの相談や、研究上の不正行為・不正使用に関する内外からの通報を受け付ける窓口を設置している。

[根拠資料]

学校法人神奈川歯科大学	公的研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図
学校法人神奈川歯科大学	公的研究費管理・運営体制規程
神奈川歯科大学	不正防止計画
学校法人神奈川歯科大学	公的研究費発注手続要領
学校法人神奈川歯科大学	公的研究費検収手続要領
学校法人神奈川歯科大学	公的研究費執行要領
学校法人神奈川歯科大学	研究活動の不正行為の防止等に関する規程
学校法人神奈川歯科大学	研究活動行動規範
学校法人神奈川歯科大学	研究倫理規程
学校法人神奈川歯科大学	公的研究費内部監査要領
公的研究費の不正防止等	のための方針と取組

2. 自己点検・評価の組織と活動

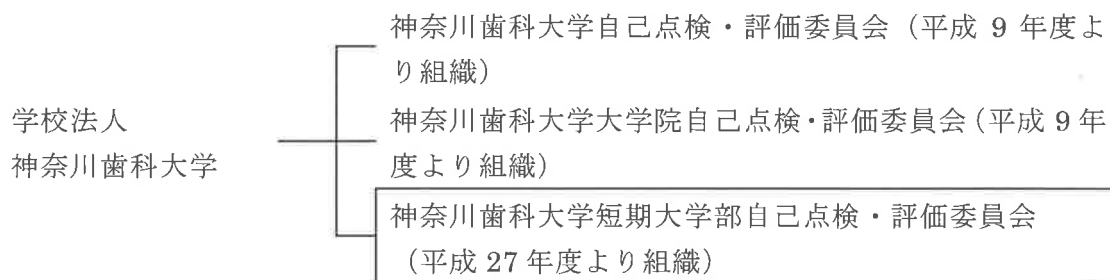
■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学における自己点検・評価の専門委員会は、平成5年に設けられた自己評価委員会に端を発する。本学の自己評価委員会は、FD活動を本学の自己点検・評価の要とすべく平成18年に「FD委員会」と改称され、以後、その名称のもとに本学の自己点検・評価活動の拠点として自己点検・評価を行い、その成果を毎年報告書に纏め刊行してきた。一般財団法人短期大学基準協会による第三者評価を受けるための特別委員会として、平成20年に「認証評価対応委員会」が併設され、「FD委員会」と緊密な連携を保ちながら、7年毎の受審等に備えた体制が整えられ、さらに、平成26年4月から自己点検・評価報告書作成作業専門部会として「認証評価プロジェクト」（プロジェクト長はFD委員長が兼務）が設けられた。そして、本学における自己点検・評価の専門委員会として従来位置づけられていた「FD委員会」が、併設の「認証評価対応委員会」と統合・改組され、平成27年4月から「自己点検・評価委員会」と改称され、文字通り自己点検・評価の専門委員会となり、それによって、従来の「FD委員会」の役割は、FDに関する専門委員会に限定されることになった。（担当者、構成員については、以下の組織図を参照）

平成29年度からは、「自己点検・評価委員会」の中に、「平成29年度報告書編集委員会」を組織し、第三者評価を受けるための委員会と、自己点検・評価報告書を作成するための委員会の2部構成とした。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

1. 自己点検・評価組織の全体図



2. 神奈川歯科大学短期大学部の自己点検・評価組織の略歴及び構成

自己評価委員会（平成5年度より組織）	
↓	
FD委員会（平成18年度に改称）	認証評価対応委員会（平成20年度より組織）
<構成員> 委員長 副委員長 委員5名 オブザーバー	<構成員> 委員長：学長 委員：学部長（平成25年度より） 委員：ALO 委員：教務担当部長 委員：学生担当部長 委員：歯科衛生学科長 委員：看護学科長 委員：FD委員長 委員：教学部課長
認証評価プロジェクト（平成26年度より組織）	
<構成員> 学長、学部長を除く認証評価 対応委員会 委員及び各委員会委員長	
自己点検・評価委員会（FD委員会と認証評価対応委員会を統合・改組し、平成27年度より組織）	
<構成員> 委員長：学長 副委員長：ALO 委員：教務担当部長 委員：学生担当部長 委員：歯科衛生学科長 委員：看護学科長 委員：認証評価プロジェクト長 委員：法人事務局長 委員：教学部課長	

*平成30年度の役職の個人名は、<「平成30年度自己点検・評価報告書」領域担当者一覧>を参照。

3. 本学の第三者評価の関連委員会

外部評価委員会（学外有識者 7 名を評価者として招請した評価委員会。平成 5 年度より組織）

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学においては、平成 5 年度に組織された「自己評価委員会」が、平成 18 年度以降は「FD 委員会」が自己点検・評価活動の拠点として、全教職員と協働しながら自己点検・評価を行い、また、第三者評価受審の際には、「認証評価対応委員会」と緊密に連携しながら周到に対応できるような組織作りに努めてきた。その成果として本学は、短期大学基準協会による平成 21 年度第三者評価において「適格」と認定された。また、その際、向上・充実のための課題として提示された事項も、本学の全教職員に早急に具体的対策を促すことで改善がなされた。そして、平成 26 年 4 月からは、自己点検・評価報告書作成に関して臨機応変に対応できる、言わばタスク・フォースとして「認証評価プロジェクト」を設け、さらに（既述のごとく）、平成 27 年 4 月から従来の「FD 委員会」と「認証評価対応委員会」を統合・改組し、「自己点検・評価委員会」という名称の文字通り自己点検・評価の専門委員会を設け、本学の自己点検・評価組織のさらなる機能向上に努めている。

「自己点検・評価委員会」の開催については、概して定例教授会の終了後に月 1 回を目安とし、自己点検・評価に関する案件の審議や当該情報の周知をその主要目的としているが、開催されない月においても、「自己点検・評価委員会」の構成員である学長、ALO、認証評価プロジェクト長が、絶えず緊密な協議や情報交換をしながら、本学の自己点検・評価活動に支障を来たさないよう努めている。30 年度は、5 月 16 日、6 月 20 日、7 月 18 日、9 月 19 日、11 月 21 日、12 月 17 日、1 月 16 日、2 月 20 日計 8 回実施した。

自己点検・評価組織・活動の言わば物証である自己点検・評価報告書の原稿については、「平成 29 年度報告書編集委員会」が担当した。実施方法は、①各領域の執筆責任者（あるいは執筆責任者に依頼された者）が、自己点検・評価報告書作成マニュアルに準拠し、且つ、自己点検・評価のための根拠（資料等）に基づきながら作成したものを、各領域の統括責任者に提出し、②統括責任者は、作成された原稿がマニュアルに準拠した適切な内容のものか査読した上で、さらに、それを「自己点検・評価委員会」に提出し、③「自己点検・評価委員会」の当該報告書編集担当者は、回収された全原稿を校閲し、問題のある原稿等があれば ALO や統括責任者と協議の上、執筆者本人に修正・加筆等を求め、その作業終了後に「自己点検評価委員会」及び「教授会」に経過報告し、④その承認のもとで印刷段階に至るという過程を踏んでいる。

（以下の一覧表を参照）報告書作成において、「自己点検・評価委員会」と「平成 29 年度報告書編集委員会」は密に連絡し、原稿と現状、内容について正しく表記されているか確認し合い、正当な評価が受けられるよう配慮した。29 年度は、12 月に実施した「外部評価委員会」の意見を取り入れ、最終報告書とした。平成 30 年度は指摘内容を年度内の早い時期にフィードバックさせるため、2 月 20 日の「自己点検・評価委員会」で原稿締め切りを早めることを決定した。

< 「平成 30 年度版自己点検・評価報告書」領域担当者一覧 >

(歯は歯科衛生学科、看は看護学科)

評価基準の領域

領域統括責任者

領域執筆責任者

- | | | |
|---|----------------|---------------|
| 1. 自己点検・評価の基礎資料 様式 4 | 事務局長 (菅原) | 関連事務部職員 |
| 2. 自己点検・評価の組織と活動 様式 4 | 自己点検評価委員長 (長谷) | 自己点検評価委員 (山田) |

【基準 I 建学の精神と教育の効果】 様式 5

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

学長 (長谷)、
教務部長 (塗々木)、
学生部長 (山田)

[区分 基準 I-A-1] <現状>

学長

学長

[区分 基準 I-A-2] <現状>

教務部長、学生部長

学生部長 (山田)

<テーマ 基準 I-A> (課題)

学長

学長

<テーマ 基準 I-A> (特記事項)

教務部長

教務部長 (塗々木)

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

教務部長、学生部長

[区分 基準 I-B-1] <現状>

教務部長、
学科長 (角田、前山)

歯 伊ヶ崎 看 棚橋

[区分 基準 I-B-2] <現状>

教務部長、学科長

歯 中向井 看 棚橋

[区分 基準 I-B-3] <現状>

教務部長、学科長

教務部長

<テーマ 基準 I-B> (課題)

教務部長、学科長

教務部長

<テーマ 基準 I-B> (特記事項)

教務部長、学科長

教務部長

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

自己点検評価委員長

自己点検評価委員 (川口)

[区分 基準 I-C-1] <現状>

自己点検評価委員長

自己点検評価委員

[区分 基準 I-C-2] <現状>

自己点検評価委員長

自己点検評価委員

<テーマ 基準 I-C> (課題)

自己点検評価委員長

自己点検評価委員

<テーマ 基準 I-C> (特記事項)

自己点検評価委員長

自己点検評価委員

<基準 I の改善状況・改善計画> (a)(b)

教務部長、学科長

教務部長、学科長

【基準 II 教育課程と学生支援】 様式 6

[テーマ 基準 II-A 教育課程]

<根拠資料>

教務部長、学科長

[区分 基準 II-A-1] <現状>

教務部長、学科長

学科長

[区分 基準 II-A-2] <現状>

教務部長、学科長

歯 山本 看 石川 (徳)

[区分 基準 II-A-3] <現状>

教務部長、学科長

歯 中向井 看 棚橋

[区分 基準 II-A-4] <現状>

教務部長、学科長

歯 片岡 看 石川 (徳)

[区分 基準 II-A-5] <現状>

教務部長、学科長

入試委員長 (山田)

[区分 基準Ⅱ-A-6] <現状>	教務部長、学科長	歯 片岡 看 石川 (徳)
[区分 基準Ⅱ-A-7] <現状>	教務部長、学科長	歯 片岡 看 石川 (徳)
[区分 基準Ⅱ-A-8] <現状>	教務部長、学科長	キャリアサポート委員長 (星野)
<テーマ 基準Ⅱ-A> (課題)	教務部長、学科長	歯 片岡 看 石川 (徳)
<テーマ 基準Ⅱ-A> (特記事項)	教務部長、学科長	歯 片岡 看 石川 (徳)
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]		
<根拠資料>	学生部長、学科長、 キャリアサポート委員長	
[区分 基準Ⅱ-B-1] <現状>	教務部長、学科長	学科長、教学部課長 (中村)
[区分 基準Ⅱ-B-2] <現状>	教務部長、学科長	学科長
[区分 基準Ⅱ-B-3] <現状>	学生部長、学科長	学生部長
[区分 基準Ⅱ-B-4] <現状>	学生部長、学科長	キャリアサポート委員長
<テーマ 基準Ⅱ-B> (課題)	学生部長、学科長	学生部長
<テーマ 基準Ⅱ-B> (特記事項)	教務部長、学生部長	学生部長
<基準Ⅱの改善状況・改善計画>(a)(b)	教務部長、学生部長	教務部長、学生部長

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】様式7

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]		
<根拠資料>	教務部長、学科長、 教学部課長	
[区分 基準Ⅲ-A-1] <現状>	教務部長、学科長	歯 山本 看 前山
[区分 基準Ⅲ-A-2] <現状>	教務部長、学科長	歯 山本 看 前山
[区分 基準Ⅲ-A-3] <現状>	教学部課長	教学部課長
[区分 基準Ⅲ-A-4] <現状>	教学部課長	教学部課長
<テーマ 基準Ⅲ-A> (課題)	教務部長、学科長	学科長、教学部課長
<テーマ 基準Ⅲ-A> (特記事項)	教務部長、学科長	学科長、教学部課長
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]		
<根拠資料>	事務局長、教学部課長	
[区分 基準Ⅲ-B-1] <現状>	事務局長	教学部課長
[区分 基準Ⅲ-B-2] <現状>	事務局長	教学部課長
<テーマ 基準Ⅲ-B> (課題)	事務局長	教学部課長
<テーマ 基準Ⅲ-B> (特記事項)	事務局長	教学部課長
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]		
<根拠資料>	教務部長、学科長	
[区分 基準Ⅲ-C-1] <現状>	教務部長、学科長	歯 井出 看 吉越
<テーマ 基準Ⅲ-C> (課題)	教務部長、学科長	歯 井出 看 吉越
<テーマ 基準Ⅲ-C> (特記事項)		
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]		
<根拠資料>	事務局長、教務部長	
[区分 基準Ⅲ-D-1] <現状>	事務局長	事務局長、関連事務部職員

[区分 基準Ⅲ・D-2] <現状>	事務局長	事務局長、関連事務部職員
<区分 基準Ⅲ・D> (課題)	事務局長	事務局長、関連事務部職員
<テーマ 基準Ⅲ・D> (特記事項)	教務部長、事務局長	教務部長、事務局長
<基準Ⅲの改善状況・改善計画>(a)(b)	教務部長、事務局長	教務部長、事務局長

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】様式 8

[テーマ 基準Ⅳ・A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>	理事長 (鹿島)	
[区分 基準Ⅳ・A-1] <現状>	理事長、事務局長	理事長
<テーマ 基準Ⅳ・A> (課題)	理事長、事務局長	理事長
<テーマ 基準Ⅳ・A> (特記事項)		
[テーマ 基準Ⅳ・B 学長のリーダーシップ]		
<根拠資料>	学長	
[区分 基準Ⅳ・B-1] <現状>	学長	学長
<テーマ 基準Ⅳ・B> (課題)	学長	学長
<テーマ 基準Ⅳ・B> (特記事項)	学長	学長
[テーマ 基準Ⅳ・C ガバナンス]		
<根拠資料>	事務局長	
[区分 基準Ⅳ・C-1] <現状>	事務局長	事務局長、関連事務部職員
[区分 基準Ⅳ・C-2] <現状>	事務局長	事務局長、関連事務部職員
[区分 基準Ⅳ・C-3] <現状>	事務局長	事務局長、関連事務部職員
<テーマ 基準Ⅳ・C> (課題)	事務局長	事務局長、関連事務部職員
<テーマ 基準Ⅳ・C> (特記事項)	事務局長	事務局長、関連事務部職員
<基準Ⅳの改善状況・改善計画>(a)(b)	理事長、学長、事務局長	理事長、学長、事務局長

様式 9	提出資料一覧	教務部長	教学部職員
様式 10	備付資料一覧	教務部長	教学部職員
様式 11	短期大学の概要	教務部長	教学部職員
様式 12	学生数	教務部長	教学部職員
様式 13	教員以外の職員の概要	教務部長	教学部職員
様式 14	学生データ	教務部長	教学部職員
様式 15	教育課程に対応した 授業科目担当者一覧	教務部長	教学部職員
様式 16	理事会の開催状況	事務局長	関連事務部職員
様式 17	評議員会の開催状況	事務局長	関連事務部職員
様式 18	単位認定状況表	教務部長	教学部職員
様式 19	教員個人調書	教務部長	教学部職員
様式 20	教育研究業績書	教務部長	教学部職員
様式 21	非常勤教員一覧表	教務部長	教学部職員
様式 22	専任教員の研究活動状況表	教務部長	教学部職員

<備考>

1. 領域執筆責任者は、原則として学長・教務部長・学生部長・学科長・事務局長によって任命された教職員が担当する。
 2. 様式 4 の「1. 自己点検・評価の基礎資料」の「(5) 課題等に対する向上・充実の状況」は、自己点検評価委員長もしくは当該委員長が任命した当該委員が執筆担当する。
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成 30 年度を中心に）

平成 29 年 3 月	短期大学基準協会より「適格」と認定される。
平成 29 年 12 月 28 日	「平成 28 年度版自己点検・評価報告書」完成。
平成 30 年 5 月 1 日	平成 30 年度第 1 回「自己点検・評価報告書」編集委員会
平成 30 年 5 月 16 日	平成 30 年度第 1 回自己点検・評価委員会 （「平成 29 年度版自己点検・評価報告書」作成の進捗状況及び原稿提出期限の確認。）
平成 30 年 6 月 20 日	平成 30 年度第 2 回自己点検・評価委員会 （「平成 29 年度版自己点検・評価報告書」作成の進捗状況及び原稿提出期限の確認。）
平成 30 年 7 月 18 日	平成 30 年度第 3 回自己点検・評価委員会 （「平成 29 年度版自己点検・評価報告書」作成の進捗状況の確認。）
平成 30 年 9 月 19 日	平成 30 年度第 4 回自己点検・評価委員会 （「平成 29 年度版自己点検・評価報告書」作成の進捗状況の確認。）
平成 30 年 9 月 30 日	「平成 29 年度版自己点検・評価報告書」完成。
平成 30 年 11 月 21 日	2 月 3 日 17:30 から外部評価委員会を開催するにあたり、平成 29 年度各委員会委員長、原稿執筆者は、自己点検評価報告書を十分確認し臨むよう依頼した。
平成 30 年 12 月 17 日	12 月 3 日実施した外部評価委員会で頂いたご意見を元に、報告書の加筆修正を該当箇所の執筆者に依頼する
平成 31 年 1 月 16 日	自己点検評価報告書作成に辺り、次回の教授会にて執筆分担表を配布し変更点、修正すべき点を説明することを決定した。
平成 31 年 2 月 20 日	資料を基に山田副委員長より分担や記入方法について報告された。 6 月末を最終原稿締め切りとして、学科でまとめて教学部に提出する。 9 月の完成を目指す。
平成 31 年 2 月 28 日	「平成 30 年度版自己点検・評価報告書」作成の依頼文を配信。
令和元年 9 月 18 日	令和元年度第 1 回「自己点検・評価報告書」編集委員会
令和 2 年 1 月 15 日	令和元年度第 2 回「自己点検・評価報告書」編集委員会
令和 2 年 3 月 18 日	「平成 30 年度版自己点検・評価報告書」完成。

【基準I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準I-A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料 2 学生便覧 3 学校案内

備付資料 10 国家試験結果一覧 23 授業評価アンケート

備付資料・規程集 18 アカデミックサポート委員会規程

[区分 基準I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準I-A-1 の現状＞

「愛」という一文字で表されている本学の建学の精神の下に、「高い人格と確かな識見、豊かな徳操を養い、専門の知識と技術を基に自ら行動し、その能力を社会に貢献できる人材を育成する」ことを教育理念として明確に掲げている。教育基本法では、教育の目的は社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとしているが、本学の建学の精神、「愛」は、他人を尊重し、学んだ医学知識と医療技術によって社会に奉仕し、さらに、日々自己研鑽を怠ることなく高い医療レベルの維持増進を図れる人材を養成することを意味しており、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

建学の精神を意義あるものとして教育に生かすには、まず、学生と教職員が、その精神を共有しなくてはならない。特に新入生にとっては、その精神を知った上で入学してもらうことが重要である。そこで本学では、建学の精神をホームページや学校案内（提出・3）等の印刷物に必ず記載し、学内外に表明している。また、本学の全ての教室には、黒板横の掲示板に建学の精神である「愛」の文字と教育理念を掲示し、学生と教職員が日常的に確認できるようにしている。

とは言え、学生全員が「愛」という建学の精神を真に理解し、学業や社会生活において実践しているかどうかについては、若干の疑問がある。なぜなら、建学の精神が「愛」という一文字に凝縮されているため、覚えやすい反面、具体的なイメージを浮かべにくいからである。そこで、医療系二学科を擁する本学ならではの「愛」の精神に根ざした実践教育を実施することによって、「愛」という建学精神の具体化に努めている。つまり、学生には、医療人を目指す学生としてのあるべき姿を愛の精神に基づいて示し、教職員には、医療系スタッフとしての望まれる姿を体現するべく、建学の精神にしっかり関連づけられた講義、実習、演習を準備し、建学の精神の活性化に対する不断の

努力をするよう周知している。

建学の精神を基盤とした教育の実現という観点において、本学は、文部科学省の平成 27 年度私立大学等改革総合支援事業、タイプ 1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」を申請し、採択された。可能な改革を着実に実行に移したことが、この結果に繋がったと考えている。ただし、まだ達成できていない重要項目もあり、今後も改革へ向けた取り組みを継続する必要がある。

歯科衛生学科及び看護学科は、建学の精神に基づいて策定された、それぞれの教育目的・目標を学内外に表明し、その達成に向けて教育課程の編成、学習成果の適切な測定、学習効果の点検等を行いながら日々の教育を行っている。また、教育の質を保証するためには、適切な査定方法の構築が必要であるが、その点においては完成に向け、今なお途上にある。ただ、卒業生にとっては重大な学習成果の一つと言える国家試験合格率では全国平均以上の成績を維持しており（備付-10）、そのことは学内外にも表明している。

一方、国家試験合格率以外の学習成果の査定方法の構築のためには、客観的基準や評価法の統一化をさらに進める必要があり、具体的には客観試験やルーブリック評価の積極的導入が挙げられる。また、学習成果を量的・質的データとして測定、蓄積し、その分析の下に教育内容や学習課程、シラバスを見直し、点検することにおいても未だ十分とは言えない。そこで、同一キャンパス内にある歯学部 IR 室が短期大学部の IR 業務も担当できるよう学内調整を進めていきたい。また、教育の向上・充実を図り、その質を保証するための査定に PDCA サイクルを継続的に用いる必要がある。例えば、授業評価アンケートという方策については①授業評価アンケート（備付-23）の計画、②同アンケート実施、③分析、④フィードバックと授業改善というサイクルを利用している。とは言え、アンケート回答の精度や分析後の授業改善内容に課題が残るケースもある。従って、より実質的な査定を行うために、PDCA サイクルの各項目について、より綿密な再検討を行わなければならない。

本学は、自己点検・評価活動を円滑かつ適正に行うために、規程の整備と組織の変更という大きな改革を実施した。これに伴い全学的な動きとして、自己点検・評価活動が実施されている。ただし、自己点検・評価に関する従来の委員会と新たな自己点検・評価委員会との役割分担において曖昧な点があり、より明確化することが求められる。今後も本学の向上・充実のために本学の教職員が一致協力して、自己点検・評価活動に取り組み、その成果を十分に活用する必要がある。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

(1) 大学は地域に対する情報発信源としての役割を担う。本学においても、その一環として一般市民向け公開講座を実施している。本学は現在、歯科衛生学科、看護学科からなる医療系の短期大学であり、神奈川歯科大学（以下、歯科大学）も併設しているので、健康や医療に関するテーマの公開講座を実施している。実施は組織的に定期的に行うため、アカデミックサポート委員会（備付・規程集 18）という、歯科衛生学科、看護学科の教員及び教学部職員からなる組織を立ち上げている。実施に当たっては、前年度のテーマ、参加人数、アンケート結果の要望等を参考にして開催時期を決めている。平成 30 年度は、「多職種で関わる歯周病プログラム～歯を磨いていれば大丈夫という考えはもう古い?!」というテーマで生涯学習セミナーを開催した。社会では高齢者が急増し、一方、国の掲げる目標「健康で長生き」の重要な要素の一つが口腔の健康であることから、高齢者の口腔への関心は高まっている。受講者の内訳は、ほとんどが高齢者で、男女比では女性が多かった。このように本学のセミナーにおいては、女性が注目したり、高齢者が身近に感じたりするテーマが受け入れられやすい。特に医療系の話題であれば、さらなる新規受講者の増加を期待できることから、今年度も口腔に関する医療系の講演とし、昨年と同じ講師に依頼したところ、51名と多くの方々に受講して頂いた。多数の質問も寄せられ盛況のうちに終了した。

歯科衛生士、看護師は女性が占める割合が多い職業であるが、例えば歯科衛生士であれば、歯科衛生士国家資格保持者のうち実働者は半分以下の 11 万人にとどまる。これは、結婚や出産を機に離職することが多いためである。このうち、子育てが一段落した 30~40 代に復職を希望する有資格者が多い。一般的に開業歯科医院においては、歯科医師一人に対して歯科衛生士 2~3 名が理想と言われているが、歯科医師は 10 万人を超え、歯科診療所数は約 7 万医院であるため、慢性的な歯科衛生士不足となっている。そのため、本学でも歯科衛生士の求人倍率は常に 20 倍以上を維持している。国民の口腔の健康維持のために、歯科衛生士の増員が急務であるため、有資格者の復職も支援するべきであると思われる。本学では、リカレント講座またはブラッシュアップ講座を開催し、復職希望者やレベルアップを希望する歯科衛生士、看護師に門戸を開いている。今年度はブラッシュアップ講座を 2 講座開催した。1 講座目は看護師を対象として「がん患者の口腔ケア～明日からの実践に活かせる具体的な援助方法とは～」のテーマで 12 月 3 日に実施し、参加者は 26 名であった。2 講座目は歯科衛生士を対象として「メンテナンス・SPT における歯科衛生士の役割Ⅱ～ワンランクアップの歯科衛生士を目指して」のテーマで 2 月 7 日に実施し、参加者は 47 名であった。慢性的な歯科衛生士並びに看護師不足は、医療現場で深刻な問題であり、昨今は歯科医師会や病院単位でリカレント講座を実施している。歯科医師会が実施する講座では、実施規模が大きく、協賛する歯科企業も多いため、開催地の利便性がよく、講座の多様性があり、託児所や駐車場を完備し、就職ガイドの充実等、復職者の希望に添った開催方法で実施している。そのため、本学で実施する講座よりも参加者数が多い。このような状況に鑑みて、本学は、今後も継続してリカレント講座による情報発信を実施するが、歯科医師会等が実施する講座に大学として講師を派遣する等、協力体制も整えていく必要がある。実際、藤沢市歯科医師会主催のリカレント講座には、本学

教員が器具持参で参加した実績もある。今後、様々な団体と協力する体制を検討する。正課授業の開放あるいは参観に関しては、専門的な分野が多いため一般公開はしていないが、申し入れがあれば検討する。

(2) 本学は、歯科衛生学科、看護学科を設置しているため、近隣の病院、診療所、種々の施設と協定を結んでいる。本学学生が当該施設で歯科衛生士業務、看護師業務の一部を指導者の指導のもとで実習している。実際の臨床現場には様々なケースがあるため、学生にとっては大変有用な機会となり学習成果を高めている。

教育機関との関係においては、高大連携の一環として横須賀学院高等学校生徒に対し、7月24日に本学学内にて体験授業を行った。歯科衛生学科説明、歯科衛生体験実習、看護学科説明、看護体験授業、資料館見学のプログラムであった。これに加えて、高校に出向いて授業や進路指導、模擬実習、職業ガイダンス、職業体験等を実施している。その際、機会があれば簡単な実習器具を持参し、示説並びに簡単な実技指導を実施して、理解を深めてもらうよう工夫をしている。これまでに出向いた高校は、横須賀総合高校、湘南工科大学附属校、三浦学苑高校、磯子高校、氷取沢高校、平塚商業高校、横浜清風高校、逗葉高校、逗子高校、寒川高校等、20校以上である。さらに、県立高等学校学習コンソーシアムにも参加し、高等学校と連携を図っている。

青年前期の生徒に対して、様々な職業を紹介して職業選択の一助にするという「就職体験」のプログラムが近隣中学校に存在する。本学も協力施設の一つとして生徒を受け入れている。平成30年度は、近隣の鴨居中学校の他2校に対して協力し、生徒を受け入れた。中学生が本学に来校し、歯科衛生学科、看護学科で作成した実習プログラムに沿って、実際の業務でも使用される器具・器材・材料を使用し、歯科衛生、看護の実務の一端を本学教員の指導のもと、体験して頂いた。

国際交流としては、台湾の高雄医学大学、ベトナムのバックマイ病院及び附属看護大学のタンロン技術学院と提携をしている。ここ数年続けて7月に高雄医学大学口腔衛生学科の学生が来校しているが、平成30年度は、学生2名と引率教員として同大学口腔衛生学系助理教授の劉彦君先生が来校した。研修内容としては、本学歯科衛生学科3年生のオーラルケアセンター実習への参加、劉先生による「台湾の歯科医療事情について」の講義、本学、中向井講師による「日本の歯科衛生士について」の講義等を実施した。さらに、来学した学生及び教員と、過去に台湾研修に参加した本学学生及び歯科大学の台湾籍学生を交えて懇親会を行った。また、本学附属病院、横浜クリニック、特別養護老人ホーム「共楽荘」で施設を見学した。これらの研修を通じて、国による歯科医療や歯科衛生士の環境の違い、生活や風習の違い等、国際感覚を研鑽する非常に良い機会となったと思われる。

また、選択必修科目（提出資料2）として海外事情Ⅰ<欧米>・海外事情Ⅱ<アジア>が単位化されている。どちらも事前授業を行い、研修先の国や医療事情を学修した後、平成30年8月にアジア研修（台湾）の高雄医学大学を訪問した。同年7月に本学にて研修した同大の学生との交流会をはじめ、医療施設見学では、施設の違い、病院の対応・入院施設など、日本の医療や看護の在り方をより客観的に考える良い機会となった。同年12月には欧米研修（イタリア）でミラノの病院において日本と欧米の医療の

違いを学び、フィレンツェやローマを巡りヨーロッパの芸術や歴史・文化の違いを体験した。

(3) 本学では地域・社会に貢献するようできるだけ配慮している。それを暦年(年代)順に説明する(提出資料 3)。

本学は昭和 27 年に東京都大森区(現大田区)大岡山にて日本女子衛生短期大学を開設し、昭和 38 年に神奈川県横須賀市に移転して来た。本学立地は、もともと旧帝国海軍機関学校跡地で、当時の桜並木が約 150m に渡り保存されており、150 年の歴史を今に伝えている。満開の頃には見事な桜並木を一般市民に開放している。この桜並木は機関学校の正門から始まっていたが、その正門は米国海軍基地との地境として現在も保存されている。また、学内には当時の煉瓦作りの変電所跡(設備等は撤去され倉庫として使用中)、海軍のマークがある小型のマンホール、軍人勅諭の碑などがあり、貴重な歴史遺産として保存されている。一般市民から申請があれば、1 時間程度ではあるが、本学職員による案内も実施している。

構内にある世界三大花木の一つであるジャカランダが、「横須賀市景観重要樹木」に指定された(2018 年 3 月)。毎年 6 月には教職員が一致団結してジャカランダフェスティバルを開催し、市民の方々に楽しんで頂いている。

本学は学校創立 108 年を迎え、これまでに幾度か記念事業を実施してきた。104 年を迎えた平成 26 年には、学内に創立 100 年を記念して資料館をオープンした。本学名誉教授、横地千仞先生の解剖学の著書は、世界 20 ヶ国で翻訳出版されており、その著書や掲載されている多数の標本が、この資料館に展示され、医療関係者に公開されている。その他に、現在、50 年前、100 年前の歯科診療室を再現したコーナーや本学の 100 年の歴史を綴った展示室がある。同展示室に掲示されている写真には、大正時代や昭和時代初期の学生生活、歯科診療風景、昭和時代の横須賀の様子が記録されている。また、作家である芥川龍之介が大正時代に旧帝国海軍機関学校で教鞭をとっていたことに因んで、直筆の原稿も所蔵されており、同氏研究の上の価値ある資料であるとの評価を得ている。資料館の展示品うち、解剖標本を除いた部分は事前申込の上で一般市民の閲覧が可能である。また、専門分野の解剖資料は、医療系養成学校や医療系機関の要望があれば公開している。近隣に鎌倉などの歴史的な都市があり、歴史探訪や芥川龍之介をテーマとした、他組織が主催する公開講座が開催されている。それらから見学要請がある場合も、案内者を同行させ資料館や学内の歴史施設を公開している。

毎年 11 月初旬に、学園祭である「稲岡祭」を開催し、多くの一般市民が参加されている。この中で、医療系大学の特徴を活かした無料歯科相談と看護医療体験は市民の参加者が多い。無料歯科相談では、口腔疾患や歯科治療に関して様々な悩みや不安を抱えた市民の方が多数来場され、普段なかなか聞けない質問や相談を受けている。担当歯科医師は歯科大学教員や卒業生のボランティアで、診療補助や受付は本学教員の指導のもと歯科衛生学科の学生が担当している。看護医療体験は参加者の希望に沿って、バイタルサイン測定、プチナース体験、高齢者体験、手指衛生チェック、妊婦体験、沐浴体験をして頂いている。本学教員の指導のもと、学生が測定や各体験の補助

を行い、参加者に乳児から妊婦、高齢者までの看護医療の対象の幅広さや、その重要性を実感して頂いている。他のブースやステージイベントも学生と同様に一般市民にも公開され、市民と本学学生が交流する、大変良い機会となっている。

その他、市民マラソン等、市内で行われるイベントにも本学はボランティアとして、無料歯科相談等のブースで参加した経験があり、市やその他の地域社会から要請があれば、できるだけ参加するよう心掛けている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神及び教育理念の言葉の意味を表面上理解するだけではなく、言葉に内在している精神の共有が重要であり、さらに進んで医療を提供する側の人間として、それら精神の実践にまで至らねばならない。従って、ただ単に建学の精神の周知を「スタートアップセミナー」という一授業科目に委ねるのではなく、各教員も各自の授業において、できるかぎり工夫し、学習者の視点に立った分かりやすい講義を提供することで「愛」の精神の実践を展開していかねばならない。

また、外部評価委員会において、「建学の精神が『愛』一文字でシンプルであることが、学生にとって逆に理解しにくい面もあるのかもしれない」との指摘を受けた。そのため、教学委員会等で建学の精神及び教育理念を、より具体的、実践的な文言の追加、あるいは変更する検討も次年度から開始することとした。

地域社会への貢献としては、本学でのイベントの開催のみならず、地元イベントへ本学教員として参加し、歯科衛生士、看護師としての知識、技能を発揮できるように協力し、地域・社会に貢献していく。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学則 2 学生便覧 3 学校案内 4 シラバス
備付資料 10 国家試験結果一覧 13 就職先アンケート 19 実習要項総論
23 授業評価アンケート
備付資料・規程集
20 キャリアサポート委員会規程

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

「教育基本法」及び「学校教育法」に基づき、「愛」という建学の精神の下に、教育目的・目標を定めている。教育目的は、学則（提出-1）「教育目的」第2条に明確に規定され、「学生便覧」（提出-2）「学校案内」（提出-3）、及びホームページに記載し、学内外に表明している。学生に対しては「学生便覧」の配布の他、授業開講時のガイダンス、臨床実習前のオリエンテーションで教育目的・目標を周知している。高校生を対象としたオープンキャンパス、進学説明会、病院主催の「看護師1日体験」での講師による学校案内等でも教育目的・目標を説明している。

平成25年度から、教育目的・目標を分かり易くすることを改善計画として挙げ、その取り組みとして「シラバス」（提出-4）の記述方法を改善したため、学生が理解し易くなっている。また、授業担当教員が学生からの「授業評価アンケート」調査（備付-23）を参考に、次年度のシラバスの見直しを行っている。

平成28年度は、文部科学省に届け出の「授業概要」等を再確認しながら教育目的・目標の再点検を行った。平成29年度は学力差等にも配慮し、カリキュラムの微調整や再編を行い、平成30年度も踏襲した。尚、教育目的・目標に基づく人材育成が地域・社会の要請に応じているかを点検するために、キャリアサポート委員会（備付資料・規程集20）が中心となって、卒業生及び卒業生の就職先に対して、毎年「就職先アンケート」（提出-13）調査を行っている。その回収データの結果の分析（本書62~69頁）から、本学の人材育成が地域・社会の要請に応じているかを点検できると思われる。

[歯科衛生学科]

歯科衛生学科では、「愛」という建学の精神の下に、教育目的は「自ら考え問題を解決する姿勢と行動力を持ち、歯科保健・医療を通じて人々が健康で快適な生活を営む

よう健康の実現に向けてサポートし、社会のニーズに応え専門的知識や技術を身につけ、生涯にわたり自己研鑽し、人々に信頼され自律する人材を養成する」こととしている。それはさらに、次のような歯科衛生学科の教育目標の文言に繋がる。

歯科衛生学科の教育目標

- 1 情報化社会の進展を背景にコミュニケーション能力を重視した教育を行う。
- 2 オリジナリティあふれる人材を育成するための教育環境と機会を用意する。
- 3 実社会における即戦力となる技術や知識を身につける教育を行う。
- 4 資格取得（歯科衛生士）のための専門教育を行う。

前掲のように、建学の精神に基づいて、歯科衛生学科の教育目的と教育目標を明確にしており、また、それは「歯科衛生士養成所指定規則」に基づいて構築されたカリキュラムに反映させている。さらに、各年度・各学年における学生の学習成果の到達度や学生間の学力差は、各学年別並びに各科目別実習担当者会議等で、その微調整や再編成をするよう定期的に点検している。尚、大幅な変更がある場合は学科会で報告し、教授会あるいは教学委員会で審議する場合もある。また、各教科のシラバスは歯科衛生学科の教育目的・目標を含みつつ、学生により具体的で理解しやすいように工夫して「学習目的」、「到達目標」として表現し、公表している。さらに、臨床実習においては、オリエンテーション時に教育目的・目標についての理解を深められるよう、繰り返し説明を行っている。さらに、教育目標・目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかについては、「就職先アンケート」調査等の分析から現状を確認している。

[看護学科]

看護学科の教育目的は、「建学の精神である『愛』の下に高い倫理観と看護観、並びに判断力と看護実践能力とを身につけた、心のあたたかい有能な看護師を養成し、以て社会への貢献を目指す」としている。それはさらに、次のような看護学科の教育目標の文言に繋がる。教育目標・目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的な点検については、臨地実習施設である病院へ半数以上の卒業生が入職しており、看護部や配属先の管理者等から現状を確認できている。

看護学科の教育目標

- 1 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。
- 2 生活者としての人々の健康を、環境（自然・社会・文化的）との相互作用の観点から理解する能力を養う。
- 3 人々の多様な価値観を認め、尊重し、専門職業人としての倫理に基づいた行動ができる能力を養う。
- 4 人々の健康上の課題に対応するために、科学的な根拠に基づいた看護を実践できる基礎能力を養う。

- 5 様々な健康状態に応じた看護実践能力を養う。
- 6 保健・医療・福祉制度と、他職種の役割を理解し、連携・協働して看護を实践する基礎的能力を養う。
- 7 人間として、専門職業人として、自己成長していく力を養う。

臨地実習については、領域別の実習要項にさらに具体的な実習目的・目標が記載されている。実習オリエンテーションで配布する「実習要項総論」（備付-19）には、①看護学科教育目標、②臨地実習の位置づけと目的・目標、③実習における倫理的配慮、④実習上のルール等が明記され、「教育目標」の1から7が具体的に示されている。

平成27年度の課題は、学生が教育目的・目標を、より一層意識して実習に臨めるように、実習オリエンテーション等の工夫をすることであった。その一つの方法として、実習グループ毎のグループワークを導入した。それによって学生は、実習オリエンテーション時に、教育目的・目標を改めて認識するとともに、グループメンバーらとそれらを共有し、実習への動機づけに繋げることができていた。さらに、臨地実習において看護の専門職として求められる知識・技術・態度の充実を図るために、平成28年度から演習室を開放し、確実に安全な技術の習得のための練習時間を確保した。これは学生の専門職業人としての自己成長に繋がっている。

学外に対しては、実習施設の看護管理者、指導者を対象に行う臨地実習説明会等で「実習要項総論」を基に、建学の精神、看護学科の教育目的・目標等を説明している。また、平成27年度から学科長が加盟校163校の日本私立看護大学協議会における理事に就任し、関係部門に本学の教育目的・目標を表明している。

教育目的・目標の定期的な点検は、看護学科の委員会であるカリキュラム委員会が中心となり、見直しに取り組んでいる。「実習要項総論」には、本学の特性を活かしたカリキュラムの構築、卒業生の特性について5項目が明示されている。

平成27年度に学内カリキュラム委員会主導で「卒業時到達させたい看護師像」について検討したことは、各教員が教育目的・目標を基に、改めて「卒業時到達させたい看護師像」について考える機会となり、教育目的・目標の見直しに繋がった。そして、平成28年度は、現行カリキュラムにおける各授業科目の進度、順序等について検討し、必修5科目（健康診査、看護管理、診療補助技術Ⅱ、基礎看護学実習Ⅱ、老年看護学概論）において履修時期の変更が教育上効果的であると考え、変更した。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は教育目的を、建学の精神を基礎として、学則第 2 条に明記された「建学の精神を基礎として、学生の個性を尊重した教育により学問・技術を修め、人間性に溢れた教養と常識を体得した学生を社会に送り出す」と定められている。加えて、歯科衛生学科では「自ら考え問題を解決する姿勢と行動力を持ち、歯科保健・医療を通じて人々が健康で快適な生活を営むよう健康の実現に向けてサポートし、社会のニーズに応え専門的知識や技術を身につけ、生涯にわたり自己研鑽し、人々に信頼され自律する人材」、また、同じく看護学科では「建学の精神である「愛」の下に、高い倫理観と看護観、並びに判断力と看護実践能力とを身につけた心のあたたかい有能な看護師」を本学の教育による人材の養成の目標、あるいは学習成果として定めている。さらに、各学科の教育目的・目標に基づいた学生の具体的な学習成果は、各学年、各教科の授業の学修目的・到達目標に集約してシラバスに記載している。平成 25 年度にシラバスの大幅な改正を行い、平成 27 年度は構成を一部変更した。さらに、平成 30 年度からはシラバスをホームページにアップして公表し、学生は携帯端末等から、いつでも確認できるようにしている。体裁の変更としては、1、2 年生が内容を把握しにくい国家試験出題基準の記載を止め、授業の狙いの中で予習・復習・授業のキーワードとなる内容を提示することにした。これは、学生がシラバスを確認することで、受講科目の学習目的・到達目標を理解し、授業内容や学習しなければならない知識や技術をあらかじめ知ることができ、また、それによって自学自習をし易くするためである。

学習成果の評価方法は、学則に則り公平、厳密に行われるが、入学式後のオリエンテーションの際に入学生に対して学生便覧を利用して説明、周知している。特に、本試験の受験資格については、授業への出席が重要であることから、学生のみならず保護者に対しても、授業に欠席することがないよう学習環境の確保に協力を要請している。学期毎に評価された学習成果は学生・保護者に報告される。学習成果の達成度が高い学生に対しては、学年修了時及び卒業時に成績優秀者として、学長による表彰を行っている。1 学年並びに 2 学年修了時の成績優秀者に対しては特待生として、次年度授業料を半額免除とし、勉学への努力に対し表彰している。また、卒業時の成績優秀者は、卒業式の壇上で学長より表彰状が授与され、その様子はフェイスブックで公開されている。

各学科、各学年に対する学習成果の定期的な点検のガイドラインは学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令であり、従って、それらを（その変更・改正等の最新情報に注意しながら）その都度遵守することは公的教育機関として当然のことであり、本学もまた、学長のイニシアティブのもと教学委員会及び自己点検・評価委員会を核にしてその徹底に努めている。

[歯科衛生学科]

歯科衛生学科において学生は、建学の精神と教育目的・目標に基づいて、体系的な学習課程を経て、学習成果を獲得する。その結果、最終学年において歯科衛生士国家試験受験資格と短期大学士の学位を得る。

学習成果の評価は、各授業の本試験の結果並びに臨地実習等の評価を基に、各学年

の進級と3年次の卒業の判定を学科会議等において教員全員によって承認する。さらに、本学科にとって大変重要な学習成果の一つは歯科衛生士国家試験の合格であり、平成30年度（平成31年3月）に実施された国家試験の合格率（備付-10）は98.9%（全国平均96.2%）であった。因みに、3年制に移行してからの過去11回（11年間）の国家試験のうち、全員合格（合格率100%）が6回あった。残りの5回では不合格者が出たものの、その者に対しての次年度国家試験対策に、月に1回の模擬試験と週に3時間の特別講義を実施した結果、翌年の国家試験では合格に至っている。国家試験合格率については全国平均と比較しながら、本学の優れた点、改善点を担当教員で検証・協議し、本学の取り組み方をオープンキャンパスや進学相談会等で示している。

[看護学科]

看護学科において学生は、建学の精神と教育目的・目標に基づいて、体系的な学習課程を経て、学習成果を獲得する。その結果、最終学年において看護師国家試験受験資格と短期大学士の学位を得る。

学習成果の評価は、各授業の本試験の結果並びに臨地実習等の評価を基に、各学年の進級と3年次の卒業の判定を学科会議などにおいて教員全員によって承認する。さらに、本学科にとって大変重要な学習成果の一つは看護師国家試験の合格であり、平成30年度（平成31年2月）に実施された国家試験の合格率（備付-10）は91.9%（全国平均89.3%）であった。国家試験合格率については全国平均と比較しながら本学の優れた点、改善点を担当教員で検証、協議し、本学の取り組み方をオープンキャンパスや進学相談会などで示している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

三つの方針、すなわち、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教学委員会、教育改革プロジェクト、カリキュラム委員会、入学試験委員会、両科の学科会議が連携・協働して、各方針の策定、さらに、それらの関連付けも踏まえて一体的に定めている。また、各方針策定に際しては、教学委員会及び自己点検・評価委員会が主体となって定期的に会議を開催し、建学の精神に基づく教育理念、教育目的・目標と学習成果に照らし合わせて組織的議論を行った。また、成績優秀者からなる学生代表者からも、各方針についての意見を聴取する機会を設けている。

三つの方針を踏まえた教育活動として、入学を希望する生徒等には、オープンキャン

ンパスや学校説明会で本学の三つの方針を説明している。入学した学生には、「学生便覧」や「シラバス」を通じて、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を周知し、講義、臨床実習等の教育活動を実施している。尚、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については、医療専門職として、特に高い倫理観が醸成できるように、歯学部・歯科衛生学科・看護学科と協働・連携したカリキュラムの構築（令和3年から開講予定）を目指している。

三つの方針は、ホームページ、「学生便覧」、「学校案内」で学内外に公表している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

大学は予てより全入時代を迎えている。本学においても求めている学力に必ずしも達していない学生であっても、本人の強固な入学志望動機を評価して、受け入れてきたという現実がある。入学生の学力差や気質の変化が年毎に顕著となり、指導に当たる教員は、これまで以上に教育目的・目標を把握し、全員で共有することが不可欠である。目標達成に向けて、これまで問題とならなかった学生間の学力差等にも十分配慮した、学習課程の微調整や再編成が必要であろうと考える。

また、医療系短期大学である本学においては、臨地実習が学生にとって教育目的・目標に沿った、人材養成の成果の集大成となる。担当教員が臨地実習の指導において、「卒業時到達させたい歯科衛生士像・看護師像」に学生を近づけられるよう、その指導方法を改善し、より効果的な学習支援がなされるように体制を整備することが課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料 4 シラバス 5 自己点検・評価委員会規程
備付資料 5 平成 29 年度自己点検・評価報告書
6 平成 28 年度自己点検・評価報告書
7 平成 27 年度自己点検・評価報告書 13 就職先アンケート
23 授業評価アンケート
備付資料・規程集
9 自己点検評価委員会規程 17 FD 委員会規程

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

読者（評価者）の理解に資するため、(既述内容との重複を厭わず) 本学の自己点検・評価の組織・活動等に関するこれまでの経緯を振り返りながら当該の「現状」について概説する。

「短期大学の社会的使命や独自性を認識し、...自らの教育研究活動の継続的な質の保証を図るために積極的に取り組むべきもの」(『短期大学評価基準』)である自己点検・評価の活動拠点（専門委員会）として、本学は平成 5 年に「自己評価委員会」を設置した。当委員会は、その後、全学を挙げた活動を本学の自己点検・評価のための要とすべく平成 18 年度に「FD 委員会」と改称され、以後、その名称のもとに年度単位で自己点検・評価を行い、その結果を報告書に纏め、刊行物として毎年発行するよう努めてきた。

さらに、平成 20 年には、短期大学基準協会による平成 21 年度第三者評価を受けるための特別準備委員会として「認証評価対応委員会」が併設され、委員長である学長のイニシアティブのもと、全教職員が一致協力して自己点検・評価活動に取り組んだことが功を奏して、平成 22 年 3 月に本学は短期大学基準協会より「適格」と認定された。

しかし、平成 21 年に発覚した本法人理事の横領事件が招いた未曾有の経営悪化により、全教職員は本法人の起死回生のための抜本的な組織改革に、以後、数年間全力を傾注せざるを得なくなった。そのため、渦中の平成 22 年度及び平成 23 年度における

本学の自己点検・評価報告書の作成が中断され、また、それによって平成 24 年度版及び平成 25 年度版自己点検・評価報告書の作成が当初予定の期日より大幅に遅れるという事態が生じ、これをいかに克服するかという難題が課せられたのである（備付-6）。しかしながら、本法人の教職員が一丸となって本学の再建に尽力し、また、その一環としての自己点検・評価活動及びその記録である自己点検・評価報告書の上梓に尽力したことにより、本学は上記の難題を克服して、平成 24 年度版及び平成 25 年度版自己点検・評価報告書を平成 26 年度内に発行することができた。こうして、平成 26 年度版自己点検・評価報告書作成のための新たな基盤が 4 年ぶりに再構築されたのである。とは言え、平成 26 年度における本学の自己点検・評価活動には、上述以外の新たな課題があった。すなわち、本学の自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組むための要とも言うべき、自己点検・評価のための規程及び組織を整備することが、現今の社会や教育の情勢に見合った仕方で未だ十分にはなされていない、という年来の懸案が手付かずのままだったのである。従って、その課題への取り組みとして、本学における自己点検・評価のための規程及び組織を再検討し、現状にそぐわない不十分な点を早急に改善する必要があった。具体的に言えば、本学における自己点検・評価の専門委員会として従来位置づけられている委員会は、併設されている「認証評価対応委員会」と統合・改組され、文字通り「自己点検・評価委員会」と改称され、また、当該委員会は、自己点検・評価ではなく文字通りに自己点検・評価に関する専門委員会として現状と名称に則した位置づけがなされる必要があったのである。

この課題を達成するために、①「自己点検・評価委員会」を平成 27 年 4 月より開設することが目標とされ、②その準備作業として、平成 26 年度に新たな自己点検・評価委員会規程の作成と従来の委員会規程の改正が、委員会及び認証評価プロジェクトによってなされ、前者の規程は平成 26 年 7 月に理事会で承認され、後者の規程は平成 27 年 2 月に教授会で承認された（提出資料 5、備付-規程集 9、備付-規程集 17）。

以上のような経緯において、紆余曲折はあったが、本学の自己点検・評価のための規程及び組織が新たに整備し直され、それによって（無論いまだ十分ではないものの）本学の新たな自己点検・評価活動等の実施体制が当該の「自己点検・評価委員会」の開設とともに平成 27 年 4 月よりスタートしたのである。そして、このような新体制（規程及び組織）のもとに、本学にとって 2 回目となる平成 28 年度第三者評価受審においても「適格認定」を得るべく、それに向けての万全な準備・体制を整えることが、平成 27 年度から平成 28 年度（前期）に亘る本学の重要課題となった。この課題を達成するために、前回の第三者評価受審の時と同様、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」のイニシアティブのもと、全教職員が一致協力して自己点検・評価活動に従事し、さらには、平成 27 年 11 月に県内の高等学校長等の有識者を委員とする「外部評価委員会」を開催し、自己点検・評価の結果の一つである平成 26 年度版自己点検・評価報告書を典拠に、外部評価委員の方々の意見聴取を行い、その内容を早急に本学の改革・改善に活用したことで、本学は、平成 28 年度第三者評価においても短期大学基準協会より「適格認定」を得ることができた（備付-7）。

上述の「適格認定」という短期大学基準協会の本学に対する評価結果からも理解されるように、本学の平成 27 年度から平成 28 年度前期に亘る自己点検・評価活動につ

いては、前年度（平成 26 年度～平成 27 年度）に提起された「課題」の解決のために策定された「改善計画」を、本学の全教職員が最大限実行するよう努力したという点は十分評価されて良いと思われる。

しかしながら、平成 28 年度後期から平成 29 年度における本学の自己点検・評価活動の現状については、平成 28 年度第三者評価機関別評価結果において「向上・充実のための課題」及び「早急に改善を要すると判断される事項」として指摘された点は、その達成・改善に向けて早急に取り組んでいるものの（本書 7～8 頁参照）、それ以外の「課題」（懸案）を含む全体的な観点から評価すれば、当該の取り組みは、未だ十分であるとは言えない。平成 30 年度は、自己点検・評価報告書の更なる充実を目的として「自己点検・評価委員会」内部に「報告書委員会」を新たに設け、自己点検・評価活動と報告書製作の担当者を分け、責任の所在を明確にし、相互に点検し合い補完することとした。これにより、実施側と報告側で互いに確認し合う体制となった。

平成 29 年度自己点検・評価報告書（備付-5）は、平成 30 年 12 月 3 日（月）に実施された「外部評価委員会」で評価を受けた。委員は高校校長 2 名、大学教授 1 名、病院看護部長 1 名、歯科医院院長 1 名で、各委員から質問や指摘がなされた。それらの事項の改善策を加味し、最終報告書を平成 31 年 2 月に完成させた。早急に改善するべく取り組むが、困難な点も多い。（それについては、「課題」の箇所で述べる。）

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学の教育の質を保証するための要とも言うべき学習成果を焦点とする査定については、まず、各教員が本学の建学の精神と教育目的・目標に基づく授業を展開しながら、定期試験等の量的・質的データに基づいて、厳正、公平に学習成果を評価する。さらに、年度毎に調整・変更した授業内容と学生の学習成果の達成度の変化について分析・評価するよう努めている。年度毎の各教科の学習目的・到達目標と授業内容と評価方法については本学の「シラバス」（提出-4）に明記している。また、それらの教育の効果の詳細は本書の「基準 I-B-1～3」の記述を参照されたい。加えて、自己点検・評価委員会、教学委員会等では、各教員が分析・評価した学習成果の変化をもとに議論した教育の改善方法の結果について、総括的に検討する。以上のような基本的な査定に加えて、「機関、教育課程、科目」という 3 つのレベルを念頭に置きながら定期的に点検を行っている。例えば、機関レベルにおいては、前掲の外部評価委員会を開催し、学外有識者の「意見聴取」という手法によって、本学の教育の質に関する、公正、且つ、客観的な査定を行っている。また、教育課程（学科）レベルにおいては、キャリ

アサポート委員会が中心となって本学卒業生及び就職先に学習成果に関する「就職先アンケート」(備付-13) 調査を毎年行い、その回収データの分析結果を翌年の授業内容の改善や学生指導・支援に活かすという「手法」を採用している(本書 62~67 頁参照)。さらに、科目レベルにおいては、授業による学習成果の向上・充実を図るために、学生による「授業評価アンケート」(備付-23) 調査を毎年(各科目終了時に)実施し、科目担当者が担当科目において、受講学生に所定の学習成果を獲得させたか否か等の「授業評価」をさせ、その評価結果を科目担当者に通知して今後の授業改善のための糧にしている。さらに、学生による評価結果と教員による改善策をファイルにして公開するという、教員と学生との相互作用的(interactive)な手法を採用している。すなわち、計画・実行された「授業評価アンケート」調査や在学生・卒業生及び就職先の学習成果に関する「就職先アンケート」調査の結果に基づいて分析・評価し、教育の質の保証のための改善策が講じられている。さらに、次年度はその改善策が功を奏したか否かを同様な手法で分析しており、教育の質の向上・充実のための定期的な査定は PDCA サイクルを活用して行っている。

本学のような歯科衛生士・看護師という医療専門職養成機関にとって最も重要な学習成果は当該の国家試験合格率である。そのため、詳細にその結果を分析・検証し、国家試験合格率を毎年度、維持、向上させるための教育方法の「改善」に於いて PDCA サイクルを活用して行っている。すなわち、前年度の国家試験の結果とその内容分析作業(国家試験内容と授業内容の相応性、不合格者の誤答分析等の検証)に基づいて、新年度の各学年における具体的な教育方針(授業内容や模擬試験・講習等の国家試験対策の改善等)が、学科別に計画され実行されているのである。

教育の質を保証するための以上のような本学における教育活動のガイドラインは、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令であり、従って、それらを(その変更・改正等の最新情報に注意しながら)その都度遵守することは公的教育機関として当然のことであって、本学もまた学長のイニシアティブの下、教学委員会及び自己点検・評価委員会を核にしてその徹底に努めている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

「現状」の箇所で述べたように、短期大学基準協会による「平成 28 年度第三者評価」において指摘された「課題」以外に本学が取り組むべき「課題」としては、以下のような事柄が挙げられる。

(1)「学習成果の獲得状況を測定する仕組み」(基準 II-A-7)である GPA 制度の導入については、同法人の歯科大学は既に導入・活用しており、本学も GPA 制度の研修会を平成 27 年度に開催する等(備付-7、46 頁)、その導入に向けた準備はしているが、独自の進級規定を持つ本学にとって、GPA 制度をどう活用すべきかの判断はまだついていない。GPA 制度は多くの大学で導入されている。昨今の IT,ICT,IoT 等の進歩により、社会情勢は変化し、専門知識は元より幅広い視野を持ち、新しい分野に応用力を発揮する人材が求められている。従って、大学には斯様な人材の養成のために教育の多様性が求められ、学生にとっては学問の多様な選択肢がある。それらの評価のために GPA 制度は有効であるとされている。また、学生が海外留学や大学院に進学する上

で、GPA 評価が必要となる。一方、本学学生は、専門職としての知識や技術の習得を通じて、歯科衛生士並びに看護師の国家資格取得という最終的な目的を持つ。また、本学にとって国家試験合格率は社会的評価の大きい要素の一つである。国家試験に必要な授業は、必修科目として卒業要件単位の大部分として設置されており、それに比較して、教養、基礎科学関連科目は選択科目が中心であり、単位取得のうち占めるウェイトも僅かである。そのため、どうしても学生の教育課程において、全ての学生がほぼ同様の学習科目に一定以上の学力が備わることを重視するといった画一性が存在する。また、学生は国家試験に合格すれば国家資格が得られ、就職先の環境や条件の違いはあるが、ほぼ同じ職種に就く。「就職先アンケート」調査の結果においても、雇用側が新卒者に求めるものは、知識・技術よりもマナーや自己解決能力である。以上のような本学の医療系専門職養成機関としての学習課程の特徴に基づいてもなお、学生の学期毎、あるいは年度毎の学習に対する努力が成績向上に繋がったかどうかを、数値として明瞭化できるという利点を重視し、GPA 導入については検討課題としている。

(2)「学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査」(基準Ⅱ-A-7)については、前掲のように「授業評価アンケート」調査や「就職先アンケート」調査を実施しているが、当該アンケート内容の定期的な改善や、とりわけ「就職先アンケート」調査の回収率の向上、及び、回収データの分析結果のさらなる有効的で広範囲な活用法の検討が必要である。

(3)「学生の業績の集積(ポートフォリオ)」(基準Ⅱ-A-7)については、本学看護学科が学生評価の「手法」として率先垂範に努めているが、「アクティブラーニング」の具現化として、全学レベルで促進・制度化していく必要がある。科目によっては「アクティブラーニング」を導入しているが、本学では専門科目が多く、学生にとっては既存の知識があまりないため、どうしても知識偏重の一方向性の授業になり易い。そのため、教員が如何に「アクティブラーニング」の導入に積極的に関わることが今後の課題となる。

(4)「高等学校等の関係者の意見聴取」(基準Ⅰ-C-1)のための貴重な機会である「外部評価委員会」については、前掲のように本学は当該委員会を開催し、学外有識者の「意見聴取」を行い、それを本学の自己点検・評価活動に取り入れる努力をしているが、自己点検・評価報告書の作成・発行が例年遅くなる傾向があり、それと連動して外部評価委員会を開催できなかつたり、開催年度内に「意見聴取」し、指摘内容を十分に活用あるいは対応できなかつた年度がある。そのため、今後はそういう事態にならないよう、自己点検・評価報告書作成の工程及び担当者組織を抜本的に再検討・改正する必要がある。そこで、平成30年度版報告書は、原稿担当者の締め切りを30年度末と早め、29年度は12月に実施した「外部評価委員会」を秋頃までには開催し、改善すべき点は年度内にフィードバックすることを目標とした。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

本学は、文部科学省による平成 29 年度私立大学等改革総合支援事業、タイプ 1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」の申請を前年度に引き続き行ったが、採択には至らなかった。その理由として、例えば、当該支援事業採択のための評価項目 23 中の「③大学内に IR 機能を整備した上で、更なる機能強化を図るための取り組みを行なっていますか」・「⑦アクティブラーニングの開講」・「⑩ ICT を活用した双方向授業や自主学習支援」・「⑫GPA 制度の活用」・「⑬CAP 制の運用」・「⑳教育サポートスタッフの研修」といった評価項目に低得点または該当せずと認めざるを得ず、その結果、十分な評価点を獲得できなかったことが挙げられる。本学のような医療系二学科のみの短期大学には充足が困難な項目も散見され、高得点を得ることは厳しい状況であった。次年度も引き続き申請をするが、採択されるためには上掲の評価項目を全体的に、できる限り充足する必要がある、そのためには本学の教育システム及び経営基盤の再検討が必要である。また、上掲のタイプ 1 だけではなく、今後は他のタイプ、例えばタイプ 2「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」の申請も併せて検討・実行する必要がある。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前年度（平成 29 年度）の自己点検・評価報告書における改善計画として記載された中から、以下に主なものを挙げる（備付-5、36 頁）。

基準 I-A

シラバスについて、紙媒体ではなくウェブサイトで閲覧できるようにする。

基準 I-B

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）について、学科毎の三つの方針を導入する。

基準 I-C

自己点検・評価報告書の速やかな作成。

基準 I-A「建学の精神」についての改善計画の実施状況

各教員は「愛」の精神を体得・実感し、実践できるよう、学生に受け入れられ易く分かりやすい授業への改善を怠らないように努めてきた。従来から、学生による「授業評価アンケート」の結果を速やかに担当教員に提示し、各教員はその結果に対する改善計画を提出し、さらに、それを図書館において誰でも閲覧可能にしている。

また、シラバスを紙媒体ではなくウェブサイトで閲覧できるようにしたことにより、

教員は新学期開始直前までシラバスの変更が可能になり、より柔軟に学生に必要な情報の提供や要望に応えることができるようになった。

基準 I-B「教育の効果」についての改善計画の実施状況

歯科衛生学科、看護学科ともに医療系職業の国家資格の取得を目的としている。本学の教育の質のさらなる向上やその独自性を発展させるだけでなく、より具体的な方針を教員が共有し、入学希望者あるいは在学生に理解させるために、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）について、学科毎に、さらに適切な表現となるように見直し、導入した。具体的な文言は基準Ⅱに記す。

基準 I-C「内部質保証」についての改善計画の実施状況

自己点検・評価活動等の実施体制の確立、並びに、教育の質の保証については、それぞれに係る観点として挙げられている項目を概ね実行できているものと考えられる。平成 29 年度は自己点検・評価報告書の作成に時間がかかり、改善計画の実行の着手が遅くなってしまったことが問題となったため、平成 30 年度は年度当初から速やかに報告書の作成、改善計画の実行に取り組んだ。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基準 I-A「建学の精神」についての改善計画

「教育基本法」によれば、大学は学術の中心として高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする定義されている。また、「学校教育法」では、大学の目的は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与することであるとしている。さらに、短期大学は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とされている。すなわち、専門的な能力の研究開発を行い、それを広く社会に還元することで多くの人がある恩恵を享受できるようにすることが大学の最も重要な目的であって、特に短期大学は、より実践的な教育と社会的活用能力の育成が求められている。

その意味で、本学の建学の精神である「愛」も、歯科大学の建学の精神である「愛の実践」が宣言するように、専門的な知識、能力の社会への還元という「実践」ができてこそ、「建学の精神」を掲げる本質的な意義があると言える。しかも、この「愛」の実践は、教員と学生双方が建学の精神を共有することによってはじめて可能となり、教員は「愛」の精神に基づいて学習者の目線を決して忘れずに教育を行い、一方、学生は「愛」の精神を理解し、ひたむきに勉学に勤しむことによって、本来求められるべき学習成果の達成へと昇華するものと考えられる。つまり、「愛」の精神を体得・実践できるよう、引き続き各教員は、日々、授業プログラムの改良に努め、学生に受け入れられやすく、分かり易い授業への改善を怠らないようにしなければならない。特に教員は、学

生による「授業評価のアンケート」の結果を、学生自身の本音の吐露であると認識し、そこに垣間見られる学習者視点での改善すべき点を的確に捉えて、授業改善を図るよう努めなければならない。一方、学生は教養系科目や臨地実習を通じて、医療専門職として高い倫理観を基盤とする、コミュニケーション能力や自己解決能力等の人間力を涵養しなければならない。以上のような背景の下、外部評価委員会で指摘のあった「建学の精神が『愛』一文字であることがかえって理解しにくいのではないか」という点については、医療系専門教育を行う本学において、より具体的に「実践」に繋がる文言を追加、あるいは修正する必要性の検討を要すると考えられる

基準 I-A「高等教育機関として地域・社会に貢献している」についての改善計画

近年は近隣地域の中学校の職業体験の授業に協力し、複数の公立中学校から生徒を受け入れて、歯科衛生士あるいは看護師の基本的な業務の実習を体験してもらっている。これにより、地域の公的教育への貢献のみならず、将来、医療系の職業に就きたいと考えている生徒が実習を通じて、基本的な業務の一部を実体験することにより、その興味を増して頂き、さらに、本学教職員や他校の生徒と触れ合うことで社会性を養って頂くような情報提供の場所として活用して頂いている。体験して頂く実習は来学する生徒の興味を引くよう工夫をしているが、時間的制約もあり、どうしても焦点を絞りすぎて、歯科や看護全体の紹介を充分行えたとは言い難い。そのため、時間や内容を吟味し、それらの体験が、将来、歯科衛生士あるいは看護師を目指す気持ちの萌芽となるようなプログラムを検討する必要があると思われる。

基準 I-B「教育の効果」についての改善計画

実行状況に記載した通り、本学の教育の質及び独自性をさらに発展させるために、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）について平成30年度より、学科毎の三つの方針を導入した。今後、これらのポリシーが適切であるか否かを再評価する必要がある。さらに、国家試験の合格率を維持するとともに、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーを導入し、ポリシーに沿った体系的で段階的な教育課程を明確化する。

「リメディアル教育」に相当する科目、内容、方法、時期等についても引き続き検討する。また、それらの結果に対する分析や就学後の教育への活用方法についても、十分に実行されていないところがあり、検討の余地があるものと考えられる。

基準 I-C「内部質保証」に対する改善計画

高大連携活動等が活発化していく中で、高校教員と意見交換する機会が増えることは、大学教育のレベルを上げる意味で貴重な機会であると考えられる。さらに、以前から保護者による授業参観や教職員との交流会を設けている。このような機会も活用して、積極的に保護者から意見を聴取し、多角的な観点から教育の質的改善を行う必要がある。

本年度の具体的計画として、前掲の通りシラバスを紙媒体ではなくウェブサイトで

閲覧できるようにしたことに加えて、新たな試みとしてシラバス作成時、すなわち、平成 30 年度末に教員間でシラバスの相互チェックを行うことを導入する計画を立てている。これにより、シラバスの学修目的や到達目標と、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性の客観的評価や細かなミスチェックに効果を上げるものと期待している。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料 2 学生便覧 3 学校案内 4 シラバス 6 入学試験要項

備付資料 13 就職先アンケート 22 就職登録カード 23 授業評価アンケート
35 FD 研修会報告書

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は「学生便覧」（提出-2）に明示し、学生が常に見られるようにしている。また、ホームページ、学校案内（提出-3）にも掲載し、受験生、一般の方も閲覧できるようにしている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、歯科衛生学科、看護学科共に医療専門職としての基礎能力を有し、患者・地域住民の健康を支援する人材を育成することを目指している。また、医療界の知識・技術の早い進歩・進展に対して、本学の教育においても柔軟に適応していくことが求められるので、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）も社会的・国際的な通用性の要請に対応するべく、定期的に点検を行っている。平成28年度の短期大学基準協会による第三者評価訪問調査の際に、上述の二学科同一の方針を学科別にした方が良いとの指摘を受けたことから、委員会より修正された新たな方針の提示を受け、教授会において審議した結果、平成30年度より学科別のポリシーとして提示することとした。三つの方針の定期的な点検については、これまでも行ってきたが、平成28年から平成30年の期間は、抜本的な策定に向けて自己評価・点検委員会、教学委員会や教育改革プロジェクトが中心となった取り組みがなされた。以下にその内容を示す。

歯科衛生学科の卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

1. 医療専門職としての倫理観を有する。

- (1) 生命の尊厳を基盤とし、医療における倫理観を有する。
- (2) 医療専門職として礼節を重んじ品格を備える。

2. 医療専門職として健康問題の発見と課題に取り組む能力を有する。
 - (1) 教養と考える力を身につけ、主体的に課題解決に取り組む能力を有する。
 - (2) 専門的知識や技術を修得し、人びとの健康に寄与できる能力を有する。
 - (3) 社会の動向に関心を持ち、学び続ける力を有する。
3. 口腔の健康支援を通し、全身の健康を守る高度な専門的能力を有する。
 - (1) 多様な価値観を持った人びとを理解し、人間関係を築く能力を有する。
 - (2) 優しさに溢れる歯科衛生士として地域社会に貢献する能力を有する。
 - (3) 歯科衛生士としての役割と責任を自覚し、多職種と協働できる能力を有する。

看護学科の卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

1. 医療専門職としての倫理観を有する。
 - (1) 生命の尊厳を基盤とし、医療における倫理観を有する。
 - (2) 医療専門職として礼節を重んじ品格を備える。
2. 医療専門職として健康問題の発見と課題に取り組む能力を有する。
 - (1) 教養と考える力を身につけ、主体的に課題解決に取り組む能力を有する。
 - (2) 専門的知識や技術を修得し、人びとの健康に寄与できる能力を有する。
 - (3) 社会の動向に関心を持ち、学び続ける力を有する。
3. 健康支援を通し、全身の健康を守る看護実践能力を有する。
 - (1) 多様な価値観を持った人びとを理解し、人間関係を築く能力を有する。
 - (2) 優しさに溢れる看護専門職として地域社会に貢献する能力を有する。
 - (3) 看護専門職としての役割と責任を自覚し、多職種と協働できる能力を有する。

本学は、教育目的を「学則」第2条において「建学の精神を基礎として、学生の個性を尊重した教育により学問・技術を修め、人間性に溢れた教養と常識を体得した学生を社会に送り出す」と定めている。加えて、歯科衛生学科では「自ら考え問題を解決する姿勢と行動力を持ち、歯科保健・医療を通じて人々が健康で快適な生活を営むよう健康の実現に向けてサポートし、社会のニーズに応え専門的知識や技術を身につけ、生涯にわたり自己研鑽し、人々に信頼され自律する人材を養成する」、また、看護学科では「建学の精神である「愛」の下に、高い倫理観と看護観並びに判断力と看護実践能力とを身につけた心のあたたかい有能な看護師を養成し、以って社会への貢献を目指す」としている。それらは本学の教育による人材養成の目標あるいはその成果として定めている。そして、この教育目的と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）をリンクさせ、「医療専門職としての倫理観、医療専門職としての課題解決能力、高度な専門的能力あるいは実践能力を有すること」を同方針の3つの柱として示している。また、それらは学生の学習成果の獲得を保証し、社会的・国際的に通用性が保証されていると思われる。

周知のように歯科衛生学科は「歯科衛生学校養成所指定規則（昭和25年文部省・厚生省令第一号）」に定める基礎分野、専門基礎分野、専門分野、選択必須分野からなる93単位の科目を基盤として、卒業要件は「学則」第30条を「歯科衛生士学科は3年以上在学し、（中略）歯科衛生学科97単位以上を修得しなければならない」としてい

る。一方、看護学科は履修時間の合計が 97 単位以上で、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令 第 1 号）」等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野 I、専門分野 II、統合分野からなる 97 単位の科目を基盤として、卒業要件として「学則」第 30 条を「看護学科は 3 年以上在学し、（中略）看護学科 98 単位以上（上限 100 単位）を修得しなければならない」としている。

また、成績評価の基準は、学習の評価「学則」第 29 条については「試験等の評価は 100 点を満点とし、80 点以上を優、70 点以上を良、60 点以上を可、60 点未満を不可とし、不可は不合格とする」と定めている。卒業要件が満たされた場合には、取得可能な資格として、歯科衛生士国家試験あるいは看護師国家試験の受験資格を得ることができる。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

(1) 本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は「医療専門職としての倫理観、医療専門職としての課題解決能力、高度な専門的能力あるいは実践能力を有すること」を 3 つの柱としている。このことを基盤に、後述の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を組み立て、対応させている。

単位の授与は、学則第 27 条「授業科目を履修登録し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える」に準じて単位認定者が厳格に行っている。学則に「試験等の評価は 100 点を満点とし、80 点以上を優、70 点以上を良、60 点以上を可、60 点未満を不可とし、不可は不合格とする」と定め、到達レベルに準拠した教育の質保証に向けて厳格に適用している。さらに成績評価は、教育の質保証に向けて、担当教員が厳格に行っている。

シラバス（提出-4）には、巻頭に卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明記し、また各授業担当者、担当者連絡先、開講時期、開講年次、単位数、必修科目または選択科目の区別、授業概要、学修目的、到達目標、授業回数毎の授業計画、予習内容、復習内容、キーワード、各回の担当者、評価方法、教科書、参考書、オフィスアワーを明記している。シラバスは、年度の始めに冊子にして全学生に配布し、各授業の初回に学生に口頭で説明している他、ホームページにも掲載している。

通信による教育は、歯科衛生学科並びに看護学科は実習を伴う教育課程のため、行っていない。

以下に両学科の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」と、教育課程（カリキュラム）の対応について記する。

[歯科衛生学科]

歯科衛生学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 豊かな教養と高い倫理観の修得
2. 歯科衛生の基盤となる知識の修得
3. 歯科衛生に必要な臨床的知識と技術の修得
4. 自己学習能力と生涯学習能力の修得
5. コミュニケーション能力の修得
6. 医療専門職としての実践能力の涵養

歯科衛生学科では前述の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において「医療専門職としての倫理観、医療専門職としての課題解決能力、実践的能力を有すること」を3つの柱としている。このことを基盤に、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を組み立てている。また、卒業時に歯科衛生士国家試験受験資格を得るという本学科の特性上、文部科学省の定める「歯科衛生学校養成所指定規則」に則った科目編成をする必要がある。科目は基礎分野、専門基礎分野、専門分野、選択必修分野に分けられている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の「医療専門職としての倫理観を有する」に対応した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、「1. 豊かな教養と高い倫理観の修得」である。「導入科目領域」1科目、「科学的思考の基盤」2科目、「人間と生活」8科目の計11科目を、1年次を中心に開講し、豊かな人間性を育むための社会や人間の理解を中心とした幅広い教養と倫理観を培う。中でも「人間と生活」は、海外の大学との交流を行う2科目を含む6科目の選択科目を擁し、人間理解を土台とした実践的な科目を数多く開講している。それらは同時に教育課程編成・実施の方針「5. コミュニケーション能力の修得」に対応するものである。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の「医療専門職としての、主体的に課題に取り組む能力と口腔の健康支援を通し、全身の健康を守る専門的能力を有すること」に対応する教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、「2. 歯科衛生の基盤となる知識の修得、3. 歯科衛生に必要な臨床的知識と技術の修得、4.

自己学習能力と生涯学習能力の修得、6. 医療専門職としての実践能力の涵養」である。対応する授業科目は、1年次から3年次までの間に、基礎分野から専門基礎分野、専門分野の科目を段階的に配置し、基本的な知識を基盤とし、臨床的な知識・技術を積み上げていける工夫をしている。特に「3. 歯科衛生に必要な臨床的知識と技術の修得」に対応する授業科目として、「専門分野」の「歯科衛生士概論」・「臨床歯科医学」・「歯科予防処置論」・「歯科保健指導論」・「歯科診療補助論」・「臨地実習（含、臨床実習）」を包括的に学ぶことにより、歯科治療の全体を理解し、歯科衛生業務を充実させるための知識が深められるよう配置している。また、「6. 医療専門職としての実践能力の涵養」に対応する専門的な医療技術の取得や実践能力の涵養には、臨地実習科目が不可欠である。そのため「臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」・「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」の計20単位の臨地実習が課せられており、学習成果の獲得過程に対応した講義、学内演習、続いて臨地実習と段階的に歯科衛生士としての実践能力を修得するカリキュラム編成となっている。

卒業に必要な単位は、97単位と規定している。内訳は、基礎分野10単位以上、専門基礎分野25単位、専門分野55単位、選択必修分野7単位以上と定めている。

[看護学科]

看護学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 豊かな教養と高い倫理観の修得
2. 看護学の基盤となる知識の修得
3. 臨床看護学の基本的知識と技術の修得
4. 自己学習能力と生涯学習能力の修得
5. コミュニケーション能力の修得
6. 看護専門職としての実践能力の涵養

看護学科では前述の卒業認定・学位授与の方針に於いて「医療専門職としての倫理観、医療専門職としての課題解決能力、看護実践能力を有すること」を3つの柱としている。このことを基盤に、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を組み立てている。また、卒業時に看護師国家試験受験資格を得るという本学科の特性上、文部科学省の定める「保健師助産師看護師学校養成所指定規則指導要領」に則った科目編成をする必要がある。科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野に分けられている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の「医療専門職としての倫理観を有する」に対応した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、「1. 豊かな教養と高い倫理観の修得」である。「導入科目領域」1科目、「情報倫理と情報処理領域」2科目、「コミュニケーション領域」10科目、「人間理解と倫理領域」3科目の計16科目を、1年次を中心に開講し、豊かな人間性を育むための社会や人間の理解を中心とした幅広い教養と倫理観を培う。中でも「コミュニケーション領域」は、海外の大学との交流を行う2科目を含む5科目の選択科目を擁し、人間理解を土台とした実践的な科目を数多く開講している。それらは同時に教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）「5. コミュニケーション能力の修得」に対応するものである。卒業

認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の「医療専門職としての課題解決能力、及び看護実践能力を有すること」に対応する教育課程編成・実施の方針は、「2. 看護学の基盤となる知識の修得、3. 臨床看護学の基本的知識と技術の修得、4. 自己学習能力と生涯学習能力の修得、6. 看護専門職としての実践能力の涵養」である。対応する授業科目は、1年次の専門基礎分野、専門分野Ⅰから3年次の統合分野までの科目を段階的に配置し、基本的な知識を基盤とし、臨床的な知識を積み上げていける工夫をしている。また、自己教育力が高まるように、少人数グループによる授業や課題学習等、アクティブラーニングの手法を取り入れ、学生が主体的に学習に取り組めるように配慮している。同時に複数の科目評価方法にルーブリック評価を取り入れている。

専門的な看護技術の修得や看護実践能力の修得には、臨地実習科目が不可欠である。なかでも専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野においては、計10単位の臨地実習が課せられており、学習成果に対応した講義、学内演習、そして臨地実習と段階的に看護実践能力を修得するカリキュラム編成となっている。

卒業に必要な単位は、98単位と規定している。内訳は、基礎分野13単位以上、専門基礎分野21単位、専門分野Ⅰ14単位、専門分野Ⅱ38単位、統合分野12単位と定め、上限を100単位に定めている。

(2) 両学科とも以下のとおり、学科の教育課程を体系的に編成している。

[歯科衛生学科]

医療人として、幅広い視野で人間を理解できる教養と良識と倫理観を養い、コミュニケーション能力が豊かでオリジナリティに溢れ、実社会における即戦力となる知識や技術を有する人材を育成することを目的として、文部科学省の定める「歯科衛生学校養成所指定規則」に則った科目編成をしている。

1. 1年次教育課程には歯科衛生士の基本的素養を身につけるため、以下の分野を設置する。
 - 1) 「基礎分野」科目では導入教育を受ける他、科学的思考の基盤を学び、患者・地域住民・他医療職とのコミュニケーションとチームワークを図るための知識・技術を修得する。
 - 2) 「専門基礎分野」科目では人体の構造や機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復機能の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組みを学ぶ。
 - 3) 「専門分野」科目では歯科衛生の基礎について学ぶ。
2. 2年次教育課程は歯科衛生士の専門知識と技術を中心に身につけるため、以下の分野を設置する。
 - 1) 「専門基礎分野」科目では1年次教育課程を継続して、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組みを学ぶ。
 - 2) 「専門分野」科目では歯科治療の各領域から全体に亘る理解や、歯科予防処置業務を充実させるための知識を深め、また、患者や地域住民の健康維持・増進、障がい者・要介護者の歯科保健を支援するための知識・技術を身につける。さらに、臨地

実習により実践的な技術を習得できるよう配置している。

3. 3年次教育課程には実践的知識・技術を身につけるため、歯科医療の現場と連携しながら演習・実習を中心に行う。
 - 1) 「専門基礎分野」科目では2年次教育課程を継続して、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組みを学ぶ。特に、衛生行政や社会福祉行政を学ぶ。さらに、小児保健や介護技術（口腔リハビリテーション）の重要性を学ぶ
 - 2) 「専門分野」科目では臨床実習と臨地実習では「歯科予防処置」・「歯科診療補助」・「保健指導」という大きく3つに分けられる、歯科衛生士の業務に対する理解と実践力を深めるよう考慮されている。特に、臨地実習科目では教育施設や福祉施設において臨床実習を行う。また、歯科保健指導論の科目では障がい者・要介護者施設や小学校において保健指導を行う。

基礎分野における取り組み

導入科目領域としては「スタートアップセミナー」を、また、科学的思考の基礎領域では「化学」・「生物学」を設置する。さらに「人間と生活」という名称の領域では、患者・地域住民・他医療職とのコミュニケーションとチームワークを図るための「コミュニケーション論〈含、実習〉」・「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ〈医用英語〉」・「英語Ⅲ〈英会話〉」を、また、国際理解のための「海外事情Ⅰ〈欧米〉」・「海外事情Ⅱ〈アジア〉」を、さらに、人間性の基本を理解するための「心理学」「発達心理学」を設置する。入学後、全ての科目履修に先立ち、導入科目領域の「スタートアップセミナー」を実施し、入学直前の3月に開講される「入学前教育」とともに、本学における履修のスムーズな導入を促進する科目編成としている。さらに「人間と生活」領域は、海外の大学との交流を行う2科目を含む6科目の選択科目を擁し、人間理解を土台とした実践的な科目を数多く開講している。

専門基礎分野における取り組み

歯科衛生士としての知識を得るため、人体の構造と機能領域では「解剖学〈人体の構造〉」・「組織発生学」、歯・口腔の構造と機能領域では「口腔解剖学」・「生理学〈含、口腔生理学〉」・「生化学〈含、口腔生化学〉」、疾病の成り立ち及び回復過程の促進領域では「病理学〈含、口腔病理学〉」・「微生物学〈含、免疫学〉」・「薬理学」、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み領域では「衛生学・公衆衛生学」・「衛生行政・社会福祉行政」・「口腔衛生学Ⅰ・口腔衛生学Ⅱ〈含、歯科衛生統計〉」・「小児保健」を設置する。さらに、本短期大学部の看護学科と連携をとりながら実施する「介護技術〈含、口腔リハビリテーション〉」を設置し本学の特徴とする。

専門分野における取り組み

歯科衛生士概論領域では「歯科衛生士概論」を設置し、歯科衛生学の総論を学ぶ。歯科予防処置論領域では「歯科予防処置論」・「歯科予防処置Ⅰ〈歯周病予防Ⅰ〉」、歯科予防処置Ⅱ〈歯周病予防Ⅱ〉」・「歯科予防処置Ⅲ〈う蝕予防処置〉」・「歯科予防処置Ⅳ〈口腔疾患予防〉」・「口腔保健管理法」を設置し、歯科予防処置業務の知識・技術を学ぶ。

歯科診療補助論領域では「歯科診療補助論Ⅰ」・「歯科診療補助論Ⅱ-1」・「歯科診療補助論Ⅱ-2」・「歯科診療補助論Ⅲ」・「歯科診療補助論Ⅳ」・「歯科放射線・臨床検査学」を設置し、歯科診療補助の知識・技術を学ぶ。また、臨床歯科医学領域として「歯科臨床概論〈含、医学概論〉」・「成人歯科学Ⅰ〈歯周〉」・「成人歯科学Ⅱ〈修復・歯内〉」・「成人歯科学Ⅲ〈補綴〉」・「成人歯科学Ⅳ〈高齢者歯科、先端医療〉」・「成人歯科学Ⅴ〈障害者歯科、先端医療〉」・「小児歯科学」・「歯科矯正学」・「口腔外科学〈含、麻酔学〉」を設置し、臨床歯科医学の全体を理解する。さらに、歯科保健指導論領域では「歯科保健指導論Ⅰ」・「歯科保健指導論Ⅱ」・「歯科保健指導論Ⅲ」・「歯科保健指導論Ⅳ」・「栄養学」を設置し、患者や地域住民の健康維持・増進を支援する歯科保健指導の知識・技術を学ぶ。また、臨地実習（含、臨床実習）領域では、「臨地実習（含、臨床実習）」・「臨床実習Ⅰ-1〈附属病院・歯科診療所〉」・「臨床実習Ⅰ-2〈附属病院・歯科診療所〉」・「臨床実習Ⅱ〈総合歯科〉」・「臨床実習Ⅲ-1・2〈総合実習〉」（附属病院・先進歯科医療センターとの連携）・「臨地実習Ⅰ〈教育施設〉」・「臨地実習Ⅱ〈福祉施設〉」を設置し、歯科医療の現場と連携を保ちながら、患者、障がい者・要介護者の歯科保健を総合的に支援するための知識・技術を身につける。

選択必修分野における取り組み

選択必修科目分野において、卒業研究分野領域として「臨床基礎統合ゼミ」・「テーマ研究」を設置し、卒前に研究を行う。基礎分野領域として「健康とスポーツ」・「情報リテラシー」・「手話」・「社会福祉論・ボランティア論」を設置する。さらに、専門分野領域では、「保険請求事務」・「医療倫理学」・「看護学概論」を設置する。

表Ⅱ-A-2-① 平成30年度入学生 歯科衛生学科カリキュラムおよび履修学年

学年	分野	領域	教科目	選択科目*
1 年次	基礎分野	導入科目	スタートアップセミナー	
		科学的思考の基盤	化学*	生物学*
		人間と生活	英語Ⅰ* 海外事情Ⅰ〈欧米〉* 海外事情Ⅱ〈アジア〉* 発達心理学* 心理学 コミュニケーション論〈含、実習〉	
	専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学〈人体の構造〉	組織発生学
		歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学	生理学〈含、口腔生理学〉
			生化学〈含、口腔生化学〉	
		疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学〈含、口腔病理学〉 微生物学〈含、免疫学〉	薬理学
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学Ⅰ		

	専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論
		臨床歯科医学	歯科臨床概論〈含、医学概論〉 成人歯科学Ⅰ〈歯周〉
		歯科予防処置論	歯科予防処置論 歯科予防処置Ⅰ〈歯周病予防Ⅰ〉
		歯科保健指導論	歯科保健指導論Ⅰ 栄養学
		歯科診療補助論	歯科診療補助論Ⅰ 歯科診療補助論Ⅱ-1 歯科診療補助論Ⅱ-2 歯科診療補助論Ⅲ
選択必修分野	基礎分野	健康とスポーツ* 情報リテラシー*	
	専門分野	医療倫理学*	
2 年 次	基礎分野	人間と生活	英語Ⅱ〈医用英語〉* 海外事情Ⅰ〈欧米〉* 海外事情Ⅱ〈アジア〉*
	専門基礎分野	歯・口腔の健康と 予防に関わる人間と 社会の仕組み	衛生学・公衆衛生学 口腔衛生学Ⅱ〈含、歯科衛生統計〉
	専門分野	臨床歯科医学	成人歯科学Ⅱ〈修復・歯内〉 成人歯科学Ⅲ〈補綴〉 成人歯科学Ⅳ〈高齢者歯科、先端医療〉 成人歯科学Ⅴ〈障害者歯科、先端医療〉 小児歯科学 歯科矯正学 口腔外科学〈含、麻酔学〉
		歯科予防処置論	歯科予防処置Ⅱ〈歯周病予防Ⅱ〉 歯科予防処置Ⅲ〈う蝕予防処置〉 歯科予防処置Ⅳ〈口腔疾患予防〉 口腔保健管理法
		歯科保健指導論	歯科保健指導論Ⅱ 歯科保健指導論Ⅲ〈含、栄養指導実習〉
		歯科診療補助論	歯科診療補助論Ⅳ 歯科放射線・臨床検査学
		臨地実習 (含、臨床実習)	臨床実習Ⅰ-1〈附属病院・歯科診療所〉
	選択必修分野	基礎分野	社会福祉論・ボランティア論*
		専門分野	看護学概論*

3 年 次	基礎分野	人間と生活	英語Ⅲ〈英会話〉*
	専門基礎分野	歯・口腔の健康と 予防に関わる人間と 社会の仕組み	衛生行政・社会福祉行政 介護技術〈含、口腔リハビリテーション〉 小児保健
		歯科保健指導論	歯科保健指導論Ⅳ
	専門分野	臨地実習 (含、臨床実習)	臨床実習Ⅰ-2〈附属病院・歯科診療所〉 臨床実習Ⅱ〈総合歯科〉 臨床実習Ⅲ-1・2〈総合実習〉 臨地実習Ⅰ〈教育施設〉 臨地実習Ⅱ〈福祉施設〉
			卒業研究分野
	選択必修分野	基礎分野	手話*
		専門分野	保険請求事務*

[看護学科]

医療人として幅広い視野で人間を理解できる教養と良識と倫理観を養い、科学的根拠に基づいた看護の実践ができる人材を育成することを目的として、以下の教育課程を設置する。

1. 1年次教育課程は看護師の基本的素養を身につけるため、以下の分野を設置する。
 - 1) 「基礎分野」科目を中心に生命観・倫理観やコミュニケーション力を養う。
 - 2) 「専門基礎分野」科目では人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、及び健康支援と社会について学ぶ。
 - 3) 「専門分野Ⅰ」及び「専門分野Ⅱ」の科目から看護の基礎について学ぶ。
2. 2年次教育課程は看護師の専門知識と技術を中心に身につけるため、以下の分野を設置する。
 - 1) 「専門基礎分野」科目は1年次カリキュラムを継続として健康支援と社会に於いて公衆衛生や社会保障制度について学ぶ。
 - 2) 「専門分野Ⅰ」科目の講義・演習、臨地実習からフィジカルアセスメントの基礎や健康管理カウンセリングにおけるアドバイスの基本知識や手技を学ぶ。
 - 3) 「専門分野Ⅱ」科目では様々な症例や発達段階に応じた看護の基礎を学ぶ。
 - 4) 「統合分野」は在宅看護を通して看護の統合と実践力をつける。
3. 3年次教育課程は看護の実践的知識・技術を身につけるため、臨地実習を中心に設定する。
 - 1) 「専門分野Ⅱ」臨地実習は発達段階の看護を実践する。
 - 2) 「統合分野」科目では在宅看護論実習、統合実習を実施する。
 以上、3年次の教育課程を経て看護総合力及び問題解決能力を向上させる。

基礎分野における取り組み

表Ⅱ-A-2-②に示すように、基礎分野では「導入科目領域」1科目、「情報倫理と情報処理領域」2科目、「コミュニケーション領域」10科目、「人間理解と倫理領域」3科目の計16科目を、1年次を中心に開講している。この分野では、豊かな人間性を育むために、社会や人間の理解を中心とした幅広い教養及び倫理観を培う。入学後すべての科目履修に先立ち、「導入科目」の「スタートアップセミナー」を設定・実施し、3月に開講される「入学前教育」とともに本学に於ける履修のスムーズな導入を促進する科目編成としている。さらに、「コミュニケーション領域」は、海外の大学との交流を行う2科目を含む5科目の選択科目を擁し、人間理解を土台とした実践的な科目を数多く開講している。

専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野における取り組み

各分野それぞれ、文部科学省の定める「保健師助産師看護師学校養成所指定規則指導要領」に則って科目編成をしている。これらは、1年次の専門基礎分野及び専門分野Ⅰから3年次の統合分野まで段階的に構築されている。専門教育科目については、少人数グループによる授業や課題学習、グループワークを取り入れて、学生が主体的に学習に取り組むことができるよう配慮している。特に今年度からは、統合分野の科目にゼミナールを取り入れた。同時に、評価方法もルーブリックの手法を取り入れている。専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野においては、臨地実習が課せられており、学習成果に対応した講義、学内演習、臨地実習と段階的に知識及び技術を修得するカリキュラム編成となっている。さらに、臨地実習に於いては、実習全体の目的・目標を以下のように定め、その下に各看護学領域（基礎、成人、老年、母性、小児、精神、在宅）の実習がなされている。

実習目的

看護学臨地実習に於いて、あらゆる健康レベル・発達段階にある看護の対象に、学内で学んだ知識、技術、態度を統合・実践することを通して、看護の基礎的能力を養うと共に、看護の本質を考える姿勢を養うことを目的とする。

実習目標

1. 看護の対象を理解する。
2. 看護の対象に応じた看護過程（アセスメント・計画・実践・評価）を展開できる。
3. 医療チームの一員としての役割と責任を理解できる。
4. 看護の対象の多様なニーズを充足し、自立への援助を通して、看護の本質を考えることができる。
5. 社会の一員として、看護学実習を通して自己成長できる。

臨地実習については、シラバスの他に実習要項を毎年作成している。これは、各看護学領域に共通する総論と各看護学領域別の実習要項から成り、実習目的、実習目標、

実習施設、実習時間、実習内容、実習の進め方、学習課題、実習記録を含む提出物、評価表等を提示し、口頭で説明している。

表Ⅱ-A-2-② 平成30年度入学生 看護学科カリキュラムおよび履修学年

学年	分野	領域	教科目 選択科目*	
1 年 次	基礎分野	導入科目	スタートアップセミナー	
		情報倫理と情報処理	情報リテラシー 統計学*	
		コミュニケーション	論理と文章表現 心理学* 英語Ⅰ 英語Ⅱ〈医用英語〉 英語Ⅲ〈英会話〉* 人間関係論Ⅰ 人間関係論Ⅱ〈自分と他者との関係〉 健康とスポーツ* 海外事情Ⅰ〈欧米〉* 海外事情Ⅱ〈アジア〉*	
		人間理解と倫理	哲学 倫理学 人体の構造と機能入門	
	専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ 人体の構造と機能Ⅱ 食物摂取と身体機能	
		疾病の成り立ちと回復の促進	人体と薬理 病理学 病態と治療論Ⅰ 病態と治療論Ⅱ 病態と治療論Ⅲ 病態と治療論Ⅳ 微生物と人間生活	
		健康支援と社会	保健医療福祉概論 社会福祉概論	
	専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論 健康診査 看護技術概論 生活援助技術Ⅰ 生活援助技術Ⅱ 診療補助技術Ⅰ 看護過程	
		臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ	
	専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	
		老年看護学	老年看護学概論	
		精神看護学	精神保健	
	2 年 次	基礎分野	コミュニケーション	海外事情Ⅰ〈欧米〉* 海外事情Ⅱ〈アジア〉*
		専門基礎分野	健康支援と社会	公衆衛生学 社会保障制度の実際
専門分野Ⅰ		基礎看護学	看護管理 健康管理カウンセリング 看護研究 診療補助技術Ⅱ	
専門分野Ⅱ		成人看護学	成人臨床看護学Ⅰ 成人臨床看護学Ⅱ 成人看護学演習	
		老年看護学	老年臨床看護	
		小児看護学	小児看護学概論 小児病態学 小児臨床看護	
		母性看護学	母性看護学概論 母性生理的变化	

			母性臨床看護
		精神看護学	精神看護学概論 精神病態学 精神臨床看護
		臨地実習	成人看護学実習Ⅰ 老年看護学実習Ⅰ
	統合分野	在宅看護論	在宅看護概論 在宅看護技術論 家族看護
		看護の統合と実践	災害看護と国際看護
	3 年 次	専門基礎分野	健康支援と社会
専門分野Ⅱ		臨地実習	成人看護学実習Ⅱ 成人看護学実習Ⅲ
			老年看護学実習Ⅱ 老年看護学実習Ⅲ
			小児看護学実習 母性看護学実習
			精神看護学実習
統合分野	看護の統合と実践	チーム医療と看護 看護技術の統合 総合看護学	
	臨地実習	在宅看護論実習 統合実習	

(3) 教員配置については、教員の資格・業績等を審査し配置している。さらに、毎年担当領域の構成メンバーの見直しを行っている。「歯科衛生士養成所指定規則」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」等に基づいて、教員の資格・業績を審査して配置している。

(4) 教育課程の見直しについては、各学科内で検討されているが、教学委員会において短期大学全体として教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を含めて定期的に検討を行っている。すなわち、教育課程の見直しを学科内で検討した上で、二学科の統一性も配慮した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と摺り合わせを行うことで、次年度の教育課程、時間割、シラバスの内容や提示方法の見直しと改善を行っている。尚、歯科衛生学科は、論理的思考力や問題発見・解決力を向上させるため、「卒業研究」を選択できる教育課程編成を行っているが、積極的に卒業研究を行う学生が見られないのが現状である。

看護学科は、月1回開催される看護学科カリキュラム委員会にて教育課程編成の見直しを実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

(1) 本学の教養教育は、3年間の在学期間中に歯科衛生士国家試験、看護師国家試験の受験資格を取得するために、年々高度化する専門知識・専門技術を修得しなければならない過密な教育課程設定の中で、医療人として将来の社会に貢献できる「教養と倫理観」を身につけるための必要最小限の授業科目を基礎分野として設置している。歯科衛生学科の基礎分野は「導入科目」、「科学的思考の基盤」、「人間と生活」に区分されており、必修5科目、選択6科目の計11科目を設置している。一方、看護学科の基礎分野は「導入科目」、「情報倫理と情報処理」、「コミュニケーション」、「人間理解と倫理」に区分されており、必修7科目、選択6科目の計13の授業科目を設置している。

(2) 「専門基礎分野」や「専門分野」あるいは「統合分野」の科目で習得すべき知識・技術の基盤となるように、「基礎分野」の科目は関連づけられている。例えば、医療・歯科医療の基盤となる科学的思考を涵養する科目や医療従事者として必要な人間関係におけるコミュニケーションの基盤となる心理学、さらに、人間関係論等を学んでいる。しかしながら、1年次にそれらを完全に習得するには、内容的に十分とは言えないのが現状である。その十分ではない「教養教育」を補完するため、教育課程に設置していない行事や活動等を通じて、「人間力」を醸成できるよう、それらに学生が積極的に参加するよう指導している。例えば、「戴帽式」は、毎年9月に歯科衛生学科2年生と看護学科1年生の両学科が合同で行い、医療人としての自覚（責任・使命・矜持）を新たにし、信頼される医療人となって、社会に貢献したいという真摯な思いを深めるよう期待して実施している。今日の医療系養成校では「戴帽式」の挙行や「ナイチンゲール誓詞」の唱和はあまり行なわれなくなっているが、本学は、上述の教育的効果が期待される「戴帽式」を重視している。また、「諸霊供養の会」は医学歯学教育に協力の意思を示されて、ご献体された方へ本学が心から感謝し、供養する行事であり、両学科において解剖学を履修した1年生と2年生が全員参加することになっている。献体者の崇高な志に触れるこの式典は、本学の学生が目指す医療従事者としての責任を強く自覚させるものである。これら教育課程にはない行事の参加と基礎分野の科目履修により、両学科では「教養教育」としての学習成果が得られていると考えられるが、その客観的測定と評価が困難であり、教養教育と専門教育との有効、且つ密接な関連性の構築までには至っていると断言できないことが実情である。

(3) 教養教育の効果を測定する取り組みとして、①各教員は、全授業終了後に学生による「授業評価アンケート調査」（備付-23）を実施している。そして、その評価結果に基づいて各教員は、授業内容・方法等の改善をするよう努めている。また、学生からの評価に対する返答は「フィードバックシート」として応えている。なお、「フィードバックシート」は学生が図書館で閲覧が可能である。アンケートの回答からのみならず、学生からの自由な意見・感想の中に教養教育の成果を判定する内容が含まれる場合がある。②教員間で授業参観を実施し、参観者は授業内容・方法等についての報告書を授業者及びFD委員会に提出し、授業改善に活用している。特に、学生の授業中の態度や積極性や参加度の評価は教養教育の成果の一つの目安となる。③卒業生及び「就

職先アンケート調査」(備付-13)を実施し、本学在学時の教育の優れた点や劣った点について忌憚のない意見を聴取し、それを本学の教育内容・方法の改善に活かすよう努めている。特に、就職先施設に対する「就職先からみた卒業生の特徴」というアンケート項目の回答を分析し、人間関係におけるコミュニケーション能力や幅広い知識・教養の勤め先からの評価によって、教養教育等の学習成果を推し量っている。

上記以外にも教員の教育力の向上や改善のためのFD研修会(備付-35)を、FD委員会主催で本年度は2回開催した。1回目は平成30年12月に高橋和子先生(静岡産業大学経営学部教授)を招聘し、「教師として対象と関わるとは一体験学習を通して学ぶ」をテーマに、全教員参加による研修を行った。2回目は平成31年3月に新井英靖先生(茨城大学教育学部准教授)を招聘し、「指導困難な学生に対する教授方略ーアクティブラーニングの視点からー」をテーマに、全教員参加による研修を行い、具体的な学生支援について新たな知見を得ている。さらに、公益財団法人大学コンソーシアム京都主催(後援:文部科学省、京都府、京都市)のFDフォーラムに代表者が参加した。その参加者による報告会を学内で開催し、教員間で情報を共有するようにしている。平成31年3月2・3日開催された第24回FDフォーラムのメインテーマは「大学におけるダイバーシティ」であったが、そこからFD定義の変遷や今後の教養教育の目標などについて、新たな見識を得た。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

両学科ともに、ほとんどの卒業生は国家資格取得後に医療職に従事する。そのため、医療専門職として必要な能力を育てる職業教育を、本学では教員が一致協力して実施している。両学科ともに、医療人として必要な豊かな教養や倫理観、コミュニケーション能力等のいわゆる「人間力」を養う教養科目から歯科衛生士や看護師に必要な専門的知識や技術、さらに、その実践力を養う専門教育を経て、最終的に国家試験受験資格を取得するために必要な単位が定められている。特に2年次からスタートし、主として3年次に行われる臨地実習(含、臨床実習)は、臨床の場で指導者の監督・指導のもと、患者や施設入居者等に直接、対面することにより、それまでの教養教育や専門教育で習得した知識・技術と人間力を発揮し、医療職としての仕事の一端を経験する機会である。すなわち、1年から3年に亘って学習する教養科目から専門科目までの教育が、臨地実習を経て、卒業後の医療職へと接続するものとして実施されている。尚、学生にもそれらが容易に理解され、授業、演習、実習が効果的に学習できるようにシラバスが準備され、時間割に従い実施されている。さらに、教員の評価のみならず学生による「授業評価アンケート」の内容を検討し、授業、演習、実習等の学内の

教育体制が万全であるかどうかを、教学委員会やカリキュラム委員会で定期的に評価し、改善を行っている。さらに、上述の職業教育の成果が、その後の医療現場において、自らの専門的知識と技能を自己研鑽することに繋がるような学生の育成を目指さなくてはならない。そのためには、随時、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を点検し、それに基づく教育課程編成・方針（カリキュラム・ポリシー）の更新と教育課程の変更が必要である。

国家資格取得者の人数、割合は、以上の職業教育の効果を測定するもの的一端として重要視している。国家試験の合格率を高めるために、日常の授業にも国家試験の過去問題や最新の国家試験出題基準を取り入れ、各科目において実施される「授業評価アンケート」の結果も合わせて分析し、随時、教育内容を見直し、改善に繋げるよう取り組んでいる。また、医療職の就職先についても重要な指導内容であるとして、キャリアサポート委員会が主催する就職（進路）ガイダンス及び就職活動支援講座における学生アンケートの結果や自己分析シート並びに就職登録カード（備付-22）等の情報を分析している。それらにより、就職（進路）ガイダンスの課題、学生のニーズを把握し、職業教育の内容・方法の改善に取り入れている。

[歯科衛生学科]

歯科衛生学科においては、歯科衛生士国家試験の受験資格を得るために単位数が決められているが、医学や歯科医学の進歩や時代の要求に対応するために、教育内容の精選が必要である。また、教員の質の向上と学生に個々に適応した指導力が必要となるため、FD 研修会や専門学会などへ参加し、常に自己研鑽に努めている。

歯科衛生学科では、「愛」という建学の精神の下、「医療人として患者を労わることができる歯科衛生士」の養成を目指している。歯科衛生業務の対象である人間の理解と高い倫理観を育成するために、教養科目で心理学を学び、医療人として対象との関係性の構築をコミュニケーション論で学ぶ。異文化や見聞を広げるための英語の授業や海外研修がある。専門的技術の養成に関しては、まず顎模型を対象とした基礎実習、次いで学生相互の実習、さらに、患者や施設入居者を対象とした臨地・臨床実習がある。臨地実習は幼稚園、保育園、小学校等の教育施設、公衆歯科衛生の現場、高齢者福祉施設、障害者福祉施設で行われている。臨床実習は附属病院での実習を主とする他、一般開業医院でも行われる。附属病院では見学から始まり、担当教員が学生の技術の上達度を見て、より専門的な診療補助や予防処置の患者への実施を指示している。

[看護学科]

看護学科においては、看護師国家試験の受験資格を得るために単位数が決められているが、医学の進歩や時代の要求に対応するために、教育内容の精選が必要である。また、教員の質の向上と学生に個々に適応した指導力が必要となるため、FD 研修会や専門学会などへ参加し、自己研鑽に努めている。

看護学科では、「愛」という建学の精神の下、「生命の尊厳を基盤として高い倫理観を身につけ優しさに溢れる看護師」となることを目指している。看護の対象である人間の理解と高い倫理観を育成するために、教養科目では哲学や倫理学を、医療人とし

ての対象との関係性の構築について人間関係論を学ぶ。その他、異文化や見聞を広げるための英語の授業や海外研修がある。あらゆる健康段階にある対象を理解した上で、そこで必要とされる看護技術を提供できるようにするために、必修科目として、学内で看護技術演習を行う。さらに、病院、介護老人保健施設、保育園、訪問看護ステーション等へ赴き、臨床実習を通じて実際の患者に看護技術を提供するといった段階を経て、看護実践能力を身に付けられるように教育している。また、就職のみならず、実習施設で働く指導者を学内演習に招き、臨地実習での連携に繋げ、効果的な実習ができる機会としている。また、学生の統合実習においては、病棟スタッフの役割毎のシャドウイングや、専門医療チームの活動と夜勤帯の現地体験を取り入れる等、卒後のリアリティーショックへの対応を考慮した内容で実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

(1)本学は、教育目的を「学則」第2条において「建学の精神を基礎として学生の個性を尊重した教育により学問技術を修め、人間性に溢れた教養と常識を体得した学生を社会に送り出す」と定めている。加えて、歯科衛生学科では「自ら考え問題を解決する姿勢と行動力を持ち、歯科保健・医療を通じて人々が健康で快適な生活を営むよう健康の実現に向けてサポートし、社会のニーズに応え専門的知識や技術を身につけ、生涯にわたり自己研鑽し、人々に信頼され自律する人材を養成する」、看護学科では「建学の精神である「愛」の下に、高い倫理観と看護観、並びに判断力と看護実践能力とを身につけた心のあたたかい有能な看護師を養成し、以って社会への貢献を目指す」と定めている。以上の人材養成の目標を基盤として、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めて教育を行っている。また、その教育の対象となる入学者の受け入れ方針（アドミッショ

ン・ポリシー)は、歯科衛生学科と看護学科において共通であり、次のように掲げている。

1. 生命を尊び、人との関わりを大切にし、社会に貢献したいと考える人
2. 医療に関心があり、専門知識の取得に必要な基礎学力を有する人
3. 柔軟な発想をもち、困難や課題に対処できる人
4. 責任感と協調性を持ち、目的意識を持って行動できる人
5. 自己の心身の健康に留意し行動できる人

本学は歯科衛生学科、看護学科の医療系短期大学であり、高度の専門的知識や技術と人間性溢れた教養と常識、コミュニケーション能力を体得した学生を社会に送り出していることを強みや特色としている。医療の対象である患者に対する人間理解と高い倫理観を育成するために、心理学、コミュニケーション論や人間関係論という科目を中心に教養科目として学び、さらに、医療系専門職としての知識・技術を習得するために専門科目や臨地実習等を通じて実践的能力を培うことが、本学学生の学習成果の獲得過程の概要である。入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)の5項目は入学後に達成すべき学習成果に対応している。そのため、入学試験の個別選抜においては、1) 将来、医療・歯科医療の分野において、地域・社会に貢献したいと思っていること、2) 歯科衛生や看護に対する興味があり、その職業に就くための国家資格取得を強く望んでいること、3) 高等学校での学習内容を理解し、本学での勉学に必要な基礎学力を有していること、4) 高等学校でのクラブ、ボランティア活動等の中で、自分のしっかりとした考えを持ち、柔軟な発想で困難や課題に対処する経験のあること、5) 高等学校でのクラブ、ボランティア活動等で培った責任感や協調性、コミュニケーション能力を今後の学びに活かせること、6) 入学後には高等学校とは質・量ともに異なる勉学が待ち構えているため、はっきりとした目的意識を持ち、心身ともに健康であることを特に重視して評価している。入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)の5項目を、さらに具体的に内容を問うことになる前掲6項目が、入学前の学習成果の内、特に重要なものとして入学者受け入れの指針としている。

(2) 学生募集要項には、「学校案内」(提出-3)と、「入学試験要項」(提出-6)がある。学校案内には歯学部、歯科衛生学科、看護学科の順に記載されているが、「学校案内」の冒頭に入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を記載している。入学試験要項には冒頭の入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)の文中にある基礎学力について、*マークでハイライトして、文章下段に註釈を設け、細かく説明している。さらに、本学ホームページに入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を掲載し、本学志願者が資料請求をした場合、前述の学校案内と入学試験要項を送付し、事前に本学の方針が伝わるように配慮している。また、オープンキャンパス開催時の学科説明においても入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)が参加者に明確に伝わるように工夫している。すなわち、医療職である歯科衛生士並びに看護師の、それぞれの職業的特色やそれらに適した資質について、分かりやすく丁寧に説明する。さらに、それらが入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)に対応しており、また、入学者選抜試験にも対応していることを具体的に説明している。

(3) 本学志願者の入学前の学習成果の把握・評価については、入学試験要項に記載する入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の文中にある基礎学力について、*マークでハイライトして、文章下段に註釈を設け細かく説明している。具体的な内容として、高等学校における英語、数学、理科、国語を中心とした学力を基礎学力として説明している。さらに、入試選抜における一般選抜では、歯科衛生学科の場合はコミュニケーション英語Ⅰあるいは国語総合（近代以降の文章）のうち1科目、看護学科の場合はコミュニケーション英語Ⅰあるいは国語総合（近代以降の文章）と数学Ⅰの2科目の能力評価を行うとしている。特待生試験においては、歯科衛生学科の場合はコミュニケーション英語Ⅰと国語総合（近代以降の文章）の2科目、看護学科の場合はコミュニケーション英語Ⅰ、国語総合（近代以降の文章）と数学Ⅰの3科目の能力評価を行うとしている。特別選抜（AO、推薦等）では科目試験は行わず、小論文や面談によって基礎学力を評価するとしている。

入学前の学習成果のうち、基礎学力以外の精神的、倫理的な成長の評価については、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）中の「1.生命を尊び、人との関わりを大切に、社会に貢献したいと考える人、3.柔軟な発想をもち、困難や課題に対処できる人、4.責任感と協調性を持ち、目的意識を持って行動できる人、5.自己の心身の健康に留意し、行動できる人」として明確に指針を示している。さらに、具体的には、前掲の「1) 将来、医療・歯科医療の分野に於いて、地域・社会に貢献したいと思っていること、4) 高等学校に於けるクラブ、ボランティア活動等の中で、自分のしっかりとした考えを持ち、柔軟な発想で困難や課題に対処する経験のあること、5) 高等学校でのクラブ、ボランティア活動等で培った責任感や協調性、コミュニケーション能力を今後の学びに活かせること、6) 入学後には高等学校とは質・量ともに異なる勉学が待ち構えているため、はっきりとした目的意識や心身ともに健康である。」に対応する。入学試験においては、それらを医療人として必要な基本的なコミュニケーション能力、責任感、協調性、心身の健康として、小論文や面接・面談によって把握・評価している。

(4) 入学者選抜の方法は、「学則」第4章に基づいて実施している。入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応する、多様な学生を受け入れるための選抜方法として、「AO入学試験」・「推薦入学試験（指定校、公募）」・「社会人特別入学試験」・「一般入学試験」・「特待生入学試験」の試験区分を設けている。

何れの入試区分であっても面接は必ず実施している。面接では、歯科衛生士あるいは看護師を目指す動機・理由、高校での学習成果と課外活動やボランティア活動の状況、高校における出席状況は重要項目として聞くこととしている。すなわち、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に示される「生命を尊び、人とのかかわりを大切にする気持ち、社会への貢献、医療への関心、目的意識」は歯科衛生士あるいは看護師を目指す理由の解答から判断する。同じく「専門知識の習得に必要な基礎学力」は高校の学習成果の状況から、「発想力や困難への対処、責任感、協調性」は高校時代の課外活動やボランティア活動の状況から、「自己の健康について」は高校の出席状況を質問し、その回答から、それぞれ判断し、評価している。

また、面接・面談の客観的評価の公平性を保つために、

- ① 「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を明確化・具体化し、質問内容に反映させる。
- ② 適性と能力を判定するという観点に基づいた、合理的な評価基準を定める。
- ③ 面接・面談担当者が、評価基準の統一・共有化を図る。

さらに、基礎学力を測るための学科試験・小論文の客観的評価の公平性を保つために、国語、数学、英語の採点は、論述部分は出題者1名が全ての答案を採点し、それ以外は全一致か否かで採点できる形式として、数名の採点者が担当している。また、特定の入試区分が有利になる状況を避けるため、科目間の平均点に格差が生じた場合、偏差値換算法により標準化して、受験者に不利益が生じないように配慮した。さらに、指定校推薦入学試験では高等学校長に依頼し、本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に合致する生徒を推薦して頂いている。一般入学試験では、学科試験で基礎学力を特に重視している。AO入学試験では面談と称し受験生からの質問等、相互理解の方法で受験生の意欲、目的意識を重視している。以上の改善により、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応した学生を選抜し、評価基準を揃えることで評価の客観性を高めている。

(5) 各々の試験区分についての特徴、実施日、受験資格等の入試情報は、事前にホームページ、オープンキャンパスでの入試説明、「学校案内」や「入学試験要項」、高校教員対象の入試説明会等で公表し、入学希望者の学力や資質に合わせた選抜方法が選択できるよう配慮している。例えば、「AO入学試験」は、目的意識や熱意・意欲を重視した人物重視型の専願制入学試験であり、高等学校時の成績にとらわれずに、小論文と面談を通して評価することを明示している。さらに、AO入学試験の受験資格として、オープンキャンパスでの体験授業を受講することとし、入学希望者が適性或職業内容を理解できるよう、また、将来の医療人としての展望がより一層深められるよう配慮している。「推薦入学試験」は、本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応した優秀な学生を入学させるための、高等学校長の推薦による選抜方法である。この趣旨を広く理解して頂くために、高校訪問や高校教員対象の入試説明会において、本学の特徴を踏まえた「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を、具体的かつ詳しく説明するよう努めている。推薦を受ける受験生の条件として、公募推薦では両学科共通で評定平均値を3.0以上、指定校推薦では歯科衛生学科は評定平均値3.0以上とし、看護学科に関しては、高等学校別に評定平均値を設定して通知し、本学が定めた高校での学習成果に達した受験生の推薦を依頼している。さらに、入学希望者が入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に適しているか否かを、特に、基礎学力以外の精神的、倫理的な成長を面接によって把握・評価する。看護学科では公募推薦の場合は小論文を加えて、把握・評価する。また、看護学科では欠席日数が高校3年間で20日以下という受験条件を設け、歯科衛生学科では欠席が多い学生には、支障がない範囲で理由を聞き、本学の授業や実習に対応できるか否かの判断の材料にする等、勤勉な就学態度も重視している。「一般入学試験」では、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に則した科目試験と面接による選抜を行っている。「特待生入学試験」は人物、学力に優れ、入学後の目標を持った、将来、実

社会で主体的に活躍できる人を求める選抜制度である。科目試験が歯科衛生学科で 2 科目、看護科で 3 科目と両学科共通で、面接による選抜を行っている。尚、合格者は入学年度の授業料を半額免除すると公表しており、今年度は他の入試種別で早期に合格した受験生が、入学迄に学力を高めることを推奨する一環として、「特待生入学試験」を無料で再受験することを認め、特待生試験の合格者の中に再受験者が若干名存在した。以上の入試区分において、その公正性を担保するよう配慮している。特に、学科試験において選択した科目によって有利にならないよう標準化し、面接・面談試験においては面接・面談官の評価基準を統一・共有化を行っている。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費は、本学ホームページ入試情報欄に学費、奨学金の項目に明示してある。また、資料請求者やオープンキャンパスにおいて来校者に配布する「入学試験要項」に学納金等の項に授業料、その他、入学に必要な経費を明記している。本学の入学試験情報の窓口となる教学部入試広報係の業務は短期大学専任職員 1 名、歯科大学兼任職員 1 名で担当し、不在時や繁忙期は教学部で人員をカバーし合っている。

(7) 本学におけるアドミッション・オフィスとして、入学試験委員会を設置している。この委員会は、歯科衛生学科教員、看護学科教員と、教学部入試広報係職員で構成され、選出された入学試験委員会委員長を中心にして、入試区分、入試内容、オープンキャンパスの実施時期と内容、試験実施日等を審議する。内容は教授会に報告され、承認を得て実行される。また、入試内容の概要決定や追加、変更については、神奈川歯科大学理事長、歯科大学学長、事務局長、短期大学学長、入試顧問、教学部長が会する戦略委員会で審議される。

(8) 入試に対する問い合わせ先は本学ホームページ、「入学試験要項」に教学部入試広報係への直通電話番号が記載されている。受験に関する問い合わせは多い。受験方法や受験資格、必要書類等は入学試験要項に明記されており、明文化されているものに関しては直接、教学部入試広報係職員が説明している。個別相談が必要な場合、高等学校からの個別の事情がある問い合わせ等は、入学試験委員会委員長が対応し、必要があれば説明に出向くことがある。必要に応じて学長、教学部長、学科長を含めて審議、決定する。審議結果は入学試験方法に影響するものであれば、教授会にて報告され、次年度に反映できるよう配慮する。

(9) 本学では「外部評価委員会」を開催し、委員の先生方から頂いた意見を、学校運営に反映している。評価して頂く自己点検・評価報告書には入学試験の項目があり、委員には近隣高校の学校長も含まれることから、高校側の意見を聴取する貴重な機会となる。また、毎年本学教員が、過去において入学実績がある高校に出向いて進路指導担当者と意見交換をし、その際、頂いた貴重なご意見を入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）や入学試験制度にも反映している。入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）の定期的な点検は自己点検・評価委員会や教学委員会で行っている。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

(1) 本学の建学の精神、教育理念・教育目的を基盤として、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に対応した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく、学生が獲得すべき学習成果は、各科目のシラバスの学修目的・到達目標として具体的に記載している。さらに、各科目の具体的、段階的な学習計画・や評価方法はシラバスに記載している。平成 25 年度にシラバスの大幅な改正を行い、平成 27 年度はシラバスの構成を一部変更した。1、2 年生が内容を把握しにくい国家試験出題基準の記載を止め、授業計画毎の予習・復習・授業内容のキーワードとなる内容を提示することにした。これは、学生がシラバスを適宜、確認することで、受講科目の授業の目的とその内容、学習しなければならない知識・技術を、具体的にあらかじめ知ることができる。また、授業の予習時のみならず復習時においても、内容を再確認することができる。さらに、それらによって、学生が自学自習する指針となるばかりでなく、自らの学習成果の段階的な獲得状況を確認する一助となる。

(2) 学生の学習成果が一定期間内で獲得可能なように、授業予定日の科目内容が段階的な進捗をするように、講義・演習・実習の計画を調整してシラバスに明記している。また、受講科目によっては、前回授業の内容について理解しているか否かを確認するための小テストを行っている。授業最終日においては授業内容の総まとめを行い、学生の学習成果の達成を高めるように工夫している。それらの詳細な計画は、全てシラバスに記載している。

(3) 学習成果の評価方法は、入学式直後のガイダンスの際に入学生に対して「学生便覧」に掲載された学則に基づいて、説明、周知している。特に、本試験の受験資格については授業への出席が極めて重要であることから、学生のみならず保護者に対しても、学生本人が授業に欠席することがないよう、学習環境の確保に協力を要請している。学習成果の測定に最も重要な本試験については、年間の授業予定表で試験期間を示し、計画的に取り組めるようにしている。また、年間を通しての授業の場合は、前期に中間試験、後期に本試験を実施し、分けて行う事で学生が試験に取り組む易いように配慮している。実習の評価は、ループリック評価表を用いて評価の視点を明確にしている科目がある。学生自身の学習課題や医療専門職として必要な姿勢や態度面も身につける必要性を示している。実習指導者の意見を吸い上げ、最終評価は学生と教員が面接で実習を振り返り、課題や対策を話し合っている。評価点では、学生の自己採

点と教員の採点には大差はない。最終的な学習成果である歯科衛生士並びに看護師国家試験については、各学年で模擬試験を行い、全国平均との比較や学習強化項目などが理解できるよう取り組んでいる。以上のような成績の評価により、学習成果は測定可能である。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

(1) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとしては、単位認定試験としての前・後期の定期試験の他に、実習試験、中間試験、小テスト、レポート、出席状況や授業態度等を点数化し、それらを総合的に評価する方法が挙げられる。学則第5章に掲げる単位認定試験の「受験資格」は、3分の2を超える出席を必要条件とし、同じく「学習の評価」は試験等の評価は100点を満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、不可は不合格としている。不合格者に対しては、再試験を行うが、それでも不合格の場合は、翌年度再履修となる。学生へは、学期末毎に試験結果を通知し、学則第5章「単位の計算方法」に定める自己の単位取得状況が把握できるようになっている。また、国家試験については、合格率はもとより、各問題の正答率を基に、本学学生の傾向を分析し各科目担当にフィードバックしている。そして、科目担当者は授業内容や国家試験対策に反映させている。実習に関しては、ルーブリック評価等で結果をデータ化している。実習の評価は、学生の思考過程を言動や記録から総合的に査定する必要があるため、客観的に測定することが難しい場合もある。しかし、評価基準が明確であることや、学生自身がとらえた自己評価と教員の視点とを擦り合わせながら評価することで、相互の評価にずれが生じ難い。故に、データとしての妥当性・信頼性は高いと言える。しかし、ルーブリック評価については全領域が導入している訳ではないため、データの整合性を考える上では課題が残る。

(2) 学生による「授業評価アンケート」を、各科目の終講時に実施している。データ化されたアンケート結果とフィードバック内容はファイリングされ、学生がいつでも図書館で閲覧できるように整理されている。アンケートには、学生自身が自己の学習への姿勢を振り返る内容も含まれており、学生・教員双方に向けた当該科目に対する

評価のデータとして位置づけられる。よって、このデータは教員が改善点を見出すためだけでなく、学生が現在の学習状況の問題点に気づき、今後の学習に役立てられるよう活用している。大多数の学生は授業評価アンケートの趣旨を理解して、真剣に回答している。

(3) 国家試験合格率や就職率については、本学の国家試験対策サポートやキャリアサポートの状況に基づいて、全国データとの比較を行いながら、「学校案内」やオープンキャンパス、進学相談会等で表明している。在学生の教育支援に役立てるために、卒業生及び卒業生の就職先に対して毎年、「就職先アンケート調査」を行っている。アンケート設問中の「働くうえで重要であると思うこと」や「就職先からみた卒業生の特徴」といった項目の評価から窺える、卒業生に不足している点を教員にフィードバックし、その内容をよく検討し、在学生に対するより良い授業の提供へと結実するよう取り計らっている。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

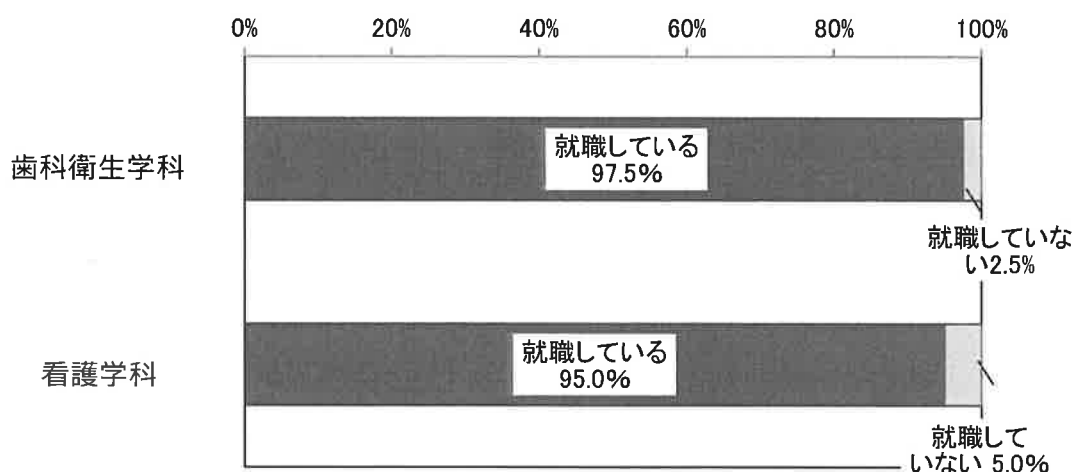
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

在学生の教育支援に役立てるために、卒業生及び卒業生の就職先に対して毎年、「就職先アンケート調査」を行っている。今年度は、平成30年3月の卒業生(歯科衛生学科：86名、看護学科59名)及びその卒業生の就職先(歯科衛生学科：61施設、看護学科：26施設)を対象に、郵送による質問紙調査を行った。回収率は、卒業生は歯科衛生学科46.5% (40名)、看護学科33.9% (20名)であり、就職先においては歯科衛生学科68.9% (42施設)、看護学科88.5% (23件)であった。

図1 卒業生の就職状況



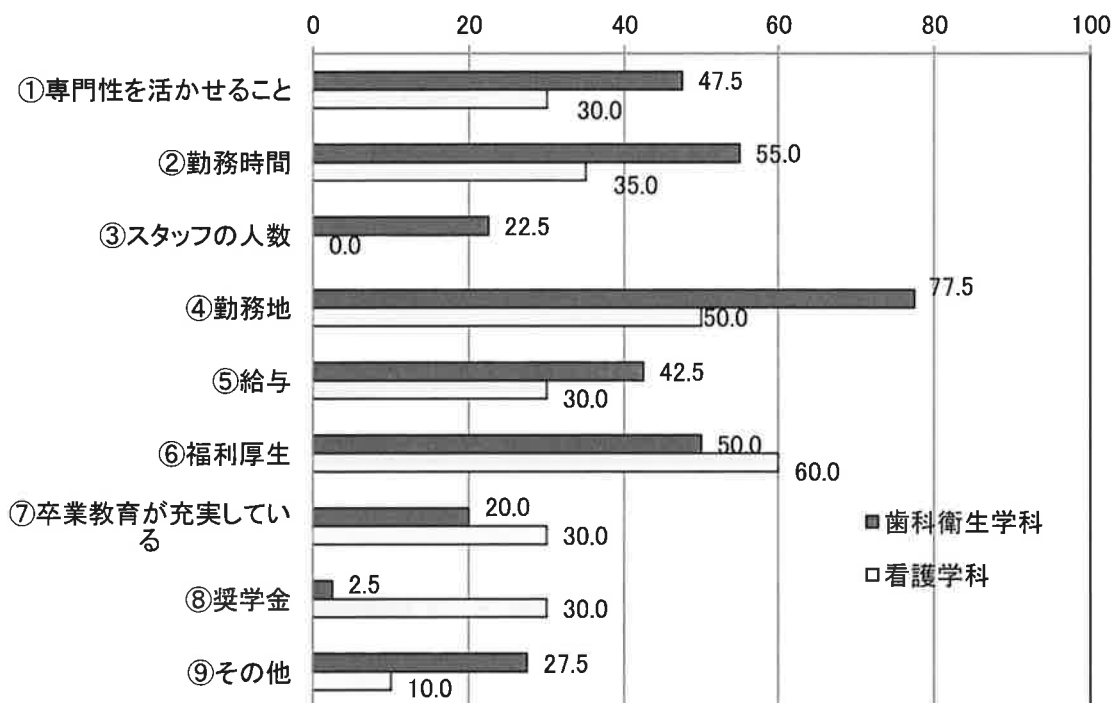
アンケートの回収結果の概要は次のようになっている。

調査時における就職状況をみると(図1)、歯科衛生学科卒業生は39名(97.5%)、看護学科卒業生は19名(95.0%)が卒業時に内定した就職先へ就職している。また、歯科衛生学科1名(2.5%)は家事並びに育児をしながら歯科衛生士以外の仕事に従事し、看護学科卒業生1名(5.0%)は進学していた。

卒業生を対象に、「就職先を選択するうえで重視していること」について調査した結果を図2に示す。歯科衛生学科卒業生においては、就職先の選択には、④勤務地77.5%、②勤務時間55.0%、⑥福利厚生50.0%、①資格の専門性を生かせること47.5%、⑤給与42.5%の順に多く、基本的な就職の条件のバランスを重視していることが示唆された。また、卒業生の就職地域としては、神奈川県内51名、東京都内7名、その他6名(卒業生の実家付近の地域)であり、通勤時間も含めた拘束時間を優先的に考慮しつつ、他の条件を重視していると考えられる。

看護学科卒業生においては、⑥福利厚生60.0%、④勤務地50.0%、②勤務時間35.0%の順で多く、①専門性を生かせること、⑤給与、⑦卒業教育が充実している、⑧奨学金は30.0%であった。卒業生の就職地域は神奈川県内51名、静岡県並びに東京都1名であった。内定届の資料より、志望動機としては、奨学金の関連となる就職先であることや、職場の雰囲気、就職後の充実した教育体制並びに看護理念等を重視している傾向があったことから、長く勤務しながら、看護師としてのスキルアップを期待できる就職先を選択していると考えられた。

図2 卒業生が就職先を選択するうえで重視していること(複数回答)

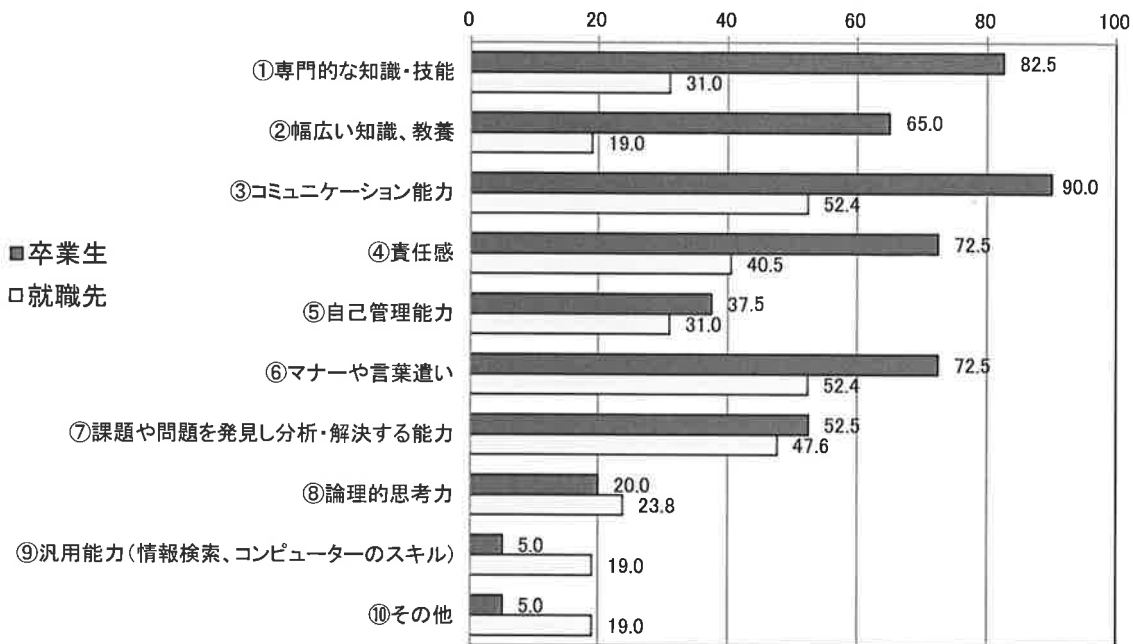


卒業生を対象に「歯科衛生士または看護師として勤務するうえで重要であると思うこと」について調査した結果、並びに就職先を対象に「卒業生に身につけて欲しいと期待すること」について調査した結果を図3に示す。

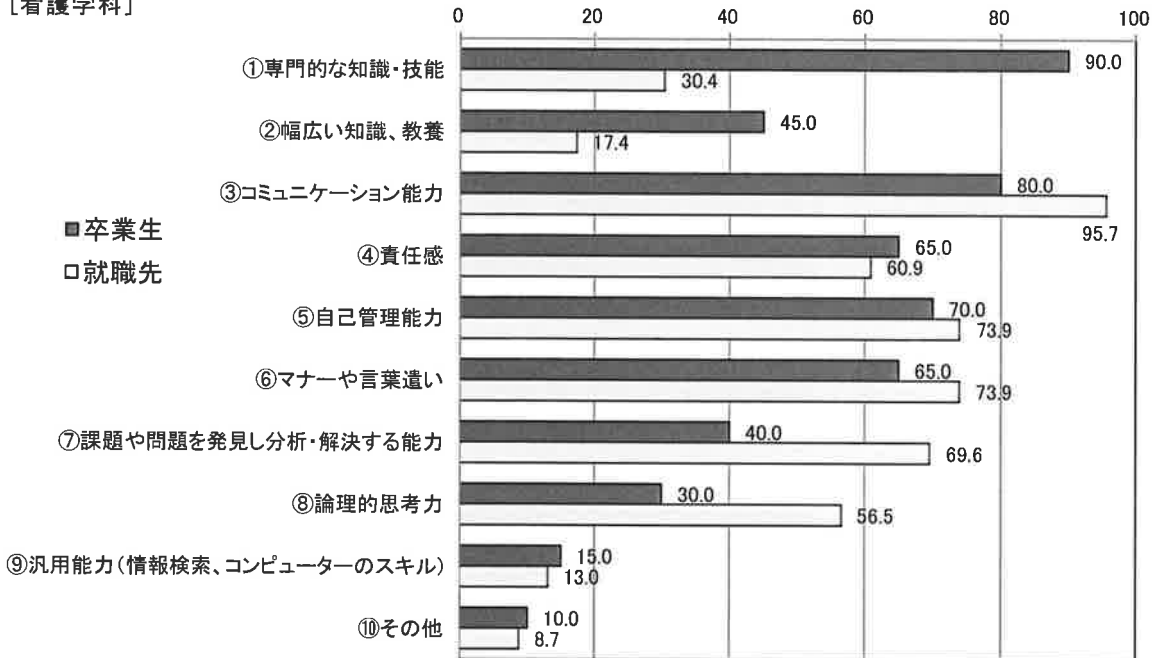
図3 歯科衛生士または看護師として勤務するうえで重要であると思うこと
(卒業生)，身につけて欲しいと期待していること(就職先)：(複数回答)

[歯科衛生学科]

(%)



[看護学科]



歯科衛生学科卒業生において回答が多かった項目は、③「コミュニケーション能力」90.0%、①「専門的な知識・技能」82.5%、④「責任感」並びに⑥「マナーや言葉遣い」72.5%の順に多かった。一方で、歯科衛生学科卒業生の就職先の回答においては、③「コミュニケーション能力」並びに⑥「マナーや言葉遣い」52.4%、⑦「課題や問題を発見し分析・解決する能力」47.6%の順に多く、卒業生と就職先の回答に違いがみられた。

看護学科卒業生においては、①「専門的な知識・技能」90.0%、③「コミュニケーション能力」80.0%、⑤「自己管理能力」70.0%、④「責任感」並びに⑥「マナーや言葉遣い」65.0%の順に多い結果であった。就職先においては、③「コミュニケーション能力」95.7%、⑤「自己管理能力」並びに⑥「マナーや言葉遣い」73.9%、⑦「課題や問題を発見し分析・解決する能力」69.6%の順に多く、卒業生並びに就職先ともに、③「コミュニケーション能力」、⑤「自己管理能力」並びに⑥「マナーや言葉遣い」について、共通しており、社会人としての基本的素養を第一に重要と考えていることが示唆された。

①「専門的な知識技術」については、歯科衛生学科並びに看護学科とも、卒業生と就職先の回答で乖離しており、卒業生は重視している者が多かったが、就職先では少ない傾向であった。このことは、卒業生が卒後の就職において、自身の知識や技術に対して不安を抱えていると考えられるが、就職先においては、新卒の歯科衛生士に対して高度な専門知識や技術を求めておらず、学会や研修の参加などの就職後の教育体制により、歯科衛生士並びに看護師のスキルアップを期待している。

図4-① 歯科衛生学科の就職先からみた卒業生の特徴（複数回答）

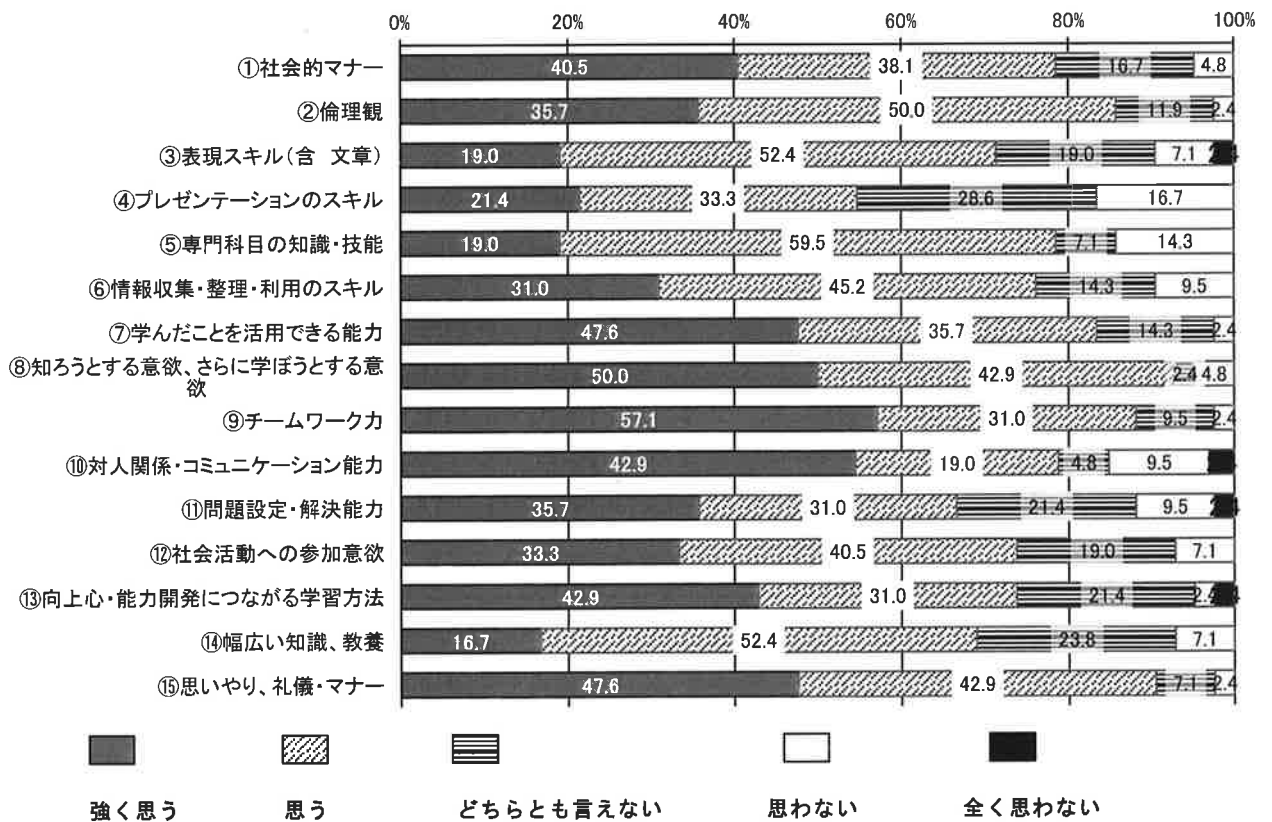
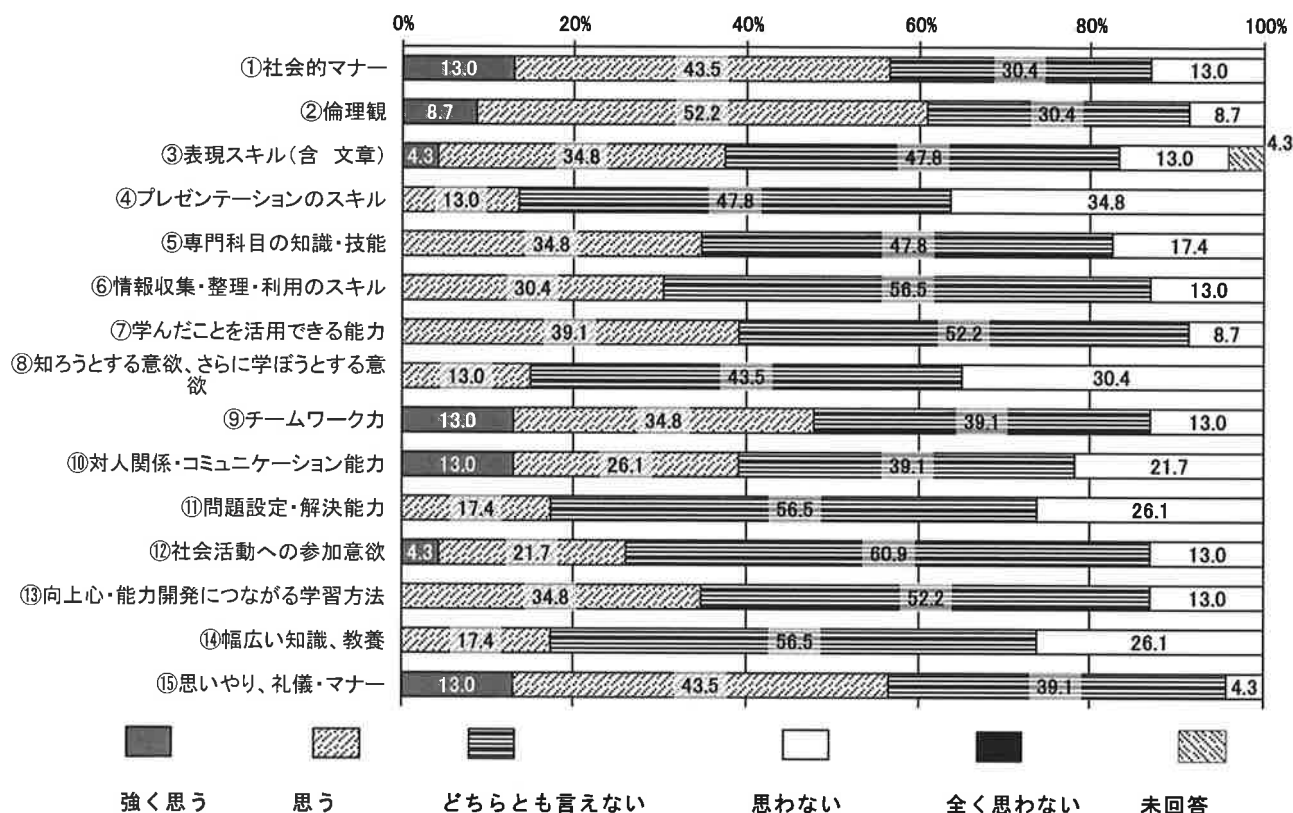


図 4-② 看護学科の就職先からみた卒業生の特徴（複数回答）



「就職先からみた卒業生の特徴」についての回答結果を図 4-①、②に示す。

歯科衛生学科では、卒業生の身につけている特徴として、各項目において概ね 50～80% 身に付いているとの回答を得ている。一方で、卒業生に不足していると思われる特徴としては、④「プレゼンテーションスキル」16.7%及び⑤「専門科目の知識・技能」14.3%であった。

看護学科では、卒業生の身につけている特徴として、②「倫理観」60.9%、①「社会的マナー」、⑮「思いやり、礼儀、マナー」56.5%の順に多かった。一方で、卒業生に不足していると思われる特徴としては、④「プレゼンテーションスキル」34.8%、⑧「知ろうとする意欲、さらに学ぼうとする意欲」30.4%、⑪「問題設定・解決能力」26.1%の順に多く、臨床での様々な患者の看護についての知識やスキルの向上が求められていることが示唆された。

以上の資料の概要は教学委員会においてキャリアサポート委員長より報告され、卒業後の学生のみならず進路先からの貴重な評価内容として、学習成果の達成度の点検や現行の教育内容に対する改善に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学における現行の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以て、理想とする医療専門職者として育むためには、今後も、時代のニーズや社会趨勢、さらには、学生の傾向等も踏まえた教育課程の見直しや微調整を、随時、行っていくことが肝要である。特に看護教育では、現在厚生労働省「看護基礎教育

検討会」において、2022年のカリキュラム改正に向け教育内容・教育方法・教育体制・教育環境等について検討されている。この改正に則し、本学においても変化する看護教育の潮流に合致する教育課程の構築に取り組まなければならない。また、超高齢化社会が進む現代社会において、老人健康保健施設等での入所者の口腔ケアの重要性が注目されている。歯科衛生学科では、歯科予防処置や歯科保健指導等の実践的能力の養成のみならず、その対象である患者と医療人として接するために、人間性の涵養やコミュニケーション能力の向上が必要である。それら能力の養成を図るための教養教育の充実やアクティブラーニングの導入による専門的教育の革新が急務である。また、教育課程における教養科目と専門科目との内的連関をより明確にするために、「カリキュラムツリー」及び「カリキュラムマップ」の作成を検討する必要がある。

入学者の選抜方法については、入学試験委員会において毎年度点検、見直しを行っているが、①入学前の学習成果の把握・評価が的確であるか否か、②現行の入学者の選抜方法が入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応しているか否かの2点について、その検証の仕方を検討する必要がある。また、入学者の選抜は公平性を保たなければならない。各入試科目の試験問題作成に当たり、難易度の均衡を保つと共に、入学志願者の試験結果が適正に、且つ客観的に評価されているか否かについては継続して検討する必要がある。

両学科ともに学生の学習成果の評価は厳格、公平に実施している。その際、再試験においても不合格となり単位未修得となる学生が若干名存在する。その結果、複数科目の単位未修得で進級できる学生と、原級留め置きとなる学生も若干名存在する。学生に対して学習成果の評価結果が納得できるよう具体的な評価法を明示し、評価基準を明確にすることが必要である。各科目の学修目標、到達目的は学習意欲の向上に繋がるよう具体的にシラバスに記載し、その学習成果は、単科の単位取得に留まらず他の科目とも関連づけて獲得できることが課題である。そして、学生が自らの学習段階を把握し、意欲的に学修できるようポートフォリオやルーブリック評価を活用し、教育方法を開拓することが必要である。学習成果の獲得状況は定期試験の結果の分析や国家試験の合格率及びその問題解答率の分析を用いて、それらのデータに基づき評価し活用しているが、GPA分布、単位取得率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布等も活用した量的・質的データを用いて測定し、それらに基づき把握・評価していく必要がある。

また、学生による「授業評価アンケート調査」の活用方法にも議論の余地がある。このアンケートを、学生自身が、自己の学習への姿勢を振り返るツールとしても活かしていけるような仕組みづくりが課題になると思われる。そして、当該科目における学生・教員相互の評価のデータとして活用し、より良い学習環境が整えられるように検討していく必要がある。

さらに、「就職先アンケート調査」は、卒業した学生や進路先からの貴重な本学学生の学習成果に関する資料である。しかしながら、卒業生の回収率は、歯科衛生学科35%、看護学科51%であり、決して高いとは言えないため、回収方法について、今後さらに検討する必要がある。歯科衛生学科の卒業生においては、短期で退職してしまう学生が多いことが明らかとなった。一方、就職先からの回答では、退職時手続きの不適切

さや接遇面での問題が報告された。今後、社会人としてのマナー教育が課題として挙げられる。また、就職する歯科医療・看護の現場においては、様々な患者や現場の状況に応じた判断力と対応力が求められることから、各学科の教育のなかで、様々な臨床場面を想定した演習を導入し、問題発見・課題解決力の強化に向けた具体的な検討が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料 2 学生便覧 3 学校案内 4 シラバス 6 入学試験要項
備付資料 13 就職先アンケート調査 14 卒業生アンケート調査
16 リメディアル教育についてのお知らせ
17 オリエンテーションスケジュール 19 実習要項
20 チューター・マニュアル 23 授業評価アンケート 35 FD 研修会報告書
36 授業参観報告書 37 SD 研修会資料

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

(1)

- ① 学生が獲得すべき学習成果の概要は、建学の精神、教育理念・教育目的を基盤として、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応した教育課程編成・

実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく授業の学習目的として示している。さらに、その具体的、段階的な学修目的・到達目標はシラバス（提出・4）に記載している。また、成績評価基準をシラバスに明確に示し、それにより学習成果の獲得状況を評価している。多くの科目で前期・後期に実施する定期試験の結果が主な学習成果の評価基準となる。また、各期の間で終了する科目については、科目の最終講義終了後、概ね1週間後に修得状況確認評価のための終講時試験を実施している。これにより、終講から試験までの期間を短縮し、修得状況のより確実な評価を得られる。さらに、期末の試験科目の集中を防ぎ、学生の負担を軽減している。前期・後期毎に、定期試験の成績結果が全ての学生・保護者に渡されると同時に教員にも周知される。学科会議において教科担当以外の教員も含めて、教員は学生の学習成果の獲得状況を把握・評価している。国家資格取得を目的としたカリキュラムで編成された教育内容については、国家試験出題基準や医療系予備校等の模擬試験の内容を分析・吟味し、国家試験対策として学内独自の問題作成を行い、授業や模擬試験に活用して学習成果の獲得に貢献している。学習課程の編成については、3年間という限られた学習期間での習得のために、各科目間での共通内容や関連性を教学委員会やカリキュラム委員会で検討し、段階的で効果的な学習成果が獲得できるように授業編成を策定している。

②教員はシラバスに示した成績評価基準のうち、小テストや実習課題等の評価については厳正・公平に評価し、厳密に管理している。さらに、前期・後期に実施する定期試験後に、前掲の評価を加味し、総合評価を行っている。また、それらの個別の学生の成績は教学部担当事務職員に厳密に管理され、資料化されて、学長、教学部長、学生部長に報告される。続いて、それら資料は各学年のチューター長に配布され、その後、各学生の担当チューターに分配される。その結果、教員は学生の学習成果の獲得状況を適切に把握している。

③学生による授業の評価を「授業評価アンケート」調査（備付・23）の形で学期末に実施している。通年科目は前期と後期にそれぞれ実施している。回収されたアンケートは教学部担当事務職員により資料化され、各教科の担当教員に配布される。教員は評価を真摯に受け止め、授業の改善に努めている。その評価及びフィードバック内容をまとめたファイルを図書館に置き、学生がいつでも閲覧できるよう公開している。平成27年度からは、アンケートの質問項目に、教員の授業内容に関する質問だけでなく、学生自身の授業への取り組み方や熱意などを測る質問を追加するよう改訂を行った。そして、アンケート開始時には調査の意義について説明し、学生が責任を持って回答するよう注意を促している。アンケートには、学生自身が自己の学習への姿勢を振り返る内容も含まれており、学生・教員双方に向けた当該科目の授業に対する評価のデータとして位置づけられる。これらのデータや学生の真摯で率直な感想や意見は、教員が授業の改善点を見出すために極めて有効である。

④関連科目間での授業担当教員による教育内容の擦り合わせや微調整は学科会議等で行い、学生が混乱しないように十分に配慮している。また、一部の授業科目において

は、複数の教員が担当し、授業回数を分配している。授業内容の連続性が失われ、学生が混乱しないように授業担当者間での意思の疎通、協力・調整は事前に十分に図られている。また、教員相互で授業を参観し、評価を受けることにしている。参観した教員は、報告書（備付-36）を作成し、それを、参観を受けた教員及びFD委員会に提出し、次の授業改善に活かしている。平成30年度に授業参観した教員は、歯科衛生学科0名、看護学科3名であった。この点においては昨年度に比べて減少しており、活発な活動が強く望まれる。さらに、授業・教育方法改善のためのFD活動（備付-35）としては、年間計画に沿った講習会・研修会を実施している。平成30年度のFDについては、表Ⅱ・B・1・①に示す。

表Ⅱ・B・1・① 平成30年度FD研修報告

日時	テーマ	講師	会場・参加数
平成30年 12月20日（木） 9:30～12:30	教師として対象と関わりとは －体験学習を通して学ぶ－	高橋和子 先生 （静岡産業大学 経営学部 教授）	神奈川歯科大学 1号館多目的室 26名
平成31年 3月1日（金） 13:30～16:00	指導困難な学生に対する教授方 略 －アクティブラーニングの 視点から－	新井英靖 先生 （茨城大学 教育 学部 准教授）	神奈川歯科大学 21番教室 31名
平成31年 3月20日（水） 10:30～12:00	2018年度 第24回FDフォー ラム 報告会	歯科衛生学科 山田直樹 教授 看護学科 池谷理江 助教	神奈川歯科大学 短期大学部 323教室 26名

FD委員会活動として、第24回FDフォーラムに教員が参加し、報告会を全教員対象に実施した。報告会で得られたアクティブラーニングの新規の解釈や方法論、演習の評価方法等、取り入れ可能な内容について検討し、次年度のFD研修会の講師選定等にも役立てている。12月の研修会では「教師として対象と関わりとは－体験学習を通して学ぶ－」をテーマに、教員自身が体験授業に参加した。また、近年、学生の心理的問題や精神的発達の未成熟が原因で、学習や実習等で指導に困難が生じる例が増えてきており、これらに対応する教員の能力向上のため、3月には「指導困難な学生に対する教授方略－アクティブラーニングの視点から－」をテーマに研修会を実施した。さらに、教員自身の自己教育力を高めるために、国内外の学会に教員各自が個人的に参加している。

⑤本学は、教育目的を「学則」第2条に於いて「建学の精神を基礎として、学生の個性を尊重した教育により学問技術を修め、人間性に溢れた教養と常識を体得した学生を社会に送り出す」ことと定めている。加えて、歯科衛生学科では「自ら考え問題を解決する姿勢と行動力を持ち、歯科保健・医療を通じて人々が健康で快適な生活を営むよう健康の実現に向けてサポートし、社会のニーズに応え専門的知識や技術を身につ

け、生涯にわたり自己研鑽し、人々に信頼され自律する人材を養成する」、看護学科では「建学の精神である「愛」の下に、高い倫理観と看護観、並びに判断力と看護実践能力とを身につけた心のあたたかい有能な看護師を養成し、以って社会への貢献を目指す」ことを本学の教育による人材養成の目標あるいはその成果として定めている。教員は、教育目的・目標の達成状況を、その知識・技術については、主に定期試験や実習試験等を通じて把握・評価している。さらに、倫理観の涵養、コミュニケーション能力等の医療人としての人間力の発達は、臨地実習における患者等に対する学生の接し方を指導者として把握・評価することができる。また、その発達はチューター担当となった学生との定期的な面談において学生の成長を観察し、さらには、就職に関する「就職先アンケート」調査を分析して、把握・評価している。

⑥本学では学生数名毎に1名の教員をチューターとして配属するチューター制度を実施している。学生個人の履修状況は、常にチューターが把握しており、仮に欠席が続く場合は、チューターが学生に直接連絡し、面談を行い、その中で指導を行う。また、2年次から3年次には卒業後の進路や卒業試験並びに国家試験の準備についても面談の話題とし、指導を行う。

(2)

①事務職員は、手続きを中心とする事務業務のみが学生と関わる主要な職務ではなく、オープンキャンパス、入学試験から入学、さらには進級、卒業に至る広い範囲で深く学生支援に取り組み、学習成果の獲得に貢献するという意識の下に職務を遂行している。また、各教科のシラバス作成の準備や管理、学生の履修状況や定期試験結果等の成績の管理・保管を規定に基づいて厳格に行っている。さらに、教授会、教学委員会に出席し、議論される卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の微調整や学習課程の変更についても把握し、理解しているため、学生個々の履修状況や学習成果を概ね把握している。例えば、学生が履修状況や試験結果等の確認や進級や休・退学の相談のために教学部を訪れた際には、その要望や教員の指示に従って、直接、指導する場合がある。以上のように学生の学習成果の獲得に対して、事務職員の親身な職務が大きな貢献を果たしている。

SDについては、歯科大学を含めたFD研修会に事務職員も積極的に参加している。また、平成30年度は12月18日（火）に『「2030年に向けた私立大学の競争戦略」～本学ならではの価値の明確化が生き残りのカギに～』をテーマに歯科大学がSD研修会（備付-37）を、平成31年3月14日（木）には『リアルタイムで教員が多数の学生にアドバイスを行う教育支援システム』『e-learning（ITを活用した教育）概要のご紹介』をテーマに歯科大学がFD・SD研修会を開催し、総務部等、日頃学生と接する機会のない職員も参加して、学務への理解を深めた。さらに、外部団体等で開催される研修会にも参加し、職員それぞれの資質の向上に取り組んでいる。

②本学では「愛」という建学の精神の下に定められた教育目的・目標を定めている。教

学委員会や自己点検・評価委員会において、その達成度や社会や学生のニーズの変化に対応するように定期的な点検がなされるが、事務職員も議論の内容を管理・把握している。そのため、事務職員は職務を通じて教育目標・目的の達成状況を概ね把握している。また、事務職員は学生の知識・技術については定期試験の結果を管理し、資料化すること等を通じて学生の教育目的・目標の達成状況を把握している。また、学生の倫理観や人間性の涵養、コミュニケーション能力等も日常業務の中での学生との接触を通じて、その成長や達成度を把握する場合がある。

③事務職員は、オープンキャンパス、入学試験から入学、さらには進級、卒業に至る広い範囲で深く学生支援に取り組むという意識のもとに職務を遂行している。その中でも履修状況の管理については、各学生のチューターと教学部担当事務職員が連絡を取り合って職務を遂行している。また、進級や卒業に至る学生の成績や履修管理についても、厳正・適確に職務を遂行している。

④事務職員は学生の履修状況や定期試験結果等の成績の管理・保管を学則第 5 章の教育課程、さらに、神奈川歯科大学短期大学部試験規程、神奈川歯科大学短期大学部試験細則、歯科衛生学科試験成績規程、看護学科試験成績規程に基づいて適切に行っている。

(3)

①図書館には専門的職員として司書が配置され、情報検索等の学習効率向上のために支援を行っている。また、教員による図書選定委員会が組織され、学生向け図書の選定を行っている。さらに、11月頃から国家試験が終了する3月頃まで、休日である土曜日に9時から17時まで図書館を開館している。

②教職員は学生との面談等で、学内図書館の利用時間に対する要望や希望図書等の意見を聴取しており、その利便性を向上させている。また、歯科衛生学科教員、看護学科教員からなる図書委員会・図書選定委員会を組織し、図書館利用の利便性の向上や関連新着図書の選定を上申し、図書館側と折衝している。また、学生のための学習用の施設等に関しては、同じキャンパス内にある歯科大学と教室の相互利用を図り、施設設備の効率的な利用を進めている。例えば、国家試験当日を想定し、短期大学の学生が慣れていない歯科大学の階段教室を模擬試験で使用し、本番さながらの緊張感を持って臨ませるといった工夫をしている。さらに、椅子と机が可動式でスクリーンが7台ある歯科大学の多目的学習室も短期大学の授業で使用している。また、国家試験が近づく11月頃から、短期大学の教室を午後9時頃まで開放し、自学自習を支援し、学習成果の獲得に貢献している。さらに、開学100周年を記念して構内に開設された「人体資料館」の見学を、両学科とも授業内に組み入れている。

③教職員は学内コンピュータや学内 LAN 設備を利用して、授業に用いる資料作成や講義・演習・実習に於いて、それからダウンロードした情報を示説に活用している。同じ

く大学運営についての会議等の資料・示説に関しても、学内コンピュータや学内 LAN 設備を活用している。

④コンピュータの利用技術の向上については、学内に学生が自由にコンピュータを使用できるオープンルームがあり、担当教員がその使用方法を指導・管理して学生支援に当たっている。

⑤教職員は教育課程及び学生支援を充実するために、相互に情報を交換し合ってコンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

(1) 入学希望者全員に「入学試験要項」(備付-6)と共に「学校案内」(備付-3)を送付している。入学手続者は、「学校案内」内にある本学の授業内容や学生生活の概要、その他クラブ活動や学外の環境等を入学までに知ることができる。また、入学直前の平成30年3月初旬にリメディアル教育(備付-16)の一環として入学前教育を実施した。まず、テキストである「看護学生プレトレーニング」を送付し、自宅学習を奨励した。また、同年3月下旬には、入学手続者を来校させ、前述のテキストを用いた基礎学力を確認する講義の他、医療者に必要な接遇研修として、本学卒業生を外部講師として招き「医療接遇を学ぶ」の講義を行った。

(2)-(4) 入学式翌日から3日に亘り、オリエンテーションスケジュール(備付-17)に沿って、入学者に対して学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。入学者に「学生便覧」(提出-2)を配布し、教職員が学則をもとに履修科目の選択や単位認定や定期試験等の評価方法を説明する。特に、履修科目については学生自身が「シラバス」を熟読し、科目選択するよう指導している。ガイダンス時あるいは初回授業時に「シラバス」に沿って、科目の概要、学修目的、到達目標、授業計画、評価方法、単位認定、予習復習を含む学習方法、担当教員のオフィスアワー等を詳細に説明している。その際に、当該科目の全科目の中の位置づけや重要性のみならず、高校とは異なる授業内容や評価方法、学習方法をわかりやすく説明し、学習成果の獲得に向けて学生を動機付けるように指導している。本学では、学生の学習面及び生活面全般について個別に指導・助言を行うことを目的に、教員1名当たり数名の学生を担当するチューター制(備付-17)を実施している。オリエンテーション時(備付-14)に顔合わせをする時間を設け、チューター制を周知している。さらに、学生と教員の距離を縮め、学生が教員に質問、相談し易くする方策の一つとして、オフィスアワーの制度を設けている。教員の対応日時、メールアドレス等を「シラバス」(提出-4)に掲載し、チューター制で担当となった者だけではなく、全ての学生が確実に教員に質問、相談ができるようにしている。

(5) オリエンテーション中に前述のテキスト「看護学生プレトレーニング」をもとに作成した、「言語と表現」、「計算と数字」、「理科」の3科目による基礎学力実力試験を行っている。その結果はFD委員会で科目別に集計され、前年度との比較等をデータ化される。さらに、教学委員会で報告された後に、両学科の1年生担当のチューターに資料として配布される。リメディアル教育の一環として、低得点者は基礎学力が不足していると見なし、チューターとの面談時にそれらの結果を報告し、テキストや試験の内容は医療系学生に必要な基礎的なものであることを認識させている。さらに、テキストの復習を勧めて基礎学力向上を促している。

学期中に学力が不足していると報告された学生については、学科会議において報告事項として情報を共有し、教員間で意思の疎通を図りながら早めの対応を行っている。とりわけ、科目担当者とチューターが連携を密にして情報を共有した後、学生に対応している。学力・技術力が目標に到達しない学生への学習支援としては、学生からの質問に答える対応と教員側からの積極的アプローチとがある。前者についてはオフィスアワーを設定し、学生が自由に担当教員のもとを訪れ、質問することが可能である。オフィスアワーに来られない学生については、メールでの質問に応じている。後者については、教員が該当する学生を個別に呼び出し、面接を行い、学力・技術力が向上するように指導する。また、実習科目(備付-19)における学生の技術不足に関しては、歯科衛生学科では、教員が実習後に希望する学生に対して個別の指導を行っている。さらに、実習室を数日開放して学生が自主的に練習できるようにしている。看護学科では、各実習前に実習室を数日開放して、学生が技術練習できるよう配慮している。学生同士での練習のみならず、教員も実習室に出向き、技術修得のための指導を行っている。

国家試験対策としては、模擬試験の実施とその結果に対する評価・分析を行っている。歯科衛生学科ではゼミ形式で指導している。学生の希望で土曜日に補講、模擬試験を実施するという仕方での学習支援を行っている。特に学力が不足すると思われる学生に対し、国家試験対策も含めて「寺子屋講座」と名付けた補講を実施し、学力の底上げをしている。看護学科では、学生が自主的にグループ学習を行い、教員はアドバイザーとして随時指導するようにしている。また、国家試験に伴う不安感に対する精神的ケアに関しては、常にチューターや臨床基礎統合ゼミ担当教員が相談に応じるシステムを整えている。

(6) 本学では、前述のようにチューター制を実施している。例えば履修科目の選択に迷う学生にはチューターがアドバイスをを行っている。学習上の悩み等の相談は、科目担当者やチューターが中心となって指導・助言を行うことを基本としているが、該当教員と学生の相性もあるため厳しく限定はしていない。ただし、相談内容によっては科目担当者、チューター及び学科長に報告し、情報の共有を図って解決する体制を整備している。その他、学内外での友人家族との人間関係等に関する悩みに対しては、予約した上で、オレンジルーム（相談室）にてカウンセリングを受けられる体制も整っている。

(7) 本学では通信による教育は両学科ともに行っていない。

(8) 優秀な学生、学習進度の速い学生が、学内外の研修、講演会に興味を持ち、積極的に参加できるように、平成 27 年度から 3 号館 2 階廊下の壁面に教員や附属病院の歯科衛生士によってなされた専門学会での発表ポスターを掲示している。それらに触発されることによって、歯科衛生学科 3 年生が、学生の立場で研究した内容を日本口腔衛生学会でポスター発表する等、良い結果に繋がっている。また、看護学科においては、3 年生全員に臨地実習等で体験して学んだ事をケースレポートにまとめさせ、小冊子（母性看護の提言集）を作成することで、より積極的に問題解決に取り組めるようにしている。また、実習施設で働く指導者を学内演習に招き、臨地実習での連携に繋げ、効果的な実習ができる機会としている。さらに、学生の統合実習においては、病棟スタッフの役割毎のシャドーイングや、専門医療チームの活動と夜勤帯の実地体験を取り入れる等、卒後のリアリティーショックへの対応を考慮した内容で実施している。

(9) 海外からの研修生や留学生も積極的に受け入れる。平成 27 年 9 月に、ベトナムのバックマイ病院、バックマイ病院附属看護学校、横須賀共済病院と本学の四者間における看護交流に関する覚書を交わした。そして翌月 10 月に 1 年間という期限で、ベトナムの看護師資格のある留学生を本学科目等履修生として受け入れた。その後、大学での学修、横須賀共済病院での実習、日本での生活という充実した 1 年を過ごし、無事にベトナムへ帰国した例がある。

(10) 新入生の入学前の学習成果の獲得状況を把握・評価するために、テキストをもとに作成した「言語と表現」、「計算と数字」、「理科」の3科目による基礎学力実力試験を行っている。その結果はFD委員会で科目別に集計され、前年度との比較等を質的・量的データとして示される。それらの結果は教学委員会で報告され、学生の学習支援方策の基礎的資料としている。さらに、定期試験、国家試験模擬試験や国家試験の結果も、全て質的・量的データとして教員に把握・評価され、学習支援方策の点検に活用されている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあつせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

(1) 本学の学生指導、厚生補導を目的とした組織として、学生担当部長と事務職員5名からなる短期大学教学部、学生係を組織して、人間形成を目的として行われる課定外の教育活動や学生指導に従事している。また、本学の学生生活支援の大きな特徴は、専任教員によるチューター制である。この制度は、中学校や高等学校の担任制よりも、さらにきめ細かく学生に対応するため、専任教員1名当たり学生10～20名を担当するよう配置している。対応する内容は、学業に関するもの（履修方法、学習方法、試験対策等）、経済的不安に関するもの（奨学金、アルバイト、急な経済的困難等）、さらに、個人的な人間関係や健康面の相談と幅広い。相談に際し、まず、学生自らの自主的な解決を促すようアドバイスを行い、次の段階として、教職員の積極的関与が必要と

判断した場合には、大学の人的資源を適切に活用して問題の解決に当たっている。本学のチューター制は、20年以上も継続して行われており、学生支援として保護者、学生からの評価は非常に高い。一方で、長らくシステムを変えずに実施してきたことによる制度上の不備も見られた。そこで、平成27年度には、本学のチューター制を再点検し、チューター制の目的を「学生の有意義で充実した学生生活を実現するために、担当教員が学生の個性に応じた助言と指導を行うこと」とした。この目的を達成するために「教学部、学生相談室と連携を取り、学生の学内生活及び個別指導等の業務を行う」ことを現在も継続している。具体的には、学生生活の助言と指導（心身の健康、交友関係、家庭問題、経済問題等について）、学習上の指導と助言、定期的な面談及び必要に応じた面談の適宜実施等をチューター業務とした。さらに、チューター担当教員の指導上の「心得」を7項目（各項目は2ないし5要点）にまとめた「チューター・マニュアル」（備付-20）を作成した。これを各教員が共通の「心得」として理解し、学生指導に生かすことで、教員による対応の差異を矮小化し、学生支援を均等・公正に行うことが可能になると考える。そして、平成30年度もチューター・マニュアルに基づく面談や質問対応が実施された。それによって、チューター変更を要求する学生は皆無となると同時に、学生の相談件数が増えるという効果が現れている。尚、学生支援において学生の個人情報の管理は特に注意しなければならない。学生と教員との信頼関係がチューター制の土台である。その土台を揺るがすことのない個人情報管理の徹底が求められる。そこで、チューターが独自に取得した学生の個人情報、出力した相談内容、成績等に関する情報等は、各学科で厳重な管理を徹底することとした。

(2) 本学では、かつて数多くの課外活動・公認クラブが積極的な活動を行っていたが、医療系2学科となった時期から本学独自の課外活動数は減少傾向にあり、現在ではポプス部、弓道部の2つの部活動となっている。しかし、同じキャンパス内にある歯科大学の課外活動が40団体ある。具体的には、バスケット部、バドミントン部等の運動系の部活が26団体、軽音楽部や写真部等文科系及び研究に関する部活が11団体、さらに準公認が3団体あり、それらへ参加する短期大学の学生が増えつつある。

学生の自治組織としては学生会がある。医療系2学科となって以降の状況においては、講義、実習、模擬試験、国家試験の勉強等によって、学生の時間的な余裕が無いために、学生会へ入会する学生は急激に減少している。そのように活動が低調化しているが、高校時代の経験者やイベント企画に興味のある学生が学生会に在籍している年度には活性化している。学生会が中心となって、1年・2年生の全学生が主体的に参画する学園行事として、11月の第1日曜日に開催される稲岡祭がある。5月頃より学生会が準備を開始し、テーマの決定、イベント、出店舗の内容を決定し、さらに、設置業者やイベント会社、保健所等の行政と交渉している。稲岡祭直前には1年・2年生全員が会場、店舗の準備を行った。それらの結果、約2,000名の来場者があり、特に一般市民の来場が多かった。さらに、学生が主体的に行う学園行事として、3月の卒業式後の卒業記念パーティーがある。その企画、実行も学生会が行った。学生会活動とその主催する学園行事は、学生が主体的に参画して行うものであるが、学生担当部長を中心とした教学部・学生系の事務職員、あるいは他の教職員が、必要に応じて支援して

いる。

(3) 学内には学生会館（6号館）があり、1階の「横須賀ハーバー」、2階の「わさび」という名称の学生食堂を外部業者が営業している。本法人の学生・教職員の総数、約1,500名に対して、学生食堂の座席数は、1、2階の合計が500席となっている。学生会館1階の学生食堂のスペースは、平日は22時まで、土日、祝祭日も17時まで開放されており、単に食事をするだけでなく、学生が飲食しながら勉強できるスペースとして活用されている。カップ麺や菓子パン等の軽食も自動販売機で販売している。また、学生会が主催する新入生歓迎会やクリスマス会、保護者会のイベント等も学生食堂を借りきって行われる。さらに、新築された附属病院の食堂、喫茶も「横須賀ハーバー」と同一の外部業者が営業しており、学生が利用できる。学生食堂の運営に関しては、法人の委員会として学生食堂委員会が設けられており、学生支援や学生の福利に関連する教職員、学生の代表並びに食堂の業者の代表が一堂に会し、実際に試食をした後に、学生からの感想や要望、業者から学生への要望等を直接交わす場を設け、学生食堂の改善へと取り組んでいる。学生会館2階には文房具店が入店しており、そこで学習に必要な教材類を店側と教員と情報交換しながら販売している。学生はそれらを適宜、注文・購入することが可能となるという、学内の店舗ならではの利便性が備わっている。そして、価格面でも文具等が一般価格よりも廉価で学生に販売されている。さらに、成人式の晴れ着等のサービスも行っており、時節に応じた学生支援にも繋がっている。また、クリーニング店もあり、学生の白衣やユニフォームのクリーニングを行い、衛生面を配慮した実習を支えている。4号館1階には「コボ」という学生が自由に利用できるラウンジがあり、自動販売機で飲み物、アイスクリーム等の販売及び外部業者による昼食用弁当の販売が行なわれている。また、学内各所に学外より廉価な飲み物の自動販売機が設置されている。さらに、1号館1階には、学生が講義・実習で用いる書籍あるいは医療器具を扱う店舗がある。ここでも国家試験対策の問題集や参考書をはじめとする書籍が一般書店よりも僅かではあるが廉価で販売され、学生が利用している。女子学生の多い本学においては、女性用トイレに関する学生の要望が強く、洋式トイレ、ウォシュレット付トイレを増設し、擬音装置（音姫）を設置することで、できるだけ快適な環境整備を行っている。4号館の女子トイレは設備の老朽化が指摘され、高等学校進学担当教員に対する進学説明会のアンケートにおいても改善が必要という意見があったため、対応策について教学委員会で協議した。その報告を受けた理事長の裁決により至急、改築することとした。尚、他館のトイレの老朽化に対する改善も徐々に進めていく予定である。本学は医療系の短期大学であり、医療従事者としての自覚を要求し、非喫煙者の間接喫煙を防止する観点から、年齢に関係なく学生の喫煙を認めていない。また、教職員も現在学内では禁煙としている。

以上のように学生食堂・売店の設置やトイレの改善を行い、キャンパス・アメニティに十分に配慮している。

(4) 地方から本学へ入学する学生がおり、女子学生の一人暮らしに不安を覚える保護者も少なくない。そのため、本学では、学内に「マリーンハウス」という名称のワン

ルームタイプの女子専用賃貸マンションを設置している。建物・部屋の内訳としては、鉄筋コンクリート4階建（うち3、4階部がマリーンハウス）、全24室で各部屋約24㎡、フローリング、玄関オートロック、ユニットバス、トイレ、クローゼット、シューズボックス、エアコン・無線LAN・IHキッチン完備となっている。入居に際しては敷金・礼金は不要で、月々の入居費用は80,000円であるが、電気代や水道費を光熱費として一律1,800円を追加徴収するだけであり、月単位の費用としては、結果的に近隣の賃貸物件より安価となっているので常時満室となっている。その他、教学部では、近隣のマンション・アパートで一人暮らしをする学生に対して、本学からの距離や間取り、家賃等の諸条件をまとめ、必要に応じて優良な物件の情報を提供できるように整えている。以上のように、宿舎が必要な学生に学生寮を用意し、近隣物件の情報提供を行って支援している。

(5) 本学は、横浜駅から、京浜急行線の快速特急を利用して25分の、横須賀中央駅から徒歩10分、同線汐入駅より徒歩13分の立地である。また、横浜駅から、JR横須賀線で約45分の、横須賀駅から徒歩18分（バス約5分、最寄り停留所から徒歩3分程度）という好立地である。そのため、大学が通学バスの運行など通学用交通手段の提供を行っていない。また、通学時の安全確保の観点から車、バイク通学は認めていない。自転車用駐輪場は、希望者全員が駐輪できるスペースを正門付近に確保しており、申請を以て使用を許可している。最も多くの学生が利用する横須賀中央駅からの徒歩による通学路は、その大半が人通りの多い商店街アーケードを通行するため、部活後等の夜間下校時も比較的安全性が保たれている。

(6) 近年の社会経済状況を反映し、両学科ともに奨学金の取得者が増加しており、毎年度3割を超える学生が日本学生支援機構の奨学金を受けている。

日本学生支援機構奨学金取得状況（平成31年3月31日現在）

学科	種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歯科衛生学科	一種	28名	35名	34名	37名
	二種	70名	74名	68名	71名
看護学科	一種	25名	28名	26名	28名
	二種	57名	68名	69名	75名

看護学科においては、卒業後神奈川県内で看護師等として就業する意思のある学生に対し、修学資金を貸し付ける「神奈川県看護師等就学資金」制度があり、平成27年度は14名、平成28年度は12名、平成29年度は10名、平成30年度は10名が貸与を受けている。この他、看護師確保のために関東各地の医療機関が、独自に奨学金を貸与する制度が数多く行なわれている。これは、月額3万円～10万円を貸与するもの

で、貸与を受けた年限と同期間、卒業後看護師として就業した場合には返済が免除されるもので、本学では学生への情報提供を行なっている。歯科衛生学科の学生に対しては公益財団法人による奨学金がある。これは、歯科関係の学生を中心とした無利息貸与型の奨学金である。また、今後の経済事情及び卒業後の返済内容を勘案し 29 年度より、医療法人が実施する給付型奨学金を紹介している。進路は給付する医療法人に限定されるが、学習意欲があるにも拘わらず経済的理由で学業の継続が困難となる様な学生を紹介している。

本学では成績及び修学態度がきわめて優良であり、かつ経済的事由により就学困難と認定された学生に対し学費の一部を貸与し、その勉学生活を助成する「神奈川歯科大学短期大学部学費貸与規程」がある。規定によると、学費負担者が死亡または諸事情により学費負担能力を喪失し、かつ連帯保証人にその能力がないと認定された学生を対象とする。貸与金額は年額 50 万円を限度とし、貸与学費の返還は、卒業または退学後 4 年以内とするとしている。

また、入学試験において特待生入学試験を実施し、応募した受験生の中で特に成績の優良な学生については 1 年次の授業料の半額を免除している。さらに、1 年次、2 年次は入学試験区分に関係なく、当該年度の成績優秀者を特待生とし、授業料の半額を免除している。これにより、在籍学生の学習成果を達成する意欲を増加させる効果があると思われる。この特待生制度は、本来は成績及び修学態度がきわめて優良な学生に対する褒賞であるが、一方で返還不要な給付型奨学金に近い性質をもっているため、学生への経済的支援となる場合もある。

(7) 本学は、学生並びに教職員の心身の健康保持・増進をはかり、憂いなく学業や職務に専念できるよう支援するための専門部署として、保健師が常駐する健康管理室を設置している。健康管理室の主たる業務は、健康教育と健康相談、学内での急病や外傷時における応急手当及び対処方法の指導、休養室の提供、必要に応じた医療機関の紹介、緊急時に於ける救急車の要請等である。定例の活動として、毎年、春に学生並びに教職員に対して定期健康診断を実施し、結果を各人に通知するとともに、健康診断結果に関する説明、保健指導を実施している。また、病院実習等に必要であることから、入学前後に各種の抗体価検査を学生に求めており、その際の問い合わせにも対応している。また、任意予防接種であるインフルエンザワクチン注射の学生への集団接種の試みや、健康診断証明書の交付等の支援が行われている。健康管理室の平成 30 年度の利用状況は、法人全体の利用者数 924 名、そのうち短期大学の学生は 354 名（歯科衛生学科 259 名、看護学科 95 名）となっている。利用内容の内訳は、法人全体の数値であるが、外科的問題 134 名（14%）、内科的問題 195 名（21%）、婦人科的問題 48 名（5%）、相談 118 名（13%）、証明書関連 60 名（7%）等となっている。また、救急車の要請 1 件に対応しており、文字通り学生健康管理の中心的役割を担っている。以上のように、健康管理室が学生の健康管理へ積極的に関与する体制が整いつつある。

さらに、本学では友人や家族にも打ち明けにくい悩みや相談等を担当する、学生相談室（名称：オレンジルーム）を設置している。この学生相談室は、健康管理室内に設置されており、利用する学生が入室時に他の人の目を気にすることなく利用できるよ

う配慮している。学生相談室には、臨床心理士（常勤男性職員・非常勤女性職員各 1 名）が在籍して、相談に応じている。短期大学学生の利用状況は、平成 27 年度が 23 件、平成 28 年度が 42 件、平成 29 年度が 20 件、平成 30 年度が 79 件となっている。相談内容の内訳は、平成 27 年度は、学習進路 4 件、家族関係 7 件、友人関係 6 件、異性関係 1 件、身体健康 2 件、その他 2 件、平成 28 年度は、学習進路 22 件、家族関係 3 件、友人関係 13 件、異性関係 1 件、身体健康 3 件、その他 0 件、平成 29 年度の相談内容は、学習進路 12 件、家族関係 1 件、友人関係 1 件、異性関係 0 件、身体健康 4 件、その他 2 件、平成 30 年度の相談内容は、学習進路 14 件、長期欠席 30 件、家族関係 8 件、友人関係 7 件、異性関係 3 件、身体健康 3 件、その他 14 件となっている。ともに相談件数は前年度に比べ、身体健康の相談を除き増加している。以上のように学生相談室（名称：オレンジルーム）が学生のメンタルヘルスケアへ積極的に関与する体制が整いつつある。

(8) 本学の学生は 18 歳から 21 歳の年齢を中心に総勢約 550 名が在籍しており、学生生活に関する意見や要望は多岐にわたる。それらを定期的に聴取して学校運営、学校整備に反映することが大切である。そこで、下記の 3 通りの方策で意見聴取を行っている。1) 担当チューターによる定期的な学生との面談によるもの。すなわち、定期的な面談においては、まず信頼関係を構築し、学生の率直な意見等を聞くように心がけている。しかし、学生の立場からすると、教員であるチューターに直接話しにくい要望や批判があることも予測される。2) 「目安箱」によるもの。すなわち、「目安箱」という名称の投書箱を 4 号館 1 階のラウンジ内に紙と筆記用具と共に設置している。無責任な誹謗中傷の投書を防ぎつつ、学生の声に真摯に向き合えるよう記名式とし、記名で投書されたものについては必ず教職員が対応し、その結果を学生に通知することとした。教員への要望が記名では投書しづらいという点も理解できることから、無記名であっても重要な指摘であると判断した場合には、記名投書と同様の対応を心掛けている。投書数は、平成 27 年度 31 件、平成 28 年度 25 件、平成 29 年度 3 件、平成 30 年度 1 件となっている。投書内容は多岐にわたっており、講義、実習に係る学習に関する投書と設備・環境に関する投書に分けられる。学習に関しては、教員の配布資料の質と量に対する意見、板書方法、講義時間変更の通知時期と方法に関する意見、講義内容が「シラバス」と一致していないとの意見、図書館の蔵書内容等が寄せられた。また、設備・環境に関しては、加湿器と空気清浄機の設置、学内の Wi-Fi 化、学食のメニューや自動販売機に関する要望が寄せられた。このような投書に対しては、記名の場合にはまず、直接学生からその意見・批判の真意を聴取し、問題点を確認する。その後、必要に応じて、教員に投書内容を伝え、改善を図るよう依頼を行う場合もあった。3) 特待生意見交換会によるもの。両学科、各学年の成績及び修学態度がきわめて優良な学生である特待生と教務担当部長、学生担当部長、両学科長が意見を交換し合う会合を定期的に行っている。教室の空調の席による不具合や黒板、スライドの席による見え方の相違について改善を求める意見等を聴取している。

尚、一部の学生が、大学の教育、設備・環境の意見のみならず教員や学生の批判を個人的な SNS を利用して公にするという事が発覚した。不特定多数の人に個人的な情報

が流出する可能性もあり、そのような発信をしないよう注意喚起を徹底した。

(9) 本学には現在、留学生は在籍していない。前掲のように、ベトナムの看護師資格のある留学生を本学科履修生として、一年間受け入れた例がある。また、本学と同じキャンパス内にある歯科大学には毎年度、韓国、台湾、アメリカから約 20 名の留学生が入学しており、外国語の分かる教員、職員が日本での生活習慣の講義などの学生支援を行なっている。以上のことから、本学に留学を希望する学生があれば、個別に学習支援や生活支援をすることが可能である。ただし、本学の入学試験は全ての区分で面接を含め日本語対応としており、授業や実習、臨床実習先の病院、診療所、施設も全て公用語は日本語である。また、歯科衛生士、看護師国家試験の受験は日本語で行われている。本学には留学生に対する入学から日本の国家資格を得られる、一貫した学習課程は現時点では設置していない。

(10) 本学には、就労者として生活しながら学生として大学にいて修学する社会人学生は在籍しない。本学の 3 年間で修得すべき単位数は多く、授業や附属病院や診療所、施設や病院での臨地・臨床実習のカリキュラムは、すべて平日の午前 9 時始業、16 時 20 分あるいは 18 時終業として組んでいる。従って、昼間就労が必要な社会人が仕事と学業を両立させることは困難である。また、本学では平日夜間や土曜日を中心とした時間帯での授業の開講等の社会人学生の学習の支援体制は整えていない。

社会人あるいは他大学の在籍を経験し、新たに本学の学生として勉学に励みたい志願者に対しては、歯科衛生学科、看護学科ともに社会人特別入試を実施している。入学の選考方法も小論文と面接とし、修学意欲が高く、目的意識が明確である学生を選抜できるよう工夫している。その結果、その選考方法で入学した学生が定期試験で優秀な成績を収める等、クラス内でリーダー的存在となり、他の学生を牽引する役割を果たしている。また、他の学生も社会人学生を信頼する等、相互に良い影響を及ぼしている。当該学生の中には他大学を中退あるいは卒業した学生も多く、本学カリキュラムにおいて履修すべき科目を他大学在籍中に履修し、単位取得した学生もいることから、そうした学生の学習負担軽減のために既修得単位認定を行っている。

学習に支障のない範囲で、多くの学生はアルバイトをしている。社会人の中で短時間の就労を学習に支障がない範囲で行うことを、あえて励行するものではないが、禁止はしていない。それらの活動によるコミュニケーション能力の向上等の利点を認めているからであるが、欠点としての遅刻欠席の増加や学習遅延に対しては、学則に則った対応をしている。それらは入学時のオリエンテーションやチューターとの面談において、あらかじめ注意を喚起している。

(11) 本学には現在、重度の身体障がいを持つ学生は在籍していない。しかし、障がいを持つ学生の受け入れを念頭においた配慮から、部分的にバリアフリー化を進め、車椅子で移動できるようになっている。各校舎、図書館、6 号館、教学部の入り口にスロープと手すり、4 号館（3 号館と 2～4 階で接続）にはエレベーターが設置されている。多目的トイレは、4 号館 3 階と 5 号館 1 階に設置され、車椅子での利用に対応してい

る。現在、在籍する軽度の聴覚障がいのある学生に対しては、聴き取りが困難であった実習内容を繰り返し個別指導、課題を解決している。学習面においては、障がいのある学生の要望をチューターが聞き、教学部と連携して対応に当たっている。例えば、講義・演習・実習の際に聴き取りやすい席に移動させている。

本学では、卒業までに臨地実習（含、臨床実習）が必修科目として卒業要件の一つとなっている。身体に相当程度の障がいのある学生がこの臨地実習を実施するに当たっては、かなりの困難が予想され、その解消には教職員等の協力が必要となる。また、臨床実習に際しては、対象となる患者の同意を必要とするが、その同意を得ることも容易ではないことが予想される。以上の諸条件が完遂されてはじめて臨床実習が可能となる。そこで本学では、障がいのある受験生が本学を受験しようとする場合には、事前に上記の実習内容及び実習が困難な場合の大学の対応、さらには進級・卒業への影響等について説明し、納得した上で受験するよう、また、願書提出前に本学教学部入試広報係に相談をするよう入学試験要項に明記している。これは、決して身体障がいのある学生を排除するものではなく、入学後に起こりうる修学状況の説明を行い、入学後に戸惑うことなく学習を開始できるよう対処するものである。身体障がい者への支援体制に関連し、設備面のバリアフリー等のハード面での対応は進んでいるものの、十分とは言えない。すなわち、昭和期に建てられた講堂や図書館内部はバリアフリーに改築するのは構造上困難な場所が多い。また、5号館以外の授業に使用する教室も定員には対応しているが、改築のための面積的な余裕がなく、さらに入口の広さが狭く車椅子での移動可能なスペースはない。また、ノートテイク、講義理解のサポート等のソフト面での支援体制も十分とは言えない。また、平成28年4月から「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたのに伴い、大学に求められる身体障がいのある学生に対する合理的配慮の具体的な内容、そのサポート体制について、至急、検討が必要であることは重々認識しているが、ソフト面並びにハード面、共に現状で十分な対応をしているとは言い難い。

(12) 本学は、学生が個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修し、学位等を取得する長期履修生の制度は整えていない。本学では歯科衛生学科、看護学科の学生ともに医療従事者として必要な知識と技術の両方を修得することを教育目標としている。講義と臨床実習は、基礎から高度の内容まで段階的に学ぶ必要があり、内容的に相互に関連するものは、総合的な理解や習熟が必要であるために、それらのカリキュラムを同時進行ですすめるよう設置している。そのため、集中した授業が行われ、学生もそれらに応じた段階的学習が必要となる。仮に長期履修生を受け入れて、3年間で行う教育を長期に分散した場合に、それに対応する授業の開講や教員の配置は現時点では極めて困難である。社会人学生と同様に、本学では平日夜間や土曜日を中心とした時間帯での授業の開講等の長期履修生の学習の支援体制は整えていない。

(13) 本学は学園祭として歯科大学と合同で稲岡祭を開催している。稲岡祭に来校された約1,900人の一般市民の方々に、店舗での飲食サービスの他に無料歯科検診、看護体験を行っている。それらは、学生による地域活動や地域貢献の一環とみなしている。

稲岡祭の立案、企画から業者との契約や保健所、大学側との様々な交渉を経て、学生会が主体的に開催している。その活動を大学側は高く評価しており、学生会に所属した学生で貢献度の著しいものは教授会で推薦され、卒業式において成績優秀者と共に、大学への貢献を榮譽として称え、学長賞として表彰している。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

(1) 就職支援のための組織としてキャリアサポート委員会を設置し、両科の教職員で運営している。同委員会の活動内容は、就職関連資料の収集と学生への情報提供、求人票の整理・公開、就職セミナーの実施、病院、診療所及び企業等からの求人对応、就職先の把握、卒業生並びに「就職先アンケート」の発送・回収・分析、キャリアサポート室の管理、年3回以上のキャリアサポート委員会の開催等である。

(2) 就職支援のための施設をキャリアサポート室と呼び、4号館1階のラウンジに接する一室に設置している。学生が利用しやすいよう常時開放し、いつでも自由に求人に関する資料を閲覧できるような環境を整備している。

(3) 本学では、歯科衛生士並びに看護師の国家資格を取得することが学生全員の共通目標となっている。そのため、就職のための資格取得の支援については、1年次より各科目において過去の国家試験問題を念頭に置いた授業を行い、3年次には本格的な国家試験対策を計画的に実施し、合格率100%を目指して指導に当たっている。歯科衛生学科と看護学科は目指す職種も状況も異なることから、就職試験対策はキャリアサポート委員会が中心となり学科別に対応している。歯科衛生学科においては、3年生の学生を対象に夏季休業期間中の就職活動に向けて、8月に歯科医療人材コンサルタント業者による就職活動に関するセミナーと、本学の実習先の診療所の歯科医師並びに歯科衛生士による「歯科衛生士を取り巻く環境と求められる人材」に関する講演会を開催した。講演者が面接での評価項目や注意点等の対策、求人票の見方と選び方、見学や面接時のポイント等を講義や演習を交えた内容にて教授した。9月は、A・B班に分けて、就職ガイダンスを行い、求人票の開示方法、就職活動の仕方についての講義とともに、履歴書の書き方及び面接についてのデモンストレーションを行った。看護学科においては、学年別にキャリアガイダンスを実施した。1年生には12月に「自分の合った病院の探し方講座」というテーマで、病院の選び方を中心に講義形式で実

施した。2年生は4月に、夏季休業中にインターンシップに出掛けられるよう講義をした。その内容は「印象の良い看護学生になるため」というテーマで、病院の担当者とのアポイントの取り方、身だしなみ、参加した時のマナー、お礼状の書き方等であった。さらに、11月に教学部からキャリアガイドブックの説明を受け、その後に「自己分析から考える履歴書対策講座」というテーマで、講義と演習を行った。教学部から配布された用紙に実際に履歴書を書いてみて、完成度を高くするポイントの指導を受けた。3年生については、就職試験の本番となるので、チューター教員による個別対応で行った。採用試験の実施が早いところでは、最終学年の4月を待たずに開始されるため、就職活動の早期開始が鍵となる。また、県下新設大学からの卒業生が増加しているため、競争率も高くなる傾向がある。そのため、将来の就職を見据えた学習への早期からのサポートが重要となる。就職に関心を示す学生とそうでない学生と著しい開きはあるが、前掲のキャリアサポートを就職活動に活かしている学生もいるため、今後も同様な計画で実施していく。その他、求人状況によっては筆記試験や小論文等を就職試験に採用していることから、必要に応じて個別にチューター教員がその指導を行っている。

(4) 求人状況については、毎年多くの求人が寄せられており、平成30年3月の卒業生における求人倍率は、歯科衛生士が18.9倍、看護師が24.7倍であった。歯科衛生学科の就職決定率は78.0%で、未決定者については卒業後に就職活動を行っていた。歯科衛生学科の就職先としては、約94%の学生が歯科医院、約6%の学生が大学附属病院であった。歯科衛生学科においては、開業医以外の総合病院等からの求人が27件(59名)あったが、希望する学生が少ない。看護学科の就職決定率は91.2%であり、未決定者の5名は卒業後に就職活動を行っていた。看護学科の就職先としては、就職した者の全員が大学病院及び総合病院であった。医療系の分野においては、法改正や業務の多様化・高度化などの変化に伴い、就職先での業務内容も様々であることから、個々人が希望する就職先の状況を把握した上で、個別的・具体的な指導を行うよう努めている。

(5) 進学、留学については、各学科の教員が希望する学生を個別に支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

平成27年度からチューター制の改革に取り組み、「チューターマニュアル」を作成して、教員による学生に対する対応の標準化を図った。学生が持つチューター担当者の不公平感は概ね改善されているようである。しかしながら、新たなチューター制が学生にどのように受け入れられ、評価されているかについてアンケート調査等を中心に学生から聴取する必要がある。それらによって、今後の本制度の在り方を検討することができる。学生の出席状況、定期試験・小テストを含む成績、また、必要に応じて学生からの相談内容等を、チューター間で共有し、学生支援に役立てる必要がある。

一方、平成 29 年 5 月より個人情報保護法が改正され、例えば面談で聴取した学生自身の現症や既往症等の情報が、厳重な管理を必要とする個人情報となる。そのため、教職員がチューターとして学生の個人情報の管理の重要性を認識し、得られた情報を厳密に管理しなければならない。また、改正された法律を遵守しながら学生支援を確実にを行うための FD、SD 研修会等の開催も検討課題である。

一般大学が、急激に変化する社会構造に対して、多種多様な適応能力や汎用的能力を養成することを教育目標とする傾向にあるのに対し、本学は歯科衛生士と看護師の国家資格取得と、医療人としての専門的知識・技術を実践の場で十分に発揮できる人材の養成を教育目的・目標としている。これまで本学では、国家資格取得と優れた医療人育成を教育目標に卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、それに従い教育システムを構築してきた。国家試験合格率は、これまでのところ常に全国平均に比べて上回る成績を残している。国家試験問題は出題基準が定期的に見直され、新しい医療概念や技術、さらに新たに改正された法規制に関する問題も出題されるため、新しく国家試験に導入された問題の内容を分析し、教育に還元させる内部質保証の組織を立ち上げ、PDCA サイクルに則り改革を進めなければならない。さらに、それが、現存の自己点検・評価委員会、教学委員会、カリキュラム委員会、教育改革プロジェクト、キャリアサポート委員会とも有機的に機能し合う仕組みが必要となると思われる。

卒業生は求人倍率が高く、学生にとって就職先の選択に関しては比較的恵まれた状況である。しかしながら、3 年次には、学内外の臨床・臨地実習及び国家試験対策が優先され、就職活動の開始時期が遅れる傾向にある学生が多い。総合病院及び保健所等の求人は例年 6 月頃から職員募集が始まり、締め切りまでの期間が短いため、学内でも早期に情報公開し、応募を勧めているが、歯科衛生学科の学生は、実際に応募する者は少ない。また、少数ながらキャリアサポート室の活用方法を把握していない学生がいるため、各学年のオリエンテーション時に周知させる必要がある。歯科衛生学科では、卒業時に学生の 22%において就職先が未決定であり、さらに卒後の就職内定の報告（備付-14）が徹底されていなかった。今後、内定決定後の書類の提出を義務化する等の改善策を検討する必要がある。看護学科においては、これまで、本人の希望により採用試験を受け、そしてその病院・施設から内定を得るということは、比較的容易であったが、近年、その傾向に変化が生じているようである。そのような場合、当初の採用試験で不採用となった後、複数回受験することとなるが、最終的には、就職先を決めることは出来ている。そのため、これまでの就職採用試験の応募手順を見直し、複数の施設を同時に応募できるようにする等、早期に内定を得られるよう、その方法を検討している。また、1・2 年生においても、早期より就職に対する現状を自覚させ、支援へと繋げていかれるよう検討する必要がある。

卒業生の中には、就職直後 1 年以内に退職し、他施設へ再就職する者も見受けられるが、その具体的な状況については十分に把握できていない。今後、学生と就職先との不適合による早期退職を最小限に抑えるための対策が求められる。進学・留学の支援については、学生の申し出があつてからのチューターによる個別対応になっている。

特に看護学科に於いては、4年制大学への編入や海外留学を希望している学生もいる。

以上のように様々な活動・支援を行うキャリアサポート委員は、教員が教育業務との兼任をしており、専属の事務職員がいないことから、全般的に体制が不十分である点が大きな課題である。

入学時に国語力や基礎的な数学の力等の基礎学力が乏しい学生が増えている。授業に加え実習に多くの時間を要する医療系教育の特徴として、夏季休業期間が短く、ほとんどの科目が必修科目であり、段階的で集中した学習成果の獲得が必要である。そのため、入学後に基礎学力向上に向けられた講座を開講する時間的な余裕が、今のところ少ない。リメディアル教育の一環として単発の補講を実施しているが、必ずしも効果的とは言えない。学生の基礎学習能力向上のための講座を、例えば平日5時限目あるいは土曜日に開講する等の、カリキュラム編成が必要と考えられる。

本学には、入学時の基礎学力とは別に、将来の目標に対する意識が低く、学習意欲に乏しい学生が増えている。就職活動を経験した学生のアカデミックアドバイジングは、教師からの目線となる授業とは違い、実体験を踏まえて将来の目標を明確にし、その準備の必要性を効果的に伝達できるので導入を検討したい。

学生の悩みは、悩みというよりは一般常識や知識の不足が原因で生ずる場合、心の問題を理知的に分析、解決しようとする意欲に乏しい事が原因で生ずる場合、さらに他者の心的状態を推し量る能力が未発達な傾向が見られる事が原因で生ずる場合が増えており、悩みを理知的に解決し、自身の成長に変換する能力を育てるように学生に教員が指導していくことが必要である。また、医療系職種的能力向上が望まれる近年の状況においては、単に資格取得を目指した学習支援ではなく、医療人としての「人間力」を育てる学生支援が必要とされてきている。そのため、教員的能力向上を期するために、教育学や心理学等の様々な分野への研修等の積極的な参加と、その参加者が他の教員と情報を共有するための報告会等を増やしていくことが必要である。さらに、学習意欲が低く、指導困難な学生に関わる教員の負担が大きいことから、そのような学生に専門に関わる教員の配置も検討する余地がある。また、学習意欲の低い学生の学習成果の獲得には、学生自らの成長を促すような懇切で忍耐強い指導も必要であると思われる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

平成29年に新附属病院が竣工した。教育はもちろん診療においても、最新鋭の設備と最先端のシステムを採用し、歯科衛生学科の臨床教育に大きく貢献している。新病院は、患者にとってバリアフリー構造だが、医療従事者・学生については車椅子での臨床や臨床実習参加などの対応はできていない。障害者基本法に則り「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたのに伴い、本学では障がいのある学生に対して教育環境を整えるためにバリアフリー化を進め、車椅子での移動が可能となった場所も多い。今後、多様化に適應する体制を整えるべきではあるが、学内に昭和期の建物も運用されており、その迅速な対応は今後の課題となる。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(1) 学習成果の獲得のため、平成 29 年度は試験時期を期末に限らず、各期の中間で終了する科目については、科目の最終講義終了後 1 週間程度の後、修得状況確認評価のための終講時試験を実施した。これにより、学生の期末時の負担が軽減され、学修時間の確保に繋がったことから平成 30 年度も継続した。

(2) 教員相互の授業参観について、実施数増加を改善計画として挙げたものの、実際には教員数の減少等で空き時間の都合が付かず、平成 30 年度に授業参観した教員は、歯科衛生学科 0 名、看護学科 3 名であった。若手教員の研修のためにも、効率的な実施方法を検討する必要がある。

(3) SD に関しては、歯科大学と協力して下記の SD 研修会が実施された。

① [「2030 年に向けた私立大学の競争戦略」～本学ならではの価値の明確化が生き残りのカギに～] 講演者 小林 浩

②

1. 「リアルタイムで教員が多数の学生にアドバイスをを行う教育支援システム」

講演者：桑原恒夫（神奈川大学理学部情報科学科教授）

2. 「elearning（IT を活用した教育）概要のご紹介」

講演者：堀野美奈子

(4) 「入学前教育」については、テキストである「看護学生のためのプレトレーニング」をもとに作成した「言語と表現」、「計算と数字」、「理科」の 3 科目による基礎学力実力試験の結果を FD 委員会が分析し、教学委員会で報告した後、各チューターに配布した。さらに、個々の出身高校、評定、受験区分と成績、入学後の成績を加味した資料を制作し、今後継続して学習状況との関連を追っていくこととした。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

[歯科衛生学科]

①教育目的・目標を十分に理解した上で、学生の学習成果獲得に向けて教員間のさらなる連携を深める。

②国家試験の高い合格率を維持するとともに、卒業後に必要とされる知識、技術やコミュニケーション能力を獲得するための学習課程の再検討を行い、「卒業時到達させたい歯科衛生士像」を明確にし、学習支援の体制を見直す。

③精度の高い学習成果（学習状況、成績など）の獲得状況の分析を行い、段階的な到達目標に沿うように学習支援に活用する。

④カリキュラムマップ、カリキュラムツリーを導入し、体系的な教育課程を明確化する。

[看護学科]

- ①各臨地実習の目的・目標を元に、学生個々の段階的な到達目標に沿った学習支援ができるよう教員間の連携を深める。
- ②入学者受入れの方針や「卒業時到達させたい看護師像」等についての教員間の共通理解を進める。
- ③「病態と治療論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」のみならず、「人体の構造と機能」、「病理学」、「人体と薬理」の授業内容を可視化し、全教員が共通認識の下、各看護学の授業展開ができるよう調整する必要がある。そのうえで、学生がそれらの既習科目と看護学を関連づけて学習できるようにするとともに、その成果を教員が評価していく。
- ④効果的に学修が進められるように、学習の進捗度に配慮した科目配列について、今後も検討を継続する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

- 備付資料 25 教員の個人調書 [様式 19] 26 教育研究業績書 [様式 20]
 27 非常勤教員一覧表 [様式 21] 28 業績集 29 専任教員の年齢構成表
 31 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 23]
 32 神奈川歯科大学短期大学部紀要

備付資料-規程集

- 11 学校法人神奈川歯科大学 SD 規程
 17 神奈川歯科大学短期大学部 FD 委員会規程
 23 神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部特任教員に関する規程
 31 神奈川歯科大学短期大学部教員資格基準に関する規程
 35 神奈川歯科大学短期大学部学長選任規則
 39 神奈川歯科大学短期大学部倫理規程
 43 神奈川歯科大学短期大学部教員選考委員会規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

(1) 教員組織の編成は、設置目的に従い、学校教育法 120 条で学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手等をおく他、必要時に名誉教授・客員教授をおくことができるとしている。学長は本学専任の教授をもって充てている（備付-規程集 35）。

(2) 短期大学設置基準第 22 条に定める必要教員数及び本学専任教員数を表Ⅲ-A-1-①に示す。

表Ⅲ-A-1-① 設置上定める必要教員数と本学専任教員数（平成31年3月現在）

学科名	入学定員	別表第一イに定める教員数（内教授数）	本学専任教員数				
			教授	准教授	講師	助教	合計
歯科衛生学科	120	12（4）	5	3	3	3	14
看護学科	80	10（3）	4	3	3	8	18

[歯科衛生学科]

歯科衛生学科では、教員編成・教員数は短期大学設置基準を満たしているが、良質な教育体制を保持するには現状のマンパワーでは果たすことができない。学生数に適した教員配置へと改善していく必要がある。主要担当科目を記述した専任教員（備付-19）一覧を表Ⅲ-A-1-②に示す。

表Ⅲ-A-1-② 歯科衛生学科専任教員一覧（平成31年3月現在）

	氏名	職位（免許）	学位	専攻	担当科目
1	長谷 徹	教授（歯科医師） 学長	博士	歯学	歯科臨床概論（含、医学概論）、成人歯科学Ⅰ（歯周）、成人歯科学Ⅱ（修復・歯内）、臨床基礎統合ゼミ、歯科臨床実習Ⅰ・Ⅰ-2、臨床実習Ⅱ、生物学、保険請求事務、口腔保健管理法、テーマ研究 【看護学科】保健医療福祉概論、病態と治療論Ⅳ
2	西村 康	特任教授（歯科医師）	博士	歯学	歯科臨床概論（含、医学概論）、栄養学、小児歯科学、小児保健、保険請求事務、臨地実習Ⅱ、臨床基礎統合ゼミ、テーマ研究
3	山田 直樹	教授（歯科医師、介護支援専門員） 学生担当部長	博士	歯学	スタートアップセミナー、成人歯科学Ⅲ（補綴）、成人歯科学Ⅳ（高齢者歯科・先端医療）、歯科診療補助論Ⅳ、臨床実習Ⅱ・Ⅲ、社会福祉論・ボランティア論、テーマ研究

4	藤野 富久江	特任教授（歯科衛生士、養護教諭二種普通免許、中学校教諭二種普通免許（保健））	博士	歯学	コミュニケーション論（含、実習）、歯科診療補助論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、健康教育論、テーマ研究
5	井出 桃	特任教授（歯科衛生士）	博士	歯学	歯科診療補助論Ⅰ、歯科保健指導論Ⅰ・Ⅲ（含、栄養指導実習）、臨地実習Ⅱ、臨床実習Ⅱ、介護技術、テーマ研究
6	伊ヶ崎 理佳	特任准教授（歯科衛生士、養護教諭二種普通免許、中学校教諭二種普通免許（保健））	修士	学術	歯科衛生士概論、歯科保健指導論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、コミュニケーション論（含、実習）、臨地実習Ⅰ、テーマ研究
7	星野 由美	准教授（歯科衛生士）	博士	歯学	口腔保健管理法、歯科予防処置Ⅳ（口腔疾患予防）、歯科保健指導論Ⅱ、臨床実習Ⅲ、介護技術、テーマ研究
8	角田 晃	准教授（歯科医師） 学科長	博士	歯学	英語Ⅱ（医用英語）、生化学（含、口腔生化学）、栄養学、成人歯科学Ⅰ（歯周）・Ⅱ（修復・歯内）、歯科放射線・臨床検査学、口腔保健管理法、歯科診療補助論Ⅲ、臨床実習Ⅱ・Ⅲ、臨地実習Ⅰ、臨床基礎統合ゼミ、海外事情Ⅰ・Ⅱ、保健医療福祉概論、テーマ研究
9	片岡 あい子	講師（歯科衛生士）	修士	学術	歯科衛生士概論、保健医療福祉概論、介護技術、歯科予防処置論、歯科予防処置Ⅲ（う蝕予防処置）、歯科保健指導論Ⅲ、歯科保健指導論Ⅲ（含、栄養指導実習）、臨地実習Ⅰ、テーマ研究
10	中向井 政子	講師（歯科衛生士、養護教諭二種普通免許、中学校教諭二種普通免許（保健）、社会福祉主事）	博士	歯学	歯科予防処置Ⅰ（歯周病予防Ⅰ）、歯科予防処置Ⅱ（歯周病予防Ⅱ）、歯科予防処置Ⅳ（口腔疾患予防）、臨床実習Ⅲ、臨地実習Ⅱ、社会福祉論・ボランティア論、口腔衛生学Ⅰ・Ⅱ、テーマ研究

11	山本 裕子	講師（歯科衛生士、介護支援専門員）	博士	歯学	歯科予防処置論、歯科予防処置Ⅰ（歯周病予防Ⅰ）、歯科予防処置Ⅱ（歯周病予防Ⅱ）、歯科予防処置Ⅲ（う蝕予防処置）、歯科診療補助論Ⅱ-2、臨床実習Ⅰ-1・Ⅰ-2、臨床基礎統合ゼミ、テーマ研究
12	阿部 智子	助教（歯科衛生士）			歯科診療補助論Ⅱ-1・Ⅱ-2・Ⅲ、臨床実習Ⅰ-1・Ⅰ-2（附属病院・歯科診療所）・Ⅱ、臨床基礎統合ゼミ、テーマ研究
13	山内 雅人	助教（歯科医師）	博士	歯学	歯科矯正学、生化学、歯科診療補助論Ⅳ、歯科臨床実習Ⅱ・Ⅲ、テーマ研究
14	関端 麻美	助教（歯科衛生士）	学士	教養	臨床基礎統合ゼミ、テーマ研究

平成31年3月現在、設置上定める必要教員数並びに教授数は充足している。性別は男女比が男性36%、女性64%であり、女性の比率が高い。教員の平均年齢（備付-29）は、53.9歳（教授65歳、准教授51.7歳、講師49.3歳、助教42歳）と職位別の年齢構成上のバランスはとれているが、教授の年齢をみると、既に定年を迎えた特任教授（備付-規程集 23）が多い状況にある。歯科衛生学科では、専任教員である教授、准教授、講師、助教が各自の専門知識・技術を活かし、教授できるよう主要授業科目を決めている。専任教員は複数科目を担当するため、学外から非常勤講師15名を確保し授業を担当している（備付-27）。また、口腔衛生学、衛生・公衆衛生学、病理学（含、口腔病理学）、歯科放射線学・臨床検査学、衛生行政・社会福祉行政、健康とスポーツの各科目は歯科大学との兼任教員が授業を担当している。

[看護学科]

看護学科では、専任教員である教授、准教授、講師、助教が各自の専門知識・技術を活かし、教授できるよう主要授業科目を決めている。また、専任教員の他に助手が1名おり、主に実技を伴う演習や実習を補助している。

専任教員は複数科目を担当するため、学外から非常勤講師11名、実習補助職員3名を確保している。非常勤講師は実習施設である横須賀共済病院や横浜市立市民病院の協力によって看護実践力の強化授業のための講師として派遣され、臨地実習指導の教育に貢献している。

表Ⅲ-A-1-③ 看護学科専任教員一覧（平成31年3月現在）

	氏名	職位（免許）	学位	専攻	担当科目
1	塗々木和男	教授 教務担当部長	博士	歯学	人体の構造と機能入門、人体の構造と機能Ⅰ、人体の構造と機能Ⅱ、人体と薬理 【歯科衛生学科】生理学（含、口腔生理学）、薬理学
2	川口 雅之	教授	修士	哲学	英語Ⅰ、論理と文章表現、英語Ⅱ（医用英語）、哲学、倫理学 【歯科衛生学科】英語Ⅰ、医療倫理学
3	前山 直美	教授 学科長 （助産師、看護師、看護教員、NCPR認定助産師、アドバンス助産師）	博士	歯学	社会保障制度の実際、看護研究、母性看護学概論、母性生理的変化、母性臨床看護、母性看護学実習、総合看護学、社会福祉概論、看護管理、病態と治療論Ⅲ
4	石川 徳子	教授 （保健師、看護師、看護教員、救急救命士、呼吸療法士、養護教諭）	博士	医療福祉 経営学	在宅看護概論、在宅看護技術論、家族看護、在宅看護論実習、保健医療福祉概論、社会保障制度の実際、総合看護学、チーム医療と看護、看護技術の統合、統合実習
5	棚橋 泰之	准教授 （看護師、看護教員）	修士	看護学	老年看護学概論、老年臨床看護、老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、看護技術の統合、統合実習、総合看護学、社会福祉概論
6	中村 仁志	准教授 （看護師、看護教員）	学士	教養	スタートアップセミナー、人間関係論Ⅱ（自分と他者との関係）、精神看護学概論、精神病態学、精神臨床看護、災害看護と国際看護、精神看護学実習、社会福祉概論、チーム医療と看護、看護技術の統合、統合実習、総合看護学

7	寺門 亜子	准教授 (看護師、看護教員)	博士	医学	病態と治療論Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、保健医療福祉概論、成人看護学概論、成人臨床看護Ⅰ、成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、成人看護学演習、チーム医療と看護、看護技術の統合、統合実習、総合看護学
8	吉越 洋枝	講師 (看護師、看護教員)	学士	教養	スタートアップセミナー、健康診査 診療補助技術Ⅰ・Ⅱ、看護学概論、看護技術概論、看護過程、基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ、生活援助技術Ⅰ・Ⅱ、看護技術の統合、統合実習、総合看護学 【歯科衛生学科】介護技術
9	佐藤 由理子	講師 (看護師、看護教員)	修士	教育学	病態と治療論Ⅰ、成人看護学演習、成人臨床看護Ⅰ・Ⅱ、成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ、病態と治療論Ⅲ、チーム医療と看護、看護技術の統合、統合実習
10	池谷 理江	助教 (看護師、BLS)	修士	看護学	病態と治療論Ⅲ、成人臨床看護Ⅰ・Ⅱ、成人看護学演習、成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、病態と治療論Ⅰ、チーム医療と看護、看護技術の統合、統合実習
11	石川 智子	助教 (看護師、看護教員)			小児看護学実習、小児病態学、チーム医療と看護、看護技術の統合、統合実習
12	石井 一義	助教 (看護師)	学士	社会福祉	精神看護学概論、精神臨床看護、精神看護学実習、人間関係論Ⅱ〈自分と他者との関係〉、精神病態学、チーム医療と看護、看護技術の統合、統合実習

13	三島 富有	助教 (看護師、看護教員、栄養士、介護支援専門員)	修士	老年学	老年看護学概論、老年臨床看護、老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、看護技術の統合、統合実習
14	飯塚 雅子	助教 (看護師)	修士	人間学	看護技術概論、看護技術の統合、統合実習
15	久我 容子	助教 (看護師)	学士	教育学	小児看護学概論、小児臨床看護、小児看護学実習、チーム医療と看護、看護技術の統合、統合実習
16	清塚 理江	助教 (看護師)	修士	人間科学	スタートアップセミナー、健康診査、看護技術概論、生活援助技術Ⅰ・Ⅱ、診療補助技術Ⅰ・Ⅱ、看護過程、基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ、看護技術の統合、統合実習
17	村井 みどり	助教 (看護師)	修士	学術	母性臨床看護、母性看護学実習、看護技術の統合、統合実習

平成31年3月現在、職位別性別は男女比が男性28%、女性72%であり女性の比率が高い。教員の平均年齢は52.2歳（教授62.3歳、准教授54歳、講師56.7歳、助教44.9歳）と職位別の年齢構成上のバランスはとれている。

教授、准教授、講師陣の平均年齢をみると、看護学科を支えるべき教授、准教授が今後3年～4年以内に定年を迎える状況である。専任教員数は18名で平成29年度と比べると減少した。マンパワー不足を補う形で定年退職した教員を特任教員として採用した。

表Ⅲ-A-1-④ 領域別・職位別専任教員内訳 () 男性教員

領域	合計数	職位別			
		教授	准教授	講師	助教
基礎分野	1	1(1)	0	0	0
専門基礎分野	1	1(1)	0	0	0
成人看護学領域	3	0	1	1	1
老年看護学領域	2	0	1(1)	0	1
基礎看護学領域	3	0	0	1	2
在宅看護論領域	1	1	0	0	0
精神看護学領域	2	0	1(1)	0	1(1)
母性看護学領域	3	1	0	1	1

小児看護学領域	2	0	0	0	2
合計	18(5)	4 (2)	3 (2)	3	8 (1)

領域ごとの常勤教員数は、基礎・教養科目が2名（教授）、基礎看護学が3名（講師1名、助教2名）、成人看護学が3名（准教授1名、講師1名、助教1名）、老年看護学が2名（准教授1名、助教1名）、在宅看護論が1名（教授1名）、精神看護学が2名（准教授1名、助教1名）、母性看護学が3名（教授1名、講師1名、助教1名）、小児看護学が2名（助教2名）である。

科目構成は、基礎分野（導入科目、情報倫理と情報処理、コミュニケーション、人間理解と倫理）、専門基礎分野（人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会）、専門分野Ⅰ（①基礎看護学）、専門分野Ⅱ（②成人看護学、③精神看護学、④老年看護学、⑤小児看護学、⑥母性看護学）、統合分野（⑦在宅看護論、看護の統合と実践）となっている。

医学部併設が一般的な中、本学は歯学部、歯科衛生学科という歯科に特化した学部・学科が併設されている、希少な存在の看護学科である。この特徴を活かし、他の看護系大学や看護師養成機関では学ぶことが少ない歯科学や口腔衛生管理学等を、専門基礎分野科目の授業の中に取り入れ、オムニバス形式で歯科大学・歯科衛生学科の教員が教授している。

(3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それをホームページに公表している。年度ごとの研究業績については、「業績集」（備付-28）に公表されている。

(4) 学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて専任教員と非常勤職員（兼任・兼担）を配置している。

(5) 非常勤教員の採用は歯学部の教員あるいは教員経験者が多く、採用に当たっては「神奈川歯科大学短期大学部教員人事規程（任用及び昇任）」により、適切に執行している。

(6) 学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて補助教員等を配置している。専任教員は複数科目を担当するため、専任教員の他に助手がおり、主に実技を伴う演習や実習を補助している。

(7) 教員の採用、昇任は、その就業規則、選考規程（備付-規程集 43）等に基づいて適切に行っている。教員採用については、歯科衛生学科では本学附属病院勤務経験者や臨床経験豊富な卒業生を積極的に受け入れている。また、教員選考に関しては、看護学科では採用面接時に模擬授業を織り込み、教育力やプレゼンテーション力を評価する選考方法にしている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

- (1) 専任教員の研究活動について、学科毎に述べる。

[歯科衛生学科]

平成 30 年度の歯科衛生学科専任教員の研究活動の状況については、以下の通りである。

表Ⅲ-A-2-① 歯科衛生学科専任教員の研究活動

氏名	職位	著書	論文	学会発表	講演会・ セミナー等
長谷 徹	教授			6	
藤野 富久江	特任教授			3	
西村 康	特任教授			6	
井出 桃	特任教授		1	4	
角田 晃	准教授			2	
星野 由美	准教授		1		5
山田 直樹	准教授				1
伊ヶ崎 理佳	特任准教授				1
片岡 あい子	講師			2	2
中向井 政子	講師			2	

山本 裕子	講師	1		11	3
阿部 智子	助教	1			
山内 雅人	助教				
関端 麻美	助教			1	

専任教員は、各自の専門分野教育課程に関連した諸学会に所属しながら研究活動を行っており、個人研究も各自の研究課題を設定して取り組んでいる。研究成果は、可能な限り各種関連学会での発表や紀要への論文投稿で公にしており（備付-32）、授業にもフィードバックされている。その成果として、専任教員の学会発表は、教員間ではばらつきはあるものの、学会での成果報告を学科として奨励しており、専任教員全員が研究に参加できる環境が整いつつある。しかしながら、研究よりも教育や学生支援、学内業務に充てる時間が優先され、教員は夜間を中心とした勤務時間外を利用して研究時間を確保しているのが現状である。

[看護学科]

平成 30 年度の看護学科専任教員の研究活動の状況については、以下のとおりである。

表Ⅲ-A-2-② 看護学科専任教員の研究活動

氏名	職位	著書	論文	学会発表	講演会・ セミナー等
塗々木 和男	教授		1		
石川 徳子	教授		2	2	1
前山 直美	教授		2		
棚橋 泰之	准教授				18
中村 仁志	准教授				1
吉越 洋枝	講師				1
飯塚 雅子	助教				1

本学紀要への投稿数が年々増加していることや、専門性の高い学会誌等へ投稿したこと等は評価できるが、半数の教員が研究活動を行っていない。教員数は前年度より減員しているため、研究よりも教育や学生支援、学内業務に充てる時間が優先され、教員は夜間を中心とした勤務時間外を利用して研究時間を確保しているのが現状である。

(2) 専任教員の研究活動の状況は、本法人が監修する「業績集」（備付-28）やホームページで公開している。

(3) 平成 30 年度の専任教員の科学研究費補助金の獲得状況については、以下の通りである（備付-31）。

表Ⅲ-A-2-③ 専任教員の科学研究費補助金獲得状況

氏名	採択課題	研究種目	研究期間
(代表) 伊ヶ崎 理佳 (分担) 星野 由美 片岡 あい子 阿部 智子	在宅歯科医療の分野における歯科衛生士の人材育成に向けた教育プログラムの開発	基盤研究(C)	平成 27・30 年度
(代表) 星野 由美 (分担) 棚橋 泰之 片岡 あい子 関端 麻美 吉本 夢	入院加療に起因するオーラル・フレイルの包括的スクリーニング指標の開発と基礎研究	基盤研究(C)	平成 29・31 年度
(代表) 山本 裕子	腸内環境が唾液の質と感染防御をつかさどる：大腸が唾液中 IgA に与える効果の解明	基盤研究(C)	平成 29・31 年度
(分担) 星野 由美	血管看護領域における包括的患者アセスメント方法とその教育モジュールの開発	基盤研究(C)	平成 28・30 年度

平成 30 年度は昨年度に続き、若手専任教員が分担者として参加できる研究体制を確保し、歯科大学教員並びに他大学との連携を強化した研究を遂行した。研究に当たっては、多くの専任教員と協力体制を構築し、若手専任教員への研究指導も行い、研究能力の向上を図っている。

(4) 専任教員の研究活動に関する規程は整備されており、専任教員の研究費・研究旅費の金額については、以下のとおりである

表Ⅲ-A-2-④ 専任教員一人当たりの一般研究費・研究旅費

職 位	一般研究費	研究旅費	合 計
教 授	40,000 円	30,000 円	70,000 円
准教授	40,000 円	24,000 円	64,000 円
講 師	40,000 円	24,000 円	64,000 円
助 教	12,000 円	16,000 円	28,000 円
助 手	8,000 円	16,000 円	24,000 円

(5) 神奈川歯科大学短期大学部倫理規程（備付・規程集 39）が定められ、かつ FD の一環として、定期的に研究倫理に関する講習会が行われており、専任教員は 1 年に 1 回以上の講習会参加が義務付けられている。

(6) 専任教員の研究成果を発表する機会として、毎年「神奈川歯科大学短期大学紀要」を刊行している。

(7) 教員研究室の整備状況については、教授、准教授、講師は個室が与えられており、助教、助手は共同の部屋が用意されている。各部屋には机や書棚、流し台の他、学内LANによるインターネット環境が完備されている。教員が単独あるいは共同で基礎的研究を行う施設として、3号館2階に第一研究室がある。

(8) 研究活動に必要な研修の機会を確保するための方策として、FD委員会が設置されている。その目的は本学の教育内容及び方法の改善と向上であり（「神奈川歯科大学短期大学部FD委員会規程」参照）（備付・規程集17）、年間計画に沿って講習会・研修会を実施している。（※基準Ⅱ-B-1に詳述）。教員が受ける研修は、実践に繋がる内容が多く、教員は多忙な業務にもかかわらず、できるかぎり参加し自己研鑽に努めている。また、教員の中から大学院修士課程や博士課程への進学者が増えてきており、学位取得や最新の知識・情報の獲得など、教員としての資質向上に努力している。

(9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関しては、短期大学の規程としては無い。

(10) FD委員会規程を整備し、講習会・研修会の実施等のFD活動を行っている。それらのFD活動を通して得られた最新の知識・情報を活用して、教員は授業・教育方法の改善を行っている。

(11) 大学専任教員の研究・教育活動の活性化による資質向上は、学生の学習成果の向上に不可欠である。例えば科研費に採択された研究活動は、短期大学、歯科大学あるいは歯科衛生学科、看護学科の枠を超えて合同で取り組むことは効果的であるため、各教員はそれら関係部署と連携を取り合っている。しかしながら、日常業務は教育や学生支援、学内業務に多くを費やし、計画通りに研究を遂行することが困難な状況であることから、研究活動が活発に行える環境整備が急務である。研究に使用する器材については、科学研究費から購入したものが多くを占め、研究の効率を向上させることができている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

- ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

(1) 事務組織では、役職毎に業務の行動基準を設けることにより、責任体制の明確化に繋がっている。さらに、評価・育成制度を導入し、個人や全体レベルでの業務の責任体制の定期的点検を行っている。

(2) 事務組織は教務・学生支援・就職・入試の担当制となっており、各々専門的な職能を有している。

(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。さらに、評価・育成制度を導入し、個人や全体の能力、適性の定期的点検を行っている。

(4) 事務関係諸規程は整備され、学内ネットワークから閲覧可能な規程集一覧で確認できる。

(5) 事務部署は、本館 1 階に事務室を設置しており情報機器、備品等も整備している。

(6) 防災対策としては、歯科大学、附属病院を含む全学的な防災訓練を年 2 回実施している。平成 28 年度以降は、横須賀消防署の協力を得て、6 月と 11 月に日程を定めて実施している。大規模な訓練のため、課題はあるが、防災対策は職員のみならず学生にも浸透してきている。さらなる改善を図りながら学生と教職員の防災意識の向上に努力している。情報セキュリティ対策については、個人情報となる学籍原簿や成績管理書類を保管するロッカーは、使用する度に必ず施錠している。パソコンの情報管理では、個々のパソコンにはデータを入れず、サーバーに一元管理している。仮に個人のパソコンが故障等によりデータを消失しても、学内の専門部署であるネットワークセンターに設置しているサーバーで一元管理しているため、データ自体の消失はなく、データは毎日バックアップしている。

(7) SD 活動については、学内 SD 研修への参加を義務付けている（備付-規程集 11）。平成 29 年度は、大学設置基準等の一部改正により SD の位置づけが変わったことを踏まえた内容の研修（講演）を全教職員対象に行った。その他、日本私立短期大学協会、学生支援機構の団体等が主催する研修への参加を積極的に促し、事務職員としての能力向上を推進している。

(8) 日常的な業務の見直しについては、評価・育成制度において評価項目の一つとし

て設定し、各自が定めた目標の達成のために努めている。また毎朝、部署内での情報の共有化と業務の改善等を目的としたミーティングを行っている。平成 28 年度には、業務効率をさらに促進するため、歯科大学と短期大学との業務を区分けせずに行うことにしたが、結果的には、効率化できた面があったものの、教育体制が異なる歯科大学との合同業務は困難であるとの見方が大勢であった。平成 29 年度からは、従来どおり学校ごとに担当を分けているが、一時的にしても業務を合同で行うことで、マニュアルの整備や双方の業務の理解並びに検証ができた。

(9) 事務局全体では、事務局長の交代に伴い、平成 30 年度より事務戦略協議会を新たに立ち上げ、月 1 回法人全体の動向や各部署からの現状課題等について協議している。事務職員が短期大学のみ業態に特化することのないよう、各部署の情報を周知し、連携を密にしている。さらに、学生の学習成果の獲得が向上するように教員ともさらに連携を密にしている。

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

(1) 総務部人事課は、労働関係法令に基づき、「就業規則」並びに「給与規程」・「定年規程」・「旅費規程」等の教職員の就業に関する諸規程を整備している。

(2) 教職員の就業に関する「就業規則」等の諸規定は教職員用のホームページに掲載し、教職員への周知を行っている。

(3) 教職員は「就業規則」に基づき就業をしている。本学教職員は、教育職員、医療職員、事務職員等に区分されており、その職種毎に勤務時間を定めている。また、全教職員に出勤時と退勤時のタイムカードによる打刻を義務付け、出退勤管理を行っている。教職員の労務管理は、教育職員については各学科長、事務職員については管理職が行っている。事務職員の時間外勤務については、当該事務職員がその都度、業務内容と終了予定時刻を管理職に事前申告し、管理職の命令により行わせている。また、管理職は、各事務職員に所定様式の時間外勤務内訳表の記載を義務付け、翌日に業務内容及び業務終了時刻の確認印を押すことにしている。時間外勤務内訳表は月単位で所属長が取り纏め、総務部人事課に提出することとしており、一ヵ月で 45 時間を超える時間外勤務を行った者がいた場合は、法人内の衛生委員会に報告され、産業医が把握できるシステムになっている。

時間外勤務の削減等の取り組みについては、特定の事務職員に過度に集中しない

ように、管理職は常に各事務職員の業務の進行状況や計画等を把握し、必要に応じて業務分担を見直す等の対応を行っている。また、平成25年度からワークライフバランスに鑑み、毎週木曜日を“ノー残業デー”として実施している。つまり、業務に支障がない場合は、終業時間に業務を終了する取り組みである。ただし、全体的な時間外勤務は減少傾向にあるものの、繁忙期の時間外勤務削減までは至っていない。また、休日に実施するオープンキャンパス等の振替休暇が嵩み、有給休暇の十分な取得は依然困難な状況である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

短期大学設置基準上必要とされる教員数は、両学科ともには満たしているが、教育課程の遂行という観点からすると、それは、必ずしも十分な人員配置・教育体制が整っているものとは言い切れない。また、大半の教員は、ほぼ年間を通して、本学実習室における基礎実習や附属病院や病院をはじめとする諸施設における臨地実習の学生指導に当たることになり、それに費やす時間的な割合は非常に大きい。そのため、過不足のない教員配置の下で、相互に協働しながら研究活動に専心できるといった環境が整うことが期待される。従って、大学運営に必要な教員数を確保することは、喫緊の課題と言える。

歯科衛生学科では、学生の学力差の拡大等により各教員の学生の指導時間が増え、全体的な教育の質の確保や研究活動の時間の確保が困難な状況である。そこで、定年退職者を引き続き特任教員として再雇用し、退職前に相当する任に当たってもらっている。しかしながら、将来を見据えた場合、次世代を担う新たな専門科目の担当教員確保が必須である。また、昨年度に引き続き神奈川歯科大学附属病院から、本学卒業生であり、且つ、臨床経験豊富な歯科衛生士を、教員として積極的に受け入れ、教員組織の充実を図った。また、教員の臨床経験を基盤とする臨床的技術を充実させ、それを学生教育に反映させる目的のためにも、今後も歯科大学、同附属病院及び同附属横浜クリニックとの連携を一層強めていくことと、それらの機関からの積極的な人材登用や人材活用などを含めた、本学の中長期計画に基づく施策が継続して必要である。

看護学科では、講師以上の専任教員は、授業担当科目責任者の他に臨地実習指導の引率も行っている。実習体制については、平成26年度から「1部署1教員以上」としているが、臨地実習指導の引率をしながら担当科目の講義をする状況であり、その負担は大きい。安全・安心な臨地実習を保証するためにも、臨地実習指導者の確保が重要な課題となる。

さらに、各学科に事務作業担当者の配置がないことが時間外作業の延長に繋がっている。すなわち、講師以上は、個室の研究室において授業で使用する資料を準備する等の研究外業務に追われる時間が多く、助教は、臨地実習指導の時間的負担が大きく、若手研究者としての貢献の機会も低下し、さらに、教員間の情報共有や交流も疎遠になっている。助教が教育者としての力を発揮できる体制作りも今後の課題である。また、学科が求める教員像について明文化したものが無いので、その作成も今後の課題である。専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）については、両学科ともに過密な授業スケジュールの合間や勤務時間外の研究活動によって研究成果

を上げざるをえない状況にある。従って、より充実した教育研究活動を行うためには、十分な研究時間と研究費の確保並びに体制の整備が必要である。FD 活動については、大学教員の資質向上に不可欠な活動であり、しかも歯科大学、短期大学の枠を超えて合同で取り組むことは効果的であるので、今後、さらに緊密に連携しながら実施していく必要がある。

事務職員については、歯科衛生学科の学生数が定員を満たしていないため、オープンキャンパスや業者主催の入試相談会の開催日数を、従来通り維持しなければならない。そのため、休日出勤が増え、その振替休日取得の困難さの改善と時間外勤務の縮減が解決すべき課題である。今後は従来の業務内容や遂行方法等を見直し、さらなる効率化を進める必要がある。事務職員評価制度を導入して数年が経過し、法人全体の事務職員評価制度としては一定の成果が得られたと考えられる。平成 26 年度から評価目標を各自が考えるようになり、概ね課題の修正ができた。その要因は、人事異動もなく個々の担当業務に慣れてきたことにある。しかし、業務の固定化により業務範囲を無意識に制約することも懸念されるため、平成 27 年度は業務担当者の変更をした。さらに、平成 28 年度は歯科大学との合同業務を行ったが、結果的には、困難であるとの見解に至った。学生の学習成果の獲得の向上のために事務職員も教育に積極的に取り組むという意識改革と新たな業務内容への対応が課題とされていた。平成 29 年度は講演（SD 研修）を行ったが、中長期的な目的の下での SD 研修が必要である。また、今後は学生支援の質の向上を目指すために、毎年度、目標の設定を各自が行い、事務職員同士で情報の共有化をする体制を、さらに強めることも必要である。平成 30 年度は、新体制となった業務担当者の見直しを進めた。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

経験豊富かつ有能な教員については定年退職後も「特任教員」として再雇用し、いわゆるシニア人材を活用している。これにより、学生の学習成果の獲得の向上のための教育の質の担保に大きく貢献している。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料 38 校地、校舎に関する図面 39 図書館の概要
41 マルチメディア教室の配置図

備付資料-規程集

10 学校法人神奈川歯科大学防災管理規程
44 学校法人神奈川歯科大学施設利用規程
45 学校法人神奈川歯科大学公的研究費管理・運営体制規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

(1) (2) (3) (10) 校地・校舎の面積に関しては、校地の部分で歯科大学と共用部分があるが、短期大学設置基準を充足している。また、体育の授業、クラブ活動及び入学式等の催しについては、歯科大学と講堂（面積 3,024.75 m²）、体育館（含アリーナ、柔剣道場・フットサル場・トレーニングマシーン場、面積 7,418.08 m²）を共用している。稲岡町のキャンパス内には弓道場、アーチェリー場があり、大学から車で 15 分の場所には馬堀グラウンド（浦上台運動場敷地 19,460.56 m²）がある。（備付-38）また、本学に隣接する敷地（面積 2,939.58 m²）を新たに購入し、築 40 年ほど経過した既存病院の移転新築が行われ、平成 29 年 11 月より新病院（延べ面積 15,396.34 m²）が開院した。患者や家族の視点に立った療養環境の整備、大学病院として学生の教育にも適した環

境の整備が行われた。

(4) 障がい者への対応としては、各校舎、図書館、6号館の入り口にスロープと手すり、4号館（3号館と2～4階で接続）にはエレベーターが設置されている。多目的トイレは、4号館3階と5号館1階に設置され、車椅子の利用に対応している。

(5) 本学の教育課程編成・実施（カリキュラム・ポリシー）に基づいて授業を行う講義室並びに実習室は主に3号館・4号館・5号館の講義室及び実習室を使用している。

(6) 本学は通信による教育は行っていない。

(7) 教育課程編成・実施（カリキュラム・ポリシー）に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。学習環境の整備として平成28年度・29年度の2か年に渡り、4号館の3階・4階教室分の机と椅子を学生の体格に合うように取り替えるとともに、地震の際には机の下に緊急避難できるよう整えた。歯科衛生学科は3号館に4つの実習室、看護学科は5号館に4つの実習室を備えている。3号館の4階にあるマルチメディア教室（ノートパソコン106台設置）（備付-41）を使って情報リテラシーの授業が行われており、また、同号館の3階のオープンルームには30台のパソコンが設置され、誰でも利用が可能となっている。

(8) (9) 図書館（備付-39）に関しては、短期大学の概要（様式11）に示すように、適切な面積と蔵書数、学術雑誌数、座席数を有している。図書館は歯科大学と共用であり、歯科衛生学科の学生は膨大な歯科関係の参考書、関連書を平日の9時から21時まで利用できる環境にある。また、医学系・看護学系の参考書、関連書もあり、看護学科の学生も利用できる。教員による図書選定委員会が組織され、定期的に学生向け図書の選定を行っている。また、補助金を使用して、図書館の一部をラーニングコモンズ（ラーニング広場）へ改修し、歯科大学との共用スペースとして個別学習等に利用されている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

(1)(2) 物品調達規程に則り、備品は15万円以上の物とし、備品台帳で管理をしている。期首に想定していなかった備品が必要となった場合には、予算に応じて検討し、購入許可をしている。また、文部科学省から通知のあった、公的資金の不正防止に関しては、学校法人神奈川歯科大学公的研究費管理・運営体制規程（備付-規程集45）に則り、検収システムを構築し運営している。

(3)(4) 防災対策に関しては、学校法人神奈川歯科大学防災管理規程（備付-規程集10）に定め、火災・防災訓練を毎年6月、11月に全学を挙げて行い、学生、患者、教職員の火災・地震時における避難と誘導の訓練を実行している。毎回、色々なケースを考え、それに沿った形の避難誘導訓練を行っている。平成29年度には消防計画書の見直しを行い、より現実に則した体制にして関連部署の啓蒙を行った。防災関連用品の備蓄は当初1日分の量しか用意できなかったが、現状1.5日分の量を購入し、学生、教職員用に準備できている。また、防犯対策として、ロッカー室前に防犯カメラを設置し、個人情報を侵害しないよう管理運営している。

(5) コンピュータシステムのセキュリティに関しては、学内ネットワークセンターが中心となって対策を行っている。主な対策としては、ファイアーウォールの充実、アンチウイルスソフトの導入、システム全体のメンテナンスである。

(6) 省エネルギー・省資源対策や地球環境保全の配慮に関しては、各部署でこまめな節電に努めるとともに、学生にも掲示等で啓蒙している。施設の一部にLED照明を使用し、女子トイレには擬音装置（音姫）を設置し、上下水道の節約も実施している。毎夏、使用電力の可視化を図り、月毎の使用電力を掲示して節電を啓蒙している。また、平成29年度には体育館の照明を無電極照明に入れ替えを行ったことにより、大幅な節電となった。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

施設設備の一部老朽化が進み、改善及び改修が必要である。特に平成23年3月11日の東日本大震災以後は、耐震の為の施設の補強、補修が不可欠であると認識しているが、設備点検がここ数年なされていないため一部障害が発生している。予算規模が大きな施設・設備の維持・管理に当たっては、平成28年度より設備整備5ヵ年計画を策定して、5ヵ年に渡り優先順位の高いところから順次補強・補修を行っている。各棟のトイレも医療的見地から、更に衛生的な設備に改修すべきとの意見も挙がっていたこともあり、3号館および4号館の女子トイレの改修が行われた。

今後の対応として、学生の体調不良等、講義中の緊急連絡のため、教室への内線電話設置や老朽化にともなう4号館空調の改修を検討していく。3号館の大教室では、前方にエアコンがあるが、教室中央に梁が位置し、教室前方と後方で温度が異なってしまう。

また、防災訓練は、全員参加を原則とし、緊張感をもって実施できるよう毎回工夫を

しているが、訓練日をあらかじめ周知しない場合でも訓練通りできるか検証していくことも、今後必要であると考え。防災関連用品の備蓄については最低 3 日分の量を目標に計画的に購入する必要がある。

防犯対策としては、さらにセキュリティを高めるため構内の防犯カメラの増設を検討する。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 40 学内 LAN の敷設状況 41 マルチメディア教室の配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

(1) 本学は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、学生の学習成果の獲得を支援する技術的資源として、各教室にプロジェクタ、スクリーン、OHP/OHC 等の視聴覚機器が整備されている。マルチメディア教室（備付-41）には、同機種のノート型パソコンが 106 台、プリンタ 1 台が設置されている。また、オープンルーム（パソコン教室）にもノート型パソコンが 30 台設置されている。

(2) 情報技術の向上を目的として学生は、入学時のオリエンテーションにネットワークセンターの職員から情報機器操作について指導並びにトレーニングを受けている。さらに、情報リテラシーの向上を図る科目を設定している。教職員は大幅なソフトの変更時等に適宜、指導を受ける体制としている。

(3) 情報技術の技術的資源と設備の両面においてネットワークセンターの職員が計画的に維持、整備し、必要があれば予算を申請して新しい資源獲得を行っている。例えばウィンドウズの基本ソフトの更新と、それに伴う操作技術の獲得は定期的に行っ

ている。

(4) 習得された操作技術等は教職員が学び、新しい技術の適用法や分配法について学科会等で討議し、学生の学習成果の獲得の向上のために活用される。

(5) 教学部では講義用のノート型パソコン 3 台を管理しており、パワーポイントや DVD 等の視聴覚教材を用いた講義を行う場合には貸し出して、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく学習成果の獲得に寄与している。また、教学部にはデスクトップ型パソコンが設置され、学校運営に活用されている。

(6) オープンルームは平日 9 時 30 分から 20 時まで開放されており、学生がレポート作成や学内 LAN（備付-40）を利用したインターネットによる検索等、有効活用できるよう整備されている。パソコンの使用に当たっては、入学時に学生一人ひとりに ID とメールアドレスが与えられ、不正な使用ができないよう本法人のネットワークセンターによって十分に管理されている。看護学科では、学内情報システム（KDU ポータルサイト）より各実習記録を各自でプリントアウトすることになっているため、オープンルームにプリンタが 1 台増設され、計 2 台となり、より円滑に活用できるよう整備された。

(7) 各教室・実習室には、プロジェクタ、スクリーン、OHP/OHC 等の教材提示装置が整備されている。ノート型パソコンを用いたパワーポイントや DVD などの視聴覚教材を用いた授業を行って、学習成果の獲得に寄与している。各教室の技術資源配置状況を表Ⅲ-C-1-①に示す。

表Ⅲ-C-1-① 各教室の技術資源配置状況

室名	収容人数	マイク	スクリーン	プロジェクタ	TV モニタ	システム卓	有線 LAN	利用できるメディア
323	56	○	○	○		○	○	
325	80	○	○	○		○	○	
342	160	○	○	○		○	○	
421	28	○	○		○			ビデオ・DVD
422	28	○	○		○			ビデオ・DVD
423	28	○	○		○			ビデオ
424	26	○	○		○			
431	38	○	○		○			ビデオ・DVD、OHP/OHC
432	140	○	○	○	○	○	○	ビデオ・DVD、OHP/OHC
433	137	○	○	○	○	○	○	
441	38	○	○		○			OHP/OHC
442	128	○	○	○	○	○	○	ビデオ・DVD、OHP/OHC
443	127	○	○	○		○	○	ビデオ・DVD、OHP/OHC

(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室として、本学ではマルチメディア教室、オープンルームが該当する。また、併設の歯科大学との共用施設として、図書館、ラーニング広場、多目的学習室を整備している。ラーニング広場と多目的学習室は、可動式の机、複数のホワイトボード、スクリーン、プロジェクタ、パーテーションを備え、個別相談、グループ演習、講義等、様々なスタイルの学習活動に対応できるよう整備されている。尚、学内情報システム（KDU ポータルサイト）では、休講や緊急情報の発信を行っている。

[歯科衛生学科]

歯科衛生学科が用いる実習室としては第 1～4 実習室があり、それぞれに整備されている機器の概要を示す。

表Ⅲ-C-1-② 歯科衛生学科実習室の設備・器材

実習室	構造・視聴覚機器・模型	モデル・シミュレータ
第 1 実習室	歯科用ユニット 32 台 高圧蒸気滅菌器 7 台 EOG ガス滅菌器 1 台 超音波洗浄機 1 台 UV 殺菌灯付き器材格納庫 4 台 冷蔵庫 1 台 ホワイトボード 1 台 車椅子 1 台 プロジェクタ 1 台 マルチメディア教卓 1 台 オーバーヘッドプロジェクタ 1 台 ノートパソコン 1 台 滅菌・消毒室	
第 2 実習室 および 準備室	歯科用マネキン 80 体 卓上エンジンハンドピース 86 台 歯科用光重合器 17 台 冷蔵庫 2 台 シュレッダー 2 台 ノートパソコン 6 台 デスクトップパソコン 1 台 プロジェクタ 1 台 マルチメディア教卓 1 台 オーバーヘッドプロジェクタ 1 台 プロジェクタ（携帯用）2 台 ビデオカメラ 1 台	
第 3 実習室 および 準備室	バイブレーター 33 台 シンプルマネキン 80 台 トリーマー 5 台 殺菌線格納庫 2 台 高圧蒸気滅菌器 2 台 インキュベータ 1 台 ホワイトボード 1 台 製氷機 1 台	

	水銀レス血圧計 20 台 聴診器 30 本 音波ブラシ 70 台 電動歯ブラシ 70 台 集団指導用顎模型 100 個 ノートパソコン 1 台 オーバーヘッドプロジェクタ 1 台 モニター 10 台	
第 4 実習室	ホワイトボード 1 台 オクルーザルフォースメータ 5 本 歯磨き圧指導器 1 台 手秤 10 個 ノートパソコン 1 台 プロジェクタ 1 台 マルチメディア教卓 1 台 オーバーヘッドプロジェクタ 1 台	
その他		口腔機能管理シミュレータ (MANABOT®) 11 体 吸引器 11 台 車椅子 4 台

技能修得のために行われる学内実習において、歯科用マネキンを使用する場合は、学生に充当できる数が用意されている。歯科用ユニットについては、一学年の学生が使用するのに必要な台数と同数になっている。その中には経年劣化が進み、故障を繰り返すものもあるため、平成 30 年度に 1 台の新規購入があったが、今後も不測の事態に備えて計画的に購入していく必要がある。

平成 27 年度に、科研費及び神奈川県支援事業補助金により購入した、口腔のケア及び口腔咽頭吸引の手技を修得するためのシミュレータ(MANABOT®)は計 11 体である。本学科の教育に加え、歯科大学並びに看護学科での教育、外部の研修会等において、シミュレータの使用頻度が増加した。そのため、関節部の破折等のトラブルに加え、部品の消耗が認められており、定期的な部品の交換やメンテナンスなどを行い、学生実習に支障が生じないように管理する必要がある。今後も、歯科衛生士教育とともに、看護学科、歯科大学においても、口腔衛生管理に関する教育ニーズの高まりが予測されることから、学校・学科の垣根を超えた教育面での連携を強化しながら、機器を活用した実習の充実を図っていく必要がある。実習室の開放については、第 2 実習室を年間 5 回程度、平日 16 時 30 分から 17 時 15 分までオープンルームと称して開放し、学生が空き時間を活用して自主的に技術練習ができる環境を整えた。

[看護学科]

看護学科には、基礎看護学実習室、成人・老年看護学実習室、母性・小児看護学実習室、在宅看護実習室があり、それぞれに整備されている機器の概要を表Ⅲ・C・1・③に示す。

表Ⅲ-C-1-③ 看護学科実習室の設備・器材

実習室	構造・視聴覚機器・模型	モデル・シミュレータ
基礎看護学実習室	ベッド 11台 マットレス 11枚(新規) 床頭台 11台 オーバーベッドテーブル 11台 ヘッドボードユニット 10台 テレビモニター 11台 講義支援システム 1台 車椅子 11台 ストレッチャー 3台 臀部模型 1台 上腕模型 1台 汚物処理室 食事準備室	人体モデル 16体 洗髪台 1台 筋肉内注射臀部モデル 10台 採血・静脈注射モデル 16台 皮内注射モデル 10台 酸素・吸引ユニット 1台 吸引シミュレータ 5台 誤嚥シミュレータ 1台 導尿・浣腸陰部モデル 19台 呼吸音聴取シミュレータ 2台 血圧測定シミュレータ 5台 包帯モデル 1台 身体圧測定器 10台
成人・老年看護学実習室	ベッド 10台 電動ベッド 1台 床頭台 11台 手術用手洗い装置 1台 人体骨格模型 1台 人体臓器模型 1台 網膜症モデル 5台	外科包帯法シミュレータ 1台 フィジカルアセスメントモデル 1台 蘇生訓練用声帯シミュレータ 1台 AED トレーナー 1台 乳房触診モデル 1台 吸引シミュレータ 5台 経管栄養モデル 10台 人工肛門シミュレータ 5台 心電図 1台 自動血圧計 1台 高齢者体験セット 11セット
母性・小児看護学実習室	新生児用コット 10台 乳児検診ベッド 5台 学童用ベッド 4台 木浴槽 8機 受胎調節指導標本・模型 2台 胎児の循環モデル 1台 透明骨盤野線模型 1台 胎児発育順序模型 1台 受胎原理模型 1台 インファントウォーマー 1台	新生児モデル 10体 バイタルサイン測定モデル 4体 小児静脈注射シミュレータ 1台 妊婦体験用モデル 11台 乳房マッサージモデル 2台 妊婦腹部触診モデル 2台 分娩監視装置 1台 産褥触診モデル 1台
在宅実習室	和室、浴室、台所 電動ベッド 1台 車椅子 1台 褥瘡ケアモデル 1台	介護実習モデル 4体

学内での技術演習は当該領域毎に整備された実習室で行われ、1 グループを 4～5 名で構成し、グループ単位で演習することが可能である。見る聴くタイプのモデルは各 1～2 台あり、実際の技術演習に用いるシミュレータモデルは、グループ毎に充当できる数があり、すべての学生が体験できるようにしている。

平成 29 年度は、平成 28 年度に導入した経管栄養モデルを用いて、経鼻経管栄養法や胃瘻による栄養法の演習を実施し、母性看護学領域では産褥触診モデルを用いて演習や実習前教育の充実を図った。また、基礎看護学領域では安全に技術練習が実施できるよう、次年度に向けて人体モデルの修繕を行った。さらに、学科開設以来使用していたマットレスを医療施設で一般的に使用されているマットレスに交換し、より臨床に近い技術が学べるよう整備した。

実習室の開放については、基礎看護学実習室の開放は継続しているが、さらに、母性・小児看護学実習室も平日 9 時から 19 時まで開放とし、学生が空き時間を活用して自主的に技術練習ができる環境を整えた。また、小規模教室やセミナー室等の学習スペースも、事前に申請することにより、平日及び土・日、祝日の 9 時～22 時まで使用できる体制となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学内 LAN について、食堂には無線 LAN のアクセスポイントが整備されており、学生が自分のノートパソコンで、インターネットへ接続できる環境を整えている。しかし、小規模教室やセミナー室などの学習スペースには学生が利用できる、無線 LAN のアクセスポイントが整備されていない。課題や国家試験に向けてのグループ学習などに効果的に活用できるようにするため、日常的に情報通信技術の活用ができるような情報インフラ（無線 LAN、インターネットの接続）の整備が今後の課題となる。

[歯科衛生学科]

平成 30 年度の歯科衛生学科の新入生はほぼ定員数確保できたが、平成 31 年度新入生は定員に達しない見通しである。しかしながら、学科で設置している設備、機械類の充足は喫緊の課題である。専門技能修得のための実習用物品の消耗により更新が必要になっているものや、専門技術の高度化に伴い教育内容を充実させるために新規に必要なと思われるものは順次、整備していく必要がある。特に、優先的な対応が必要と思われる課題について、以下に示す。

①平成 30 年度は第 1 実習室で使用している歯科用ユニットの 1 台の新規購入があった。しかし、ここ数年、附属病院の中古ユニットが導入されたため、必要台数としては確保しているものの経年劣化により、使用中に故障する等、学生実習に支障を来す可能性がある。また、歯科用ハンドピース類及びバキュームの動力源であるメインエアーコンプレッサーも劣化が生じている。今後、各学年とも学生数が定員を満たすことを考えると、予備のユニットを導入する必要がある。このため、老朽化が目立つ機器の中でも、歯科用ユニットの増設とエアーコンプレッサーの修理、または、増設が必要である。

②歯科衛生士の専門的な基礎技術を効果的に修得するために最低限必要な設備としては、各マネキン、無影灯、超音波スケーラー、エアスケーラー、スリーウェイシリンジ、バキュームが完備されたシステムが理想である。多くの歯科衛生士養成機関においては、これらのシステム化されたマネキン実習台が導入されているが、本学のマネキン実習室には導入されていない。そのため、本学の技術習得実習の効率性の低下のみならず設備革新の不徹底という観点から、今後の入学生の獲得にも大きな影響を及ぼす可能性があり、早期の導入が望まれる。

③前掲の現状に示したように、口腔機能管理シミュレータの台数では、限られた実習時間で全員の学生が使用する場合に一人当たりの使用できる時間が少ない。歯科衛生士による口腔衛生管理のニーズが高まる中、より高度な専門技術を修得するために、今後、さらなる追加購入の検討が必要である。

④第2・第4実習室のプロジェクタは解像度が低く、明るさも劣る。最新のパソコンの画像や動画に対応できないことがある。特に、明るさが低いため室内を暗くしないと学生が見えづらい等、学習効果の達成に支障を来している。今後、解像度が高く、明るいプロジェクタへの交換が必要である。

⑤第3実習室には各実習テーブルに流しが設置されている。老朽化により、陶器のシンクがひび割れ、水漏れを起こすことがしばしばある。清潔感のあるステンレスのシンクへの交換が必要である。

[看護学科]

学科の設備・器材については、限られた予算の中で対応可能なものから整備・新規購入等を進めていく。学科開設時に輸液ポンプやシリンジポンプをリースしていたが、5年契約が終了し、以降、それらが1台も導入されていない。看護師国家試験の出題基準が改定され、今年から「輸液・輸血管理」の項目が追加されたことも鑑み、看護師として専門的な診療に伴う看護技術を効果的に修得するために、輸液ポンプおよびシリンジポンプの導入が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料** 11 活動区分資金収支計算書（書式 1）
12 事業活動収支計算書の概要（書式 2） 13 貸借対照表の概要（書式 3）
14 財務状況調べ（書式 4）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

[法人全体の概要]

平成20年度から文部科学省高等教育局私学参事官の「経営改善5ヵ年計画」の指導を受け、財務体質の健全化のため、各種改革に着手してきた。人件費を中心に大幅な経費削減に努めるとともに、医療収入の増収や外部資金の獲得等、学納金以外の収入の多様化を推し進めてきた。結果として、平成22年度決算期に於いて資金収支、帰属収支ベースでの黒字化を達成することができた。さらに、学納金の減額や歯科大学の教育課程の大幅な見直し等、大胆な改革が実を結び、入学定員充足率、収容定員充足率も大幅に改善、一時落ち込んだ学納金収入についても、適切な水準まで回復してきているという好循環のもと、平成30年度決算期まで、8期連続で教育活動資金収支、経常収支ベースで収入超過の状況を維持できている。(提出-11) 過去3年間の収支状況だが、平成28、29年度は、老朽化した附属病院の新築移転事業という大規模な設備投資に着手したことにより、施設設備等活動資金収支差額が大幅なマイナスになったことを要因に、資金収支差額は2期連続で支出超過となった。しかしながら、教育活動資金収支差額は毎期10億円超の収入超過を維持できている。かつ、本件設備投資に関わる支払いも、当初計画通り全額自己資金で賄うことができたことから、財務状況の安定性は十分に担保できていると言える。事業活動収支については、教育研究経費を過去3年間に渡り、経常収入の25%以上を手当した上で、経常収支差額を毎期黒字化できている。健全な収支バランスを維持できている。また、平成27年度に「施設整備5ヵ年計画」を策定し予算化、教育研究に関わる環境整備を順次進めている。設備投資には非常に多くの資金を要するため、今後、寄付金の募集も効果的に行っていく必要があると考えている。附属病院新築移転事業に際しての募金活動(平成27年9月1日～平成29年8月31日)では、同窓生を中心に多大なご協力を頂くことができた。今回の実績を活かし、新たな募金活動に向けた募集計画の策定を急ぎたい。(提出-12)

続いて貸借対照表の状況だが、附属病院の新築移転事業に着手した結果、有形固定資産が約50億円増加する一方、支払に充当するため特定資産及び流動資産が約35億円減少した。当初計画通りに事業を完了することができ、資産総額は約300億円で大幅な増減は無かった。負債の部については、開学以来外部からの借入金はなく、退職給与引当金も毎年100%引当てることができている。法人としての持続性を担保しうる骨太な財務体質を維持できていると考える。(提出-13)

資産運用については、平成21年に運用規則を改め、運用先の選定に当たる手続きを明文化し、手続きを厳格に定めた。現在、運用先の選定には、資産運用委員会で検討した結果を理事会に答申し、承認を得るという手続きが必要となる。直近3年間は元本割れが想定される商品への運用は行っておらず、運用財産の無リスク資産(定期預金)割合を高めるとともに、流動性を確保する方針のもとで、安全性に配慮した資産管理を行っている。(提出-14)

最後に、会計監査の状況だが、原則毎月1回、公認会計士による往査を受けている。指摘事項等については、その都度、経理担当者が対応し適切な会計処理を行っている。

[短期大学の状況]

短期大学は、法人全体の予算規模に占める割合は約 11%（平成 30 年度決算ベース）である。歯科大学や同附属病院等と比較して決して高い数字ではないため、新規の設備投資や大規模な修繕等については、法人に依存しなければならない部分も多いのが実情である。しかしながら、短期大学の永続性を担保するうえでも、単年度での収支、すなわち「事業活動収支」を毎年度均衡させることが必要であり、またそれは、法人からも求められているところである。そこで、とりわけ収容定員を満たしていない歯科衛生学科の学生募集状況の改善を目指し、同学科の高い国家試験合格率をアピールするとともに、歯科衛生士の職業としての魅力についての広報活動を積極的に行ってきた。地元に着した広報活動が実を結び、入学定員充足率は着実に向上している。平成 30 年度の収容定員充足率は、歯科衛生学科 83.0%、看護学科 110.8%である。改善してきたとはいえ、歯科衛生学科については充足率が 100%に届いておらず、引き続き学生確保に向けた募集活動を積極的に行っていく必要がある。他方、看護学科の学生募集状況は、毎年良好であり、開学以来、収容定員充足率 100%以上を維持しているが、神奈川県内では看護師養成機関の開設が相次いで行われており、今後、新入生の獲得競争が激化する恐れがある。

過去 3 年間の収支状況については、歯科衛生学科、看護学科ともに 3 期連続で事業活動収支の黒字を達成できており、単年度での収支状況は健全に推移してきている。平成 30 年度決算では、両学科とも学生数増による学納金収入の増収（歯科衛生学科については、前年にとりやめた入学金減免制度を再開したことも功を奏し、119 名の新入生を確保できた）により、事業活動収支は前年度比でプラスの収支となったことも評価できる。なお、教育研究経費の対経常収入比率は、平成 30 年度決算ベースで歯科衛生学科 31.4%、看護学科 30.4%と、20%を大きく上回っており、教育の質を担保するうえで、必要十分な予算が手当されているといえる。また、教育研究用の設備投資については、上述した「施設整備 5 ヶ年計画」に基づき、中・長期的な視点に立った計画的な整備を進めている。短期大学部でも教育環境の改善を目指し、老朽化した実習室の椅子の取り替えや実習器具の買い替え等、順次整備を進めている。

[財的資源の管理状況]

① 予算編成

本学では、毎年 12 月の理事会で次年度の「予算編成方針」を決定している。それに先立って、11 月下旬に、予算担当部署の責任者を招集し、予算編成方針（案）の概要説明、予算編成スケジュール及び予算申請の留意事項の説明を行う予算編成会議を開催している。

予算編成作業は、各部署からの予算申請をもとに財務課で集計を行い、必要があれば、事務局長主導のもと、ヒアリングを行う等して、部署間の調整を図っている。収支調整後の予算（案）は、別途、各所属長より提出された事業計画書とともに、3 月末の評議員会で詳細な説明をした上で事前に意見を聴取し、最終的には理事会で決定される。

また、予算科目で著しく乖離が生じた場合には補正予算（案）を編成し、毎年 3 月

末に実施される評議員会・理事会に上申している。

②予算執行

決定した予算は予算管理部門にそれぞれ通知され、以後の管理は現場単位で行っていくこととなる。予算執行は「学校法人神奈川歯科大学経理規程」、「学校法人神奈川歯科大学経理規程施行細則」、「学校法人神奈川歯科大学固定資産及び物品調達規程」に基づいて予算管理部門ごとに行う。支払については、各部門から提出される「予算執行票」に基づき、財務課にて一括して行っている。予算管理についても会計システムが導入されており、予算申請から残高管理まで全て一元管理できる仕組みとなっている。

本学では月次決算を行っており、その結果は毎月理事会に報告される。また、同報告は学内向けホームページにより広く教職員に公開されている。さらに、先述した予算管理システムにより、各現場での予算執行状況の管理が容易になったこともあり、現場単位での予算管理がスムーズにできている。

また、9月の半期及び決算に際しては、各部署での予算執行状況を一覧にして、執行状況のチェックを行い、次年度予算編成の参考にするとともに、不要・不急な予算執行（いわゆる無駄遣い）が無いか、支出項目を詳細に確認・検討している。

③監査

決算の内部監査については、学校法人神奈川歯科大学寄附行為第15条に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査法人による会計監査を実施している。

寄附行為に基づく監事による監査は、毎年5月に実施され、同月の理事会及び評議員会に監査報告書が提出される。

監査法人による監査は、平成21年度より大橋会計事務所と契約し、年度毎に取交す契約書に基づき期中監査・期末監査（年間540時間）を実施している。期中監査は原則として毎月行っており、不明な会計処理については、その都度会計士に相談するようにしている。期末は4月1日の実査に始まり、4月下旬から5月中旬にかけて約10日前後の日数をかけて監査を実施している。毎年6月初旬に「監査報告書」を受け取っている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費

(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

法人として立ち上げた「将来構想委員会」において、短期大学の位置づけについて話し合われている。本学は、平成24年4月以降、文系学科を廃止し、同法人の歯科大学とともに、医療系総合大学として新たなスタートを切った。本法人が掲げる、医科・歯科連携による口腔と全身の疾患に対応した複合的な診療システムの確立、という将来像のもと、医科・歯科の垣根を越えた総合的な医療教育を受けられるという独自性が本学の強みであると考えます。特に、歯科大学を同一法人内にもつ看護学科は、口腔ケアについての教育を受けられることも、他学にはない魅力となっている。一方、附属病院が隣接しているが、総合病院でないため、看護学科の学生は実習で他の施設へ行かなければならないという不便な状況にあり、受験生の志望校選択の際、少なからず影響があるものと考えます。

歯科衛生学科、看護学科ともに、経常収入に占める学納金の割合は80%台後半と、非常に高い水準にある。短期大学単体で考えた場合、永続性の担保には入学定員充足率及び収容定員充足率を妥当な水準に保つことが至上命題となる。学生募集対策としては、両学科とも、第一に国家試験合格率の向上があげられる。歯科衛生学科は例年ほぼ100%の高い合格率を誇っており、これが入学定員充足率の改善に大きく寄与したことは間違いない。また、看護学科については、看護養成校の4年制大学化が進む中、短期大学としての特色をいかに打ち出せていけるかが大きな課題になると考える。ここ数年における学生数は、看護学科は定員充足しているが、歯科衛生学科は平成18年度に3年制に移行して以来、定員割れが続き、平成21年度には入学定員充足率が38%まで落ち込んだ。その後徐々に回復してきているが、未だ定員充足には至っていない。

一方、支出の面で考えると、人件費の適正な管理が最重要課題となる。平成30年度決算において、経常収入に対する人件費の割合は、歯科衛生学科49.7%、看護学科49.0%と共に低くない割合である。人件費比率を抑制しつつ、教育の質を担保するためには、優秀な人材の確保といった、人事計画の重要性を無視するわけにはいかない。歯科衛生学科では教員の高齢化が進み、ここ数年で多くのベテラン教員が定年退職を迎えた。人員不足の中、退職した教員を特任扱いで再雇用することにより、急場をしのいでいる現状である。また、看護学科は教員の流動性が激しく、過去7年間で全ての教員が入れ替わるという状況であり、人材確保が非常に困難となっている。施設・設備関係の支出については、前述の通り「5ヵ年計画」を策定し優先順位をつけ、中・長期計画で整備を行っている。医療系の大学法人として、その経営・財務を一体化し、効率の良い学校運営への移行を進めている。平成20年以降の財務状況に関しては、理事長自らが、全教職員にその推移と現状の問題点を説明し、情報の共有ができるよう努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

今後の課題としては、歯科衛生学科の入学定員及び収容定員の確保と、看護学科の4年制大学化の検討（もしくは短期大学としての特色を活かした広報戦略）が挙げられる。一方、人件費の抑制と併行して、上述の通り、歯科衛生学科、看護学科ともに教員の充実が課題である。歯科衛生学科においては、教員の年齢構成に問題があり、看護学科においては、教員の定着率に問題があることは上述の通りである。優秀な人材確保に向け、待遇面も含めた人事計画の検討が急務となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

[人的資源について]

平成28年に評価を受けた際に、教職員についての確保を改善計画として挙げた。歯科衛生学科教員については定年退職者が続き、新規採用者は在職するものの、教員として十分なキャリアを積むまで、退職者を特任教授として配置しなければならない状況である。看護学科は教員の募集をかけてはいるが、満足な人数は確保できていない。事務職員については、増員されたものの、新人のため教育期間が必要である。業務自体も増加傾向にあり、直ちには時間外勤務の短縮、有給休暇取得数の増加にはつながっていない。

[物的資源について]

建屋の耐震のための補強・補修については現状改善に至っていない。建屋の立替えを行うのか、あるいは補強で対応していくのか、法人全体の中・長期の予算計画を踏まえ引き続き検討していく。備品については、一部の教室のプロジェクトを最新のものに交換し、経年劣化したものも順次交換を予定している。机と椅子に関しても、2教室を新しいものに入れ替えた。

防災関連用品の備蓄は最低3日分を目標にしているが、現状1.5日分の量を購入し、学生、教職員用に準備できている。

[財的資源について]

短期大学単体では採算がとれないことが課題であった。しかし、平成29年度国家試験で合格率100%の達成できたことに加え、入学時の入学金減免制度を復活させた事も功を奏し、平成30年度学生募集では、入学定員にわずか1名足らない119名の新入生を確保することができた。今後も歯科衛生学科の収容定員充足率を100%にする広報戦略が必要であり、教授会、将来構想委員会を中心に議論を進める予定であるが、現状、具体的な改善計画立案には至っていない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

[人的資源について]

歯科衛生学科の教員については、臨床経験を積み、教育に意欲のある職員を附属病院や歯科大学からの異動も視野に入れて、その確保に努めていく。

看護学科の教員については、引き続き募集をかけていくが、本学看護学科の卒業生も5年以上の臨床経験を積んだ者が出てくる時分なので、適任者がいれば積極的に声かけを行っていく。

また、外部資金獲得については、歯科衛生学科は准教授・特任准教授・講師の3名が科研費を獲得しており、神奈川歯科大学が同じ敷地内に設置されていることを活かして、研究施設の相互利用や教員間の連携ができています。一方、看護学科は現状外部資金が獲得できていない。教員間で研究意欲の温度差があり、これがそのまま学内の科研費説明会への出席状況に反映されているが、学内の科研費説明会に参加した教員においても、科研費への応募に当たっては消極的であることが見受けられる。学外機関への実習の引率等の教育に時間が多くとられている傾向があることから、今後は研究時間の確保が必要になってくると思われる。

事務職員については、SD活動を充実させるため、活動内容について引き続き検討する。また、時間外勤務の短縮、有給休暇取得数の増加に向けて業務調整を行う。

[物的資源について]

防災関連用品の備蓄3日間分の量の確保については、3か年に渡って順次計画的に購入を進めていく予定である。

[財的資源について]

税制の改革により、教育資源に使える寄附を集め易くなったので、要件をクリアした段階で、次年度以降寄付金の教育資源への有効利用について具体的に検討する。

平成29年2月16日付で文部科学省から「税額控除対象法人」の認定を受けた。これにより、本学への寄付金に対する優遇措置として、従来の「所得控除制度」と比較して、より減税効果の大きい「税額控除制度」の利用が可能となり、幅広い層への募金活動が可能となった。また、平成30年7月よりインターネットを利用した募金システムの利用を開始した。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料 15 資金収支計算書・資金収支内訳表 18 貸借対照表 20 事業報告書
21 事業計画書／予算書 22 学校法人神奈川歯科大学寄附行為
備付資料 48 監査報告書

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長の職務については、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と「学校法人神奈川歯科大学寄附行為」第 11 条（提出-22）に明記されている。理事長は、公共機関である大学法人のリーダーとして経営責任を担い、法人の強力なガバナンス機能が発揮できるよう努めている。また、絶えずステークホルダーを意識し、国家試験、財務、人事等に関して適切な判断と指示をしている。

理事長は、建学の精神・教育理念及び教育目的・目標を絶えず念頭に置いて法人の発

展と健全な経営に寄与している。また、理事長は、寄附行為第 16 条の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意志決定機関として適切に管理運営している。短期大学に学長を置き、その運営にリーダーシップを発揮している。理事でもある学長から運営状況の報告を受け、特に学生数、国家試験合格率等には強い関心を持ち、それに関する情報を把握している。

理事長は、運営のために重要な情報収集の場である、内外情勢調査会、経済同友会、地元ロータリークラブ、商工会議所等のメンバーとなり、積極的に活動している。また、本法人のホームページや機関新聞等により、学内の財務情報はじめ多くの情報を発信している。

短期大学の諸案件は、学長と事務が連携してまとめたものが法人の運営協議会に提案され、必要に応じて議案として理事会で決済を受けるものと、稟議書として稟議による理事長決裁を受けるものがある。また、理事は法令に則り適切に構成されている。

理事会は、学内理事（理事長、短期大学学長含む）6名、歯科大学同窓会から1名、有識者（学外）2名の計9名による構成となっている。理事の選任に当たっては、私立学校法第 38 条及び寄附行為第 6 条の規程に基づいて行われている。

理事長は、毎年 3 月に次年度の事業計画及び予算を編成して評議員会に諮問をし、その結果を受けて理事会で決定をしている。また、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算書（収支計算書、貸借対照表、財産目録）

（提出-15、18）及び事業報告書（提出-20、21）、監査報告書（備付-48）を評議員会に報告し、意見を求めている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

大学を取り巻くステークホルダー（在学生、卒業生、保護者、受験生、教職員、取引先、地域社会など）の存在が、本学組織に緊張感を与えている。経営サイドとしては、理事長のリーダーシップとガバナンスをもって、これらステークホルダーのニーズを満たしていくことが必要であるが、理事長は建学の精神・教育理念及び教育目的・目標を理解して法人運営にあたっていることから、法人及び短期大学部の管理運営体制は適切であり特に問題はない。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

備付資料 34 教授会議事録

備付資料-諸規程

35 神奈川県立短期大学部学長選任規則

36 神奈川県立短期大学部教授会規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

本学は、歯科衛生学科と看護学科の2学科を擁する医療系短期大学として運営されているが、本学の建学の精神は「愛」の一文字で、それは正に医療の本質とも言うべき言葉である。この精神の下、本学の教員は、その精神に則った教育・研究をすることが望まれ、学生は建学の精神を実践することによって医療の本質を習得することが望まれている。従って、教授会、授業、式典など教員や学生が一同に会する場で、学長は、

教育の質の向上のために建学の精神の実践を繰り返し述べている。

一方、本学は歯科衛生学科と看護学科という同じ医療系学科からなるとはいえ、その運営に当たっては、共通の方針で行えるものと、二学科それぞれの特性に則った個別の運営が必要なものがあり、学長はその特性を踏まえながら強いリーダーシップを発揮して、よりの確な運営を図っており、教職員や学生も学長のリーダーシップに強い信頼と期待を寄せている。

本学学長の選考については、「神奈川歯科大学短期大学部学長選任規則」（備付・諸規程 35）に於いて「理事会の議により選任し、これを教授会に報告し理事長がこれを任命する」と規定されている。

なお、以前は、神奈川歯科大学の学長が短期大学の学長を兼務する時期があったが、平成 28 年 4 月より本学教員の中から学長が任命され、それによって、短期大学の実情を踏まえた学校法人全体の運営方針が決定されるようになり、また、本学学長の意向が速やかに理事会や教育現場に伝達されるようなシステムが構築されている。

教授会については、教育関連法改正に伴い学則変更を行なって、教育研究に関する重要事項の決定に際し意見を述べるという役割と、教育研究に関する事項を審議し、学長の求めに応じて意見を述べるができるという役割を明確にすることとした。以上の役割を持つ本学教授会（備付・諸規程 36）は、毎月 1 回定期的に開催されている。出席者については、規定上「学長、副学長、教授、准教授、講師、事務局長」となっているが、全ての教員が学長の方針や正確な情報の共有が可能となるよう、職位（助教、助手を含む）にかかわらず出席できるようにしている。ただし、それぞれの職位に求められる責務には自ずと違いがあることから、審議する議案の内容毎に議長である学長の判断によって、参加教員の職位の範囲が決定される。議事録は、毎回指名された議事録署名人の署名後、教学部で保存している。（備付・34）また、教学運営を管轄する委員会である教学委員会を教授会の 1 週間前に開催し、必要な事前協議を行うことで、教授会での審議が効率的で、しかも充実したものとなっている。さらに、教育改革を迅速に遂行するため、教学委員会とは別に准教授クラスを中心にした構成委員による「教育改革プロジェクト」チームを設け、独自の提言や注目されている教育システム導入の検討を行い、全学的に取り組んでいる教育改革への、新たな視点からのサポート体制を構築している。なお、本学には教学委員会以外に、入学試験委員会、自己点検・評価委員会、FD 委員会、国際交流委員会、カリキュラム委員会、アカデミックサポート委員会、セキュリティ委員会、キャリアサポート委員会、図書委員会が組織され、それぞれ分野別に適切、迅速かつ円滑な運営がなされている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

本学では、自己点検・評価報告書を作成後に外部評価委員会を開催し、学外の第三者の視点から検証を行い、より良い教育・研究を目指して絶えず教育システム等の向上に努めている。また、学校教育法の改正に伴って教授会の意義・役割が変化してきている現在、それに合わせ（学則変更を含め）、具体的規程である教授会規程の改正も行った。だが、規程等の改正だけでは真の改革とは成り得ず、改革のためには何よりも教員一人ひとりの意識改革が必要である。つまり、各教員が、教育・研究における質の

向上のために解決されるべき問題を自覚し、また、それらの問題意識を共有しながら一丸となって教育改革を進めていくことが必要なのである。従って、「問題意識の共有」という上述の意識レベルの改革が、改革の最初であると同時に最終目標であるという認識のもと、それが掛け声だけに終わることのないようにしなければならない。上述の具体例として本学の「三つの方針」における問題が挙げられる。つまり、本学に於いては、入学希望者にとって最も重要な項目である「①入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、②教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、③卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に対する各教員の認識に若干の差異があり、その作成が共通の土台を前提にした審議のもとに為されているとは言いがたい。このことが、入学希望者にとってより分かりやすい（シンプルで、共通した）ポリシーの確立の妨げになっているとの観点から、学科単位の考えを見直し、入学希望者、学習者の視点に立った二学科共通のポリシーの策定を行った。しかし、認証評価に於いて、学科の特性をより強く出してはどうかとの指摘を受け、再度見直しを図り、別々のポリシーとした。今後も、入学希望者や在学生等の視点から、それぞれの学科の特性の理解に資するポリシーの確立を目指して点検をする必要がある。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 22 学校法人神奈川歯科大学寄附行為

備付資料 48 監査報告書 49 評議員会議事録

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、毎月 1 回開催される理事会に出席し、諸案件に対して意見を述べている。また、学内各部署における業務監査を実施し、学校法人の業務及び財産の状況を把握している。なお、学校法人の業務及び財産の状況については、毎会計年度、監査報告書（備付-48）を作成し、当該会計年度終了後、理事会と評議員会に報告している。また、公認会計士と意見交換をし、より良い財務体質になるよう協議をしている。そして、その結果を理事会に報告し、改善点があれば、理事会において決議の上、改善するようにしている。また、文部科学省主催の監事研修会等の資料を監査業務に反映すべく、そのつど参考にし、当該の諸課題に対処するよう努めている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員は、学校法人神奈川歯科大学寄附行為（提出-22）によって人数が規定され、第一号評議員 7 名を教職員から選出、第二号評議員 7 名を卒業生から選出、第三号評議員 7 名を学識経験者から選出し、理事の定数の 2 倍を超える合計 21 名の評議員で構成している。短期大学からは同窓会長 1 名が、第二号評議員として指名されている。

評議員会は、予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、収益を目的とする事業に関する重要事項等を私立学校法第 42 条に沿って運営されている。（備付-49）

・平成 30 年度評議員会開催日

平成 30 年 5 月 24 日（木）平成 29 年度決算について

平成 31 年 3 月 28 日（木）平成 31 年度予算について

今年度の着目すべき点として、3 月の定例評議員会において、平成 31 年度から本法人の傘下に入る東京歯科衛生専門学校の予算計上が初めて行われ、承認を受けた。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校教育法施行規則（平成 22 年 6 月 15 日付け改正）により、平成 23 年 4 月 1 日から各大学等に於いて教育情報の公表を行う必要があるとして、明確化された項目についてホームページ上において広く公開をしている。また、私立学校法の規定に基づく財務情報についてもホームページ上に於いて適切に公開している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

管理運営の強化を図るため、公認会計士、監事との三様監査ができるように有効かつ効率的な内部監査体制を構築することが課題となる。法人事務局長主導のもと、公認会計士、監事と共有ができる内部監査項目の構築が求められる。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の
実行状況

内部監査機能として、公正かつ独立の立場でガバナンス及びリスク・マネジメントによる、経営諸活動の遂行状況を評価していく体制の構築までは至っていない。引き続き内部監査に関わる規程等の整備が求められる。

- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

内部監査項目の構築に当たって、公認会計士、監事と話し合いを行い、必要項目について検討していく。